## 筑波大学

# 地 域 研 究

## 第29号

エジプトにおける人口動態と経済成長 	柏木	健一
中央アジア地域における水管理政策と諸国間関係 - 現状,課題と展望	ダダバ	゛エフ
東マレーシア・ドゥスン族社会における「家 」 - 社会集団としての特徴を中心に	三浦	哲也
民俗誌叙述の方法 - 講義録「民俗学概説」第6講	真野	俊和
アメリカ合衆国における福祉国家の再編と市民権 - 1996年福祉改革法の移民への影響	佐藤千	-登勢
留学が日本人学生の文化的アイデンティティに与える影響に関する一考察 - 中国における留学生と本国の学生との比較を通して		朋子
" 来不及 " 型可能補語句型の成立過程	伊原	大策
言語習得・認知科学両研究成果の生態学的展開に基づく日本語教育方法詞		敏雄

## 筑波大学 地域研究

29 2008年3月

### 目 次

エジプトにおける人口動態と経済成長	柏木	健一	1
中央アジア地域における水管理政策と諸国間関係 - 現状,課題と展望 -			
東マレーシア・ドゥスン族社会における「家」	・ダダ	バエフ	. 23
- 社会集団としての特徴を中心に -	三浦	哲也	41
民俗誌叙述の方法 - 講義録「民俗学概説」第6講 -	真野	俊和	53
アメリカ合衆国における福祉国家の再編と市民権 - 1996年福祉改革法の移民への影響 -	生献日	<sup>⊂</sup> ⋥ <b>⋸</b> 未扣	0.4
留学が日本人学生の文化的アイデンティティに与える影響に関する一考察 - 中国における留学生と本国の学生との比較を通して -	1 体 膝 寸	-豆势	81
	-==	三朋子	101
" 来不及 " 型可能補語句型の成立過程	伊原	大策	113
言語習得・認知科学両研究成果の生態学的展開に基づく日本語教育方法論	岡崎	敏雄	129

#### AREA STUDIES Tsukuba

29 March 2008

#### **CONTENTS**

Demographic Transition and Economic Growth in Egypt		
	. KASHIWAGI Kenichi	1
Water Management and Interstate Relations in Central Asia:		
Realities, Problems and Concerns		
	. Timur DADABAEV	23
The "House" in the Dusun Society, Eastern Malaysia:		
it's Features as Social Group		
	MIURA Tetsuya	41
Description for Ethnographies		
Introduction to Japanese Folklore (6)		
	. SHINNO Toshikazu	53
Restructuring of Welfare State and Citizenship in the United States		
The Welfare Reform of 1996 and Immigrants		
	SATO Chitose	81
An Examination of the Effects of Studying Abroad on the		
Cultural Identity of Japanese Students		
	HIFUMI Tomoko	101
Historical Consideration of Complement structures '来不及'		
	IHARA Daisaku	113
Methodology of Japanese Language Education Based on		
Ecological Development of Language Acquisition and		
Cognitive Science		
	OKAZAKI Toshiot	129

### エジプトにおける人口動態と経済成長\*

Demographic Transition and Economic Growth in Egypt

#### 柏 木 健 一\*\*

#### KASHIWAGI Kenichi

In the traditional 'Dualism' theory of economic development, it is widely believed that an abundant labour supply at a constant real wage is the key to induce economic development. This hypothesis, proposed by Sir W. A. Lewis in 'Economic Development with Unlimited Supply of Labour', has provided a basic framework for development economists and policy makers in developing countries. Egypt, according to Lewis, was a typical example illustrating the dualistic economic theory. The theory implies that underdevelopment in Egypt would result from rapid population growth, and that the main challenge for the Egyptian government is to develop its modern economy so that it absorbs the abundant labour in traditional, low-productive activities.

However, a demographic transition has been observed in Egypt, where the birth rate is beginning to decline faster than the death rate. In the theory of 'population dividends', economic growth is possible in the transitional period if the growth rate of the economically active population exceeds that of the total population. The theory states that the decrease in domestic financial burden, along with the increase in the economically active population due to the decline in the birth rate, would encourage saving and investment for economic development.

On the other hand, the increase in social burden caused by the relative decline in the young population is becoming increasingly noticeable, even among the developing economies such as Southeast Asia. It will be more sever in the case of Egypt, where the fiscal deficit has already become chronic because of subsidisation policies and increased

<sup>\*</sup> 本稿は,日本中東学会第23回年次大会(2007年5月13日於東北大学)における報告を論文にしたものである。

<sup>\*\*</sup> 筑波大学北アフリカ研究センター研究員

government employment. Most of the population is demanding increases in social expenditure, since social safety nets such as health and social insurance are still underdeveloped. Increasing social expenditure sometimes results in the stagnation of potential of economic growth, constraining the accumulation of capital and technological progress. What conditions are necessary for Egypt to benefit from the population bonus by absorbing the young population into productive activities? The purpose of this paper is to clarify the long-term relationship between demographic transition and economic growth in Egypt.

There is evidence that Egypt has experienced a transition to its third stage of demographic transition since the 1990s, characterised by slow population growth with low birth and death rates. The age structure is also changing toward the phase where the ratio of the working-age population to the total population is beginning to increase. These facts imply that Egypt is currently benefiting from a demographic gift called 'population bonus'.

During the second stage of demographic transition, the growing labour force was absorbed by the out-migration to the Gulf Cooperation Council countries. However, economic growth was encouraged during this transitional phase through the absorption of abundant labour into domestic economic activities. Several studies have pointed out that the contribution of technological progress to economic growth is rather stagnant in the Middle East and North Africa (MENA) countries including Egypt. As an indicator of technological change, the total factor productivity (TFP) contributed less than capital accumulation, accounting for growth from 1960 to 1998 in selected MENA countries. The growth of Egypt from 1977 to 2004 also supported this hypothesis, with almost 90% of growth being explained by capital accumulation.

However, since the mid-1990s, the TFP has showed a trend toward increase with the recovery of economic growth. It might be suggested that this increase coincides with the increase in the working-age population. However, the rate of natural population growth is still high; therefore, the population has remained nearly constant. According to a United Nations (UN) demographic projection, the ratio of working-age people to the total population in Egypt will peak between 2030 and 2040. Hence, one of the policy implications is that job-creation, particularly for the young, is necessary to sustain economic growth, and how a positive cycle of saving and investment could be encouraged during the period of population bonus is one of the main challenges. It is implied that encouraging investments that contribute to job creation and technological progress would fulfil the sufficient condition for economic development.

#### . はじめに

急速な人口増加は経済発展に負の影響を与えるものと考えられることが多く,途上国の貧困や低開発の要因は人口爆発に求められることがしばしばである。開発経済学の二重経済論においては,人口爆発によって生じた過剰労働人口が生産性の高い近代部門に移行することによって経済発展が始動すると想定されている。しかし,途上国の急速な人口増加も近年減速する局面に移行しつつあることが見出せる。本稿で着目する中東・北アフリカ地域は,第二次大戦後急速な人口増を経験した地域のひとつであるが,このことは同地域でも例外ではない。

本稿で分析する中東・北アフリカ地域におけるエジプトは,かつて英国の経済学者アーサー・ルイス卿によって,無制限的労働供給下で経済発展を遂げる二重経済モデルの典型とされた国である(Lewis, 1954:140-141)。同モデルが示すとおり,急速に増加する労働人口を近代産業にいかに雇用吸収させるかは,エジプト政府のかねてからの政策課題であった。しかし,1990年代以降のエジプトでは,死亡率が低下すると同時に出生率も低下し,人口の自然増加率が低下している。つまり,エジプトは少産・少子で特徴付けられる人口転換の第三局面に移行しつつある。それにしたがい,人口ピラミッドも若年人口が相対的に多い「成層型(富士山型)」から生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が相対的に多い「釣鐘型」へ変化しつつある。これは,生産年齢人口増加率が人口増加率を上回る局面,すなわち「人口ボーナス期」を迎えつつあることを示している。

人口経済学が近年注目する「人口ボーナス (population dividends)論」では,出生率の低下による家計の負担減や経済活動人口の増加が経済発展に有効に作用するとされている。急速な人口増が経済発展の足かせであり続けたエジプトにおいても,人口ボーナスを成長に結びつけることは可能であろうか。

一方,先進国の歴史的経験に鑑みれば,中東・北アフリカ諸国も長期的には人口ボーナス期が終了し,少子高齢化に備える必要がでてくる。また,過去30年間ほどで急速な経済発展を遂げた東アジア諸国をみても,少子化に伴う社会的負担の増大が近い将来重要問題として浮上する(渡辺,

<sup>1</sup> 世界銀行の分類によれば、「中東・北アフリカ(Middle East and North Africa)諸国」とは、モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト、シリア、レバノン、ヨルダン、湾岸諸国会議機構(GCC)諸国6カ国、イエメン、イラン、イラク、イスラエル、パレスチナ自治区およびジプチを含む20カ国・地区を示す。本稿では、GCC諸国は他の中東・北アフリカ諸国と比べて人口転換が異質であるために、分析の直接の対象からは外すことにし、また、データの制約から、アルジェリア、エジプト、シリア、チュニジア、モロッコ、リビア、レバノンおよびヨルダンの8カ国に分析対象を絞ることにする。

<sup>2</sup> 人口転換の局面については様々な分類があるが、本稿では、死亡率と出生率がともに高く、人口の自然増加率が低い局面を「第一局面(多産多死型)」、死亡率が低下を始めても出生率が高い率で維持され、人口が急増する局面を「第二局面(多産少子型)」、死亡率と出生率がともに低下して自然増加率が減速する局面を「第三局面(少産少死型)」とし、死亡率と出生率が低位で安定して、自然増加率がさらに低下する最終局面を「第四局面」とする。

<sup>3 「</sup>人口ボーナス論」とは、簡潔に述べれば、出生率の低下が経済成長を高める要因となるという考え方である。「人口ボーナス期」は、計測的には、生産年齢人口増加率が人口増加率を上回った時期に始まり、これが逆転した時点で終了する。本稿における人口ボーナスの定義については、渡辺(2006:49-50)を参照されたい。

2006:49 》。つまり,少子高齢化はもはや先進国特有の問題ではなく,少子高齢化に向かう速度は後発国ほど加速化する傾向を示す。

特に、社会主義的経済体制から市場移行を遂げつつあるエジプトでは、更なる社会的負担の増加は成長の制約要因となる。そこでは、大幅な財政出動を要する社会政策が過去数十年にわたり実施されているため、財政負担増の問題は既に慢性化しているが、医療、年金、福祉等の社会的セーフティネットは依然として未整備であるために、社会支出への配分増の要求は高い。財政負担の増加は、投資活動を制約し、技術進歩の長期的停滞をもたらし、ひいては経済成長の潜在力を奪う危険性も否定できないものである。エジプトが人口ボーナスの成果を掴み取るには、どのような条件が必要であろうか。

以上のような問題意識に基づき,本稿では,エジプトにおける人口動態と経済成長の長期的関係を明らかにする。東アジアの急速な経済成長を人口ボーナス論から説明した研究に,Bloom and Williamson (1998) がある。また,近年では,渡辺(2006),大泉(2006),若林(2006)が人口ボーナス論の展開から,東アジア諸国の少子高齢化における課題を検討している。ただし,いずれも東アジア諸国を対象としたものである。これに対して,Williamson and Yousef(2002)は,中東・北アフリカ諸国を対象にして人口動態と経済成長の関係について分析したが,エジプト経済を深く分析したものではない。本稿のように,人口ボーナス論を用いてエジプトの長期経済成長を分析した研究は,これまで殆どみられない。

#### . 人口動態と経済成長

人口増加と経済成長の間の因果関係についての見方は一様ではない。開発経済学における二重経済論の多くは、人口増に対して比較的中立的立場をとるが、その現実的適用そして仮定の修正においては、人口爆発によって生じた過剰人口は経済発展にネガティブな要因としてとらえられることが多かった。つまり、資本蓄積による経済成長の成果は増加する人口によって吸収されてしまい、急速な人口増に起因する「低位均衡の罠」から脱却するためには、高貯蓄・高投資が実現されなければ容易ではないと考えられてきた。

これに対して人口ボーナス論では,人口年齢構成の変化が経済発展にポジティブな影響を及ぼすと考える[Bloom and Williamson (1998:419-421); Bloom, Canning and Sevilla (2001:2-3)]。人口ボーナスとは,渡辺(2006:49-50)によれば,出生率の低下が年少従属人口比率(0歳以上15歳未満)の低下をもたらすことで社会や家計の養育負担を減少させ,同時に,経済活動人口の対生産年齢人口比率を上昇させることで経済発展に有利に作用するという考え方である。つまり,人口ボーナス

<sup>4</sup> 大泉(2006:66-69)は,日本,NIEs,ASEAN14,中国の高齢化の速度を高齢人口(65歳以上)比率が7%を超えた時点(高齢化社会)から14%を越えた時点(高齢社会)までに要した年数を比較し,香港を除けば,いずれの国も日本と同等かそれよりも速い速度で高齢化社会から高齢社会へ移行することを示した。

<sup>5</sup> 古典派やマルクス以来,急速な人口増加が低所得そして低貯蓄率・低投資率をもたらすために,途上国経済は貧困と停滞の悪循環によって「低位均衡の罠」に捕らえられてしまうと考えられてきた。

論では過去の人口爆発は生産年齢人口の相対的増加を通じて経済発展を促進させるととらえられている。

東アジア諸国を対象にして生産年齢人口比率の変化と経済成長の関係を実証的に分析したBloom and Williamson (1998) は、同諸国が「奇跡」と呼ばれるほどの急速な経済成長を遂げたことの背景には人口ボーナスの到来があることを指摘した。事実、国連の人口動態統計によれば、日本を除く東アジア諸国の多くは、1970年代以降出生率および人口増加率が低下する局面に移行した(国際連合、2002:66-67)。現在、韓国、中国およびタイにおける生産年齢人口は全人口の65%以上に増加しており、人口ボーナス期を迎えている(大泉、2006:70-71)。ただし、インドネシア、マレーシアおよびフィリピンを除く東アジア諸国は、今後30年の間に日本を上回る速い速度で高齢社会へ変貌すると予測されており[大泉(2006:66-69); 若林(2006:97-98)]、人口ボーナス期が終わった後は高齢化対策がより切実な課題になると指摘されはじめている。

東アジア諸国の人口動態と経済成長の経験を中東・北アフリカ諸国に適用すれば,次のような問題提起が可能であろう。中東・北アフリカ諸国が人口ボーナス期を迎える時期はいつ頃か。人口ボーナスの成果を掴み取るには,いかなる条件が必要か。高齢化社会そして高齢社会を迎える時期はいつ頃か。人口高齢化を迎えるにあたり,人口ボーナス期の間に備えるべき政策的課題は何か。これら4つの問題提起から,本稿では,人口転換を経験している中東・北アフリカ諸国,中でもエジプトにおける持続的経済発展の課題を導き出すことにする。

エジプト経済は,人口ボーナスの成果をいかにして経済成長に結びつけることができるのか,また,人口転換に伴う将来の財政負担増にいかに取り組むのか。この2つの課題は,エジプトだけでなく中東・北アフリカ諸国に共通する。同課題を分析することは,人口転換を迎えているエジプト経済の持続的発展のメカニズムを明らかにすることにつながり,他の中東・北アフリカ諸国においても持続的経済発展の展望を拓くものとなろう。

#### . 中東・北アフリカ諸国の人口動態と国際労働移動

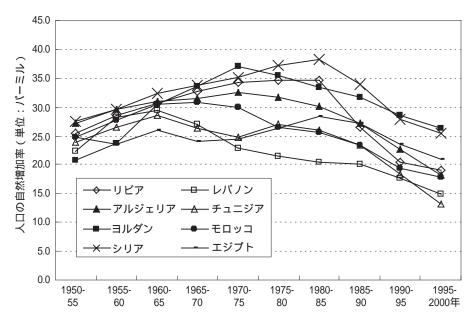
中東・北アフリカは,サブサハラ・アフリカを除けば,第二次大戦後世界で最も急速な人口増を経験した地域である。同地域の急速な人口増は,1980年代から続く経済の不振と時期を同じくして起こり,労働生産性の停滞と急速な失業増をもたらした(Williamson and Yousef,2002:16-17)。国連開発計画が刊行した『人間開発報告書2007/2008』によれば,1975年から2005年におけるアラブ諸国の人口増加率は平均して年率2.6%と依然として高い水準にあった。

しかし、以下説明するように、中東・北アフリカ諸国においても人口転換がみられる。また、これまでの急速な人口増は外国への移民や海外出稼ぎの圧力を生み出す一方で、労働力の送り出しが逆に人口転換の進行に影響を及ぼした。本節では、同諸国における人口動態をGCC諸国やEU諸国のそれと比較分析する。また、これらの国々への国際労働移動と同諸国の人口動態の関係を分析することにする。

#### 1.人口動態

中東・北アフリカの8カ国における人口転換を図1に示している。同8カ国ではいずれも1980年代後半までに人口の自然増加率が低下し始めた。先進国の歴史的経験に照らし、人口の自然増加率20パーミル以上が第二局面であるとの基準を適用すれば、ヨルダン、シリアおよびエジプト以外は1990年代には第三局面に入ったことが読み取れる。

また、同諸国の中でも国民一人当たり所得が相対的に高いグループ(リビア、レバノン、アルジェリアおよびチュニジア)では、他の所得が低いグループ(ヨルダン、モロッコ、シリアおよびエジプト)に比べて第二局面からの展開が早かった。逆に、後者の中で所得が低いシリアやエジプトでは人口転換は遅かった。つまり、所得の高い国ほど人口転換が先行していることから、人口転換と経済成長の間に因果関係が認められる。ただし、第三局面への移行がみられるとはいえ、人口の自然増加率は15パーミル前後から25パーミル前後である。これは、2000年までにアジア諸国で14.3パーミル、東南アジア諸国で16.6パーミル、東アジア諸国が6.8パーミルに低下していることと比較すると、やや高止まりの傾向がある。



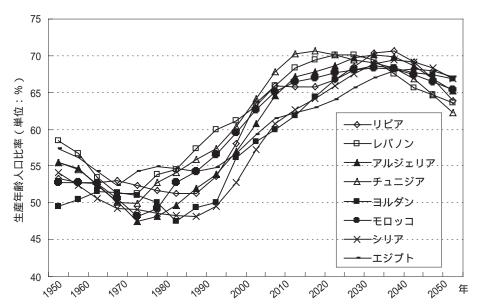
(出所)国際連合 経済社会情報・政策分析局 人口部 [編] 阿藤誠[監訳](2002)『国際連合 世界 人口予測 1950 2050 2020年改訂版』原書房,第 分冊より筆者作成。

図1 中東・北アフリカ諸国における人口の自然増加率の推移

人口転換が第三局面に移行するにしたがい,生産年齢人口比率は増加する。図2に示した生産年齢人口比率の推移を観察すると,中東・北アフリカの8カ国は1990年代から同比率が上昇する局面に入った。また,先に分類した一人当たり所得が高いグループは,生産年齢人口比率のピークを

<sup>6</sup> アジア諸国の人口動態統計については,国際連合(2002:64-73)を参照されたい。

2010年から35年の間に迎えることが予測される。これに対して,所得の低いグループがピークを迎えるのは,2030年から35年の間であると予測される。後者の中で所得が低いシリアやエジプトでは,生産年齢人口比率の上昇も遅く,そのピークは2035年と予測されている。これら8カ国は所得水準によって時期に相違があるものの,生産年齢人口比率は増加局面にあり,今後人口ボーナス期を迎えることが明らかである。



(注)2003年以降の生産年齢人口比率は中位予測値を示す。

(出所)国際連合 経済社会情報・政策分析局 人口部 [編] 阿藤誠 [監訳] (2002) 『国際連合 世界人口予測 1950 2050 2020年改訂版』原書房,第 分冊より筆者作成。

図2 中東・北アフリカ諸国における生産年齢人口比率の推移

人口ボーナス期を迎えるにしたがい,人口ピラミッドは成層型から釣鐘型へ移行する。人口転換がさらに進めば,人口ピラミッドはつぼ型になる。ただし,高齢人口比率については,2000年において高くてもレバノンで6.1%,チュニジアで5.6%である(国際連合,2002:296-297, 450-451)。つまり,現時点ではつぼ型への移行はみられない。しかし,表1から中東・北アフリカの8カ国について高齢化の速度を推測すると,2020年から35年の間に65歳以上の人口が全人口の7%以上を占めことになり,高齢化社会に達する。また,高齢化社会から高齢人口比率14%以上の高齢社会に達する年数は,15年から20年であると予測される。若林(2006:97-98)によれば,日本を含む東アジア諸国において高齢人口比率が倍加する速度,すなわち高齢社会に移行する速度は,日本では1970年から94年の24年間要したのに対し,中国で23年間,韓国やシンガポールで16年から17年間,から94年の24年間要したのに対し,中国で23年間,韓国やシンガポールで16年から17年間,ASEAN諸国でも14年から20年間と速いピッチで進んだ。これらの結果と比較すると,中東・北アフリカ諸国が高齢社会に移行する速度は,東アジア諸国並みに速まっていることが指摘できる。

	高齢人口比率7%	高齢人口比率14%	倍加年数
リビア	2025	2045	20
レバノン	2020	2040	20
アルジェリア	2030	2045	15
チュニジア	2020	2040	20
ヨルダン	2035	N.A.	N.A.
モロッコ	2025	2045	20
シリア	2035	N.A.	N.A.
エジプト	2025	N.A.	N.A.

表 1 中東・北アフリカ諸国における高齢化の速度

#### 2.人口動態と国際労働移動

そもそも人口ボーナス論は,出生率の低下が経済発展をもたらす可能性を示唆するものである。また,人口転換の時期や速度は,国や地域によって大きく異なることは,これまでの分析より明らかである。人口転換の時期・速度の相違は一方で,各国・地域における労働力の偏在をもたらし,国境を越える労働移動を引き起こす要因となる。事実,中東・北アフリカ諸国では,労働力不足に悩む欧州諸国やGCC諸国に大量の労働力を送り出してきた。これらの国々の間において,人口動態と国際労働移動の間には,どのような因果関係があるのであろうか。以下では,人口動態が国際労働移動に及ぼす影響,ならびに労働力の送り出しが人口動態に及ぼす影響の2つを分析することにする。

#### (1)人口動態が国際労働移動に及ぼす影響

人口転換の第二局面における急激な人口増は外国へ労働力を送り出す圧力を生む。また,人口ボーナス到来期においても,増加する生産年齢人口を国内労働市場で吸収できない場合は,労働送り出し圧力は依然として高いままである。これに対して,第三局面から第四局面にある国では,国内で労働力不足が生じるために,外国人労働力の需要が高まることがしばしばである。つまり,人口転換の先行国には労働力不足が生じ,後発国では労働過剰状態が続くために,前者では受け入れ,後者では送り出しのインセンティブが高まることになる。

<sup>(</sup>注)高齢人口比率は全人口に占める65歳以上の人口を占めす。また,同比率は中位予測値を示す。 N.A.は,推計期間中の2050年までに高齢人口化率が14%に達しなかったものを示す。

<sup>(</sup>出所)国際連合 経済社会情報・政策分析局 人口部[編] 阿藤誠[監訳] (2002) 『国際連合 世界人口予測 1950 2050 2020年改訂版』原書房 ,第 分冊より筆者作成。

<sup>7</sup> 一般に,国境を越える労働移動は,外国籍を取得し,母国以外の国に永住を目的として移住する「定住移民」,外国での就労を目的にした短期の「出稼ぎ労働者」,受け入れ国が認めていないが,就労目的から流入する「非合法移民」,人種・宗教・政治的意見の相違などによる迫害を避け,外国に逃れた「避難民」,国連の「難民の地位に関する条約」(1951年)に準拠する「難民」等に分類されるが,ここでは,主に「定住移民」と「出稼ぎ労働者」について議論する。

<sup>8</sup> 梶原(2006:56-57)によれば、フィリピンは増加する若年労働人口を国内で有効に活用できない状態が続いており、2004年末で全人口の10%にあたる800万人の出稼ぎ労働者を送り出している。しかも、出稼ぎ労働者の40%強が大卒者等の高学歴者であり、医者や看護師の海外流出に伴う国内人材不足が経済発展における問題となっている。

中東・北アフリカ諸国において国境を越える労働移動が盛んに行われるようになったのは,1970年代以降である。そこでは,労働力に加えて石油資源の不均等分布が移動を引き起こす要因となった。基本パターンは,労働過剰・資本希少の非産油国から労働希少・資本過剰のペルシャ湾岸の産油国や欧州諸国への移動である。2000年において,約200万人以上が中東・北アフリカのマシュリク諸国からGCC諸国に,210万人がマグレブ諸国からEU諸国に定住移民もしくは短期の出稼ぎ労働者として移動した(Musette et al., 2006:4)。

労働受け入れ側であるEU主要国は現在,人口転換の第三局面に完全に移行しており,人口ピラミッドはつぼ型である(国際連合,2003:80-85)。国際連合(2002:118-463)によれば,EU主要国は1970年から90年の間に高齢社会に移行し,生産年齢人口比率はデンマーク,スペイン,スウェーデンおよび英国を除き,1990年代より低下局面に入った。これに対して,同じく労働受け入れ側であるGCC諸国では,第二局面からの移行がみられるのは1980年代半ば以降である。しかも1995年から2000年における人口の自然増加率は,20パーミルから30パーミルと依然として高い水準にとどまっている(国際連合,2002:124-461)。いずれも国民一人当たり国内総生産が5,000ドル以上と中所得国の上位あるいは高所得国に属するが,人口転換の展開が遅いことは特徴的である。

このような人口転換の展開は 労働力の受け入れにどのような影響を及ぼしているのであろうか。まず,EU諸国においては,人口高齢化が慢性的労働不足をもたらし,外国からの労働力の流入を引き起こしている。Pflegerl (2006:193-198)によれば,1990年代以降,EU主要国に流入する移民人口の増加率は人口の自然増加率を上回るようになった。2000年の時点で,ドイツには730万人,英国には234万人,イタリアには139万人,スペインには90万人の外国人が流入しており,全人口の5.33%を占めている。外国人労働力の導入なしには今後さらに加速する少子高齢化に対応できない可能性が高い。

EU諸国とは異なり、GCC諸国では自国の人口転換とは無関係に外国からの労働力の受け入れが進んできた。というのは、GCC諸国では、もともと国内に十分な労働力を擁していなかったからである。特に、二度の石油危機が原油価格を高騰させた1970年代には、膨大な石油収入を反映してGCC諸国に建設ブームが起こり、外国人の労働需要が急増した。1980年代半ばになると石油価格は低迷したが、その後も大量の外国人労働力を受け入れ続けた。

1995年の時点でGCC諸国における外国人人口は全体の36.8%,外国人労働力は全体の73.6%を占めている(Girgis, 2002:98-99)。これは,中東・北アフリカの労働過剰国だけでなく,パキスタン,インド,バングラデシュなどの南アジア諸国からも労働力を受け入れた結果である。例えば,サウジアラビアでは,生産年齢人口の増加によって近年国内の失業が顕在化しているために,サウダイゼーションと呼ばれる労働力の自国民化政策が強化されている。ただし,外国人労働力に高度に依存した構造を転換するのは容易ではなく,今後も外国人労働力の受け入れは続くであろう。

<sup>9</sup> ここでEU主要国とは,分析の都合上,1995年までに加盟した15カ国を示す。

<sup>10</sup> 高齢社会を迎えているEU諸国では,外国人労働者受け入れ体制を整備し,人手不足に対処する必要から, EU共通の移民政策の策定,外国人不法移民への対処および移民の社会的統合政策の実施等が積極的に行わ れている。

#### (2) 国際労働移動が人口動態に及ぼす影響

上述のとおり,人口転換の時期と速度の各国・地域による相違が国際労働移動のインセンティブを与えることは明らかである。この因果関係とは逆に,国際労働移動は人口転換にどのような影響を及ぼすのであろうか。

Fargues (2007:161-167) によれば、外国に移動した労働者は受け入れ先の文化様式や家族計画を導入することによって、自分の家族の出生力の意思決定に影響を及ぼすという。確かに、出生力の意思決定は外部から独立して行われるのではなく、属する共同体の行動や家族計画から影響を受ける。すなわち模倣が重要な役割を果たし、外部性が生じることが知られている(Basu and Van, 1998)。つまり、移動した労働者が移動先の家族計画を適用することによって出生率が低下し、人口転換の第三局面への移行が加速化することは十分にありうると思われる。

さらにFargues (2007:166-177) は、中東・北アフリカ出身の移民や短期出稼ぎ労働者の移動先がEU諸国であるかGCC諸国であるかによって、彼らの出生力の意思決定への影響が異なることを指摘した。すなわち、主として前者を目指したモロッコやトルコでは出生率の低下が速く進み、第二局面からの展開も比較的早く進行した。これに対して、後者に多くの短期出稼ぎ労働者を送り出しているエジプトでは、出生率の低下は遅く、したがって人口転換の展開も遅かった。事実、すでに高齢社会に突入しているEU諸国へ多くの労働者を送り出したレバノンやチュニジア、モロッコでは、中東・北アフリカ諸国の中では比較的早い時期に人口の自然増加率が低下した(図1)。これに対して、人口転換が遅れているGCC諸国に多くの労働者を送り出したエジプトやシリア、ヨルダンでは、人口転換は遅くしかも人口の自然増加率に高止まりがみられる(図1)。

つまり、労働受け入れ国において人口転換が先行している場合には、国際労働移動は労働送り出し国における出生率を低下させる可能性がある。EU諸国のように、労働受け入れ側の人口転換は第三局面から第四局面にあることが多いため、国際労働移動は送り出し国における人口転換を加速化させる影響があると思われる。ただし、受け入れ先がGCC諸国のように人口転換が遅れている場合は、その効果は限定的であるといえよう。

#### . エジプトにおける人口動態と経済成長の長期的関係

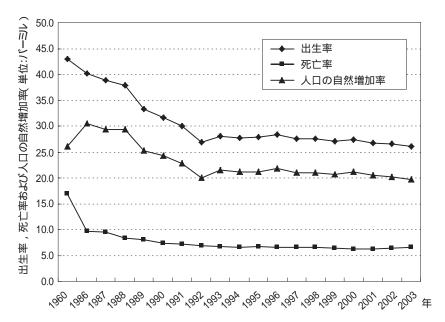
これまでの分析より、中東・北アフリカ諸国は生産年齢人口比率が上昇する局面に移行しており、今後人口ボーナスを迎えることが明らかになった。また、同諸国で増加する労働人口は外国への移民や短期出稼ぎ労働者を送り出す圧力を生む一方で、労働の送り出しが同諸国の人口転換を加速化させる影響があった。ただし、同諸国の中でも所得水準が低いエジプトでは人口転換が遅れており、人口の自然増加率にやや高止まりの傾向があった。また、人口転換が遅れているGCC諸国に大量の労働力を送り出したエジプトでは、労働送り出しによる出生率低下の影響も限定的であった。

このような特徴を持つエジプトは,中東・北アフリカ諸国の中では人口ボーナスを掴み取る必要性が高い国である。現在エジプトでは,生産年齢人口比率が増加する局面にあり,今後必ず人口ボーナス期を迎えるが,人口ボーナスが自動的に経済成長に結びつくわけではない。エジプトが人口

ボーナスの成果を掴み取るためには,いかなる条件が必要であるのか。本節では,エジプトにおける人口動態と経済成長の長期的関係を分析することにする。

#### 1.人口動態

1960年以降のエジプトにおける出生率,死亡率および人口の自然増加率の推移を図3に示している。1960年においては,出生率と死亡率が依然として高く,その結果人口の自然増加率も26.0パーミルにとどまっており,人口転換は第一局面にあった。その後1980年代半ばにかけて,死亡率が急速に低下したために,人口の自然増加率が上昇し,第二局面に移行した。第二局面からの転換は,1980年代後半からみられ,1990年代には出生率が20パーミル前後まで低下し,第三局面を迎えつつある。ただし,人口自然増加率は20パーミル前後で推移しており,高止まりの傾向がある。



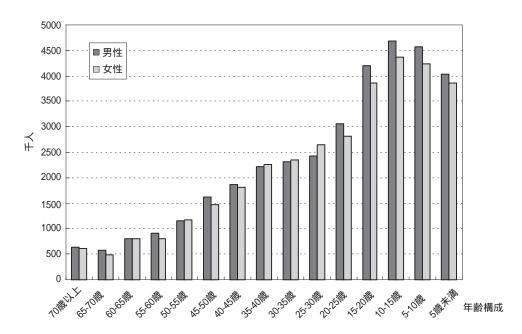
(出所) Central Agency for Public Mobilization and Statistics (CAPMAS), *Statistical Year Book of Arab Republic of Egypt*, June 2005, p.21より筆者作成。

図3 エジプトにおける人口転換

一方,2004年における年齢別人口構成を図4から観察すると,男女ともに10歳以上15歳未満の人口が最も多い。また,15歳未満の若年従属人口は,年齢が下がるにしたがって絶対数が減少している。つまり,人口ピラミッドの裾野がなくなっており,10年から15年ほど前に成層型から釣鐘型へと移行したことが推測できる。なお,つぼ型への移行は現時点ではみられない。

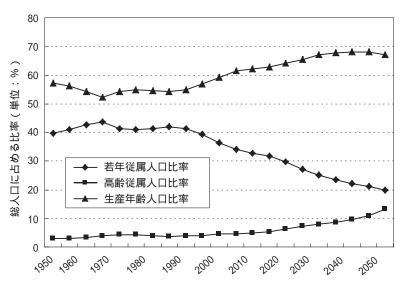
また,若年従属人口比率,高齢従属人口比率および生産年齢人口比率の推移を図5から観察すると,1985年以降に若年従属人口比率は低下局面に,生産年齢人口比率と高齢従属人口比率は増加局面に移行した。高齢人口比率の上昇は比較的緩やかであるが,2000年代に入ると若年従属人口比率は急速に低下し,生産年齢人口比率は急速に上昇している。

現在最も人口が多い10歳から15歳の年齢層は,数年のうちに生産年齢人口に達する。また,1985



(出所) Central Agency for Public Mobilization and Statistics (CAPMAS), Statistical Year Book of Arab Republic of Egypt, June 2005, p.32より筆者作成。





- (注)2003年以降の各比率は中位予測値を示す。
- (出所) 国際連合 経済社会情報・政策分析局 人口部[編] 阿藤誠(監訳] (2002) 『国際連合 世界人口予測 1950 2050 2020年改訂版』原書房,第1分冊より筆者作成。

図5 エジプトにおける若年従属人口比率,高齢従属人口比率 および生産年齢人口比率の推移

年を分水嶺として,生産年齢人口比率が増加する局面に入った。これらの観察から,エジプトは人口ボーナス期を迎える時期にきているといえる。ただし,人口の自然増加率が20パーミル前後で高止まる傾向がある。つまり,生産年齢層が増加する局面でも人口増加率は依然として高いため,社会への負担が大きいことに変わりはない。また,高齢従属人口比率が次第に増加していることから,高齢化社会の到来を免れるわけではない。エジプトでは,医療,年金,福祉等の社会的セーフティネットは未整備であるため,人口ボーナスの成果を掴み取ることはますます重要である。

#### 2.経済成長

#### (1)長期経済成長

エジプトにおける実質GDP成長率の5カ年移動平均を図6に示した。エジプトの長期経済成長を以下4つの局面に分類し,分析することにする。

まず,1952年の7月革命を経てアラブ社会主義体制を確立したエジプトでは,1964年から72年にかけて国家主導の資本蓄積による成長を図った。この時期に,人口転換は第一局面から第二局面への移行期にあり,人口成長率は次第に増加していった。増加する労働人口の多くは,五カ年計画の実施や国営企業の設立によって,政府・公共部門に吸収されていった。その結果,1960年代には年率5%を維持した実質GDP成長率も次第に低下していき,経済の開放が求められることになった。

これに対して,1973年から80年代半ばにかけては,74年に開始した門戸開放政策を契機に社会主義体制を放棄し,外資を導入することによって民間主導の経済体制に移行を開始した時期である。また,1973年と79年の二度の石油ショックによって,サウジアラビアやクウェートなどのGCC諸国への出稼ぎが盛んに行われ,83年には188.2万人,国内労働人口の15.3%もの労働者が出稼ぎに参加した(Birks et al., 1983:113-115)。この時期は一方で,人口転換の第二局面で急速な人口増を経験した時期である。GCC諸国への出稼ぎは,増加する国内労働力を吸収する一方で,多額の外貨送金をもたらし,エジプト経済は平均実質成長年率5.7%(1973年~85年)という高成長を遂げた。

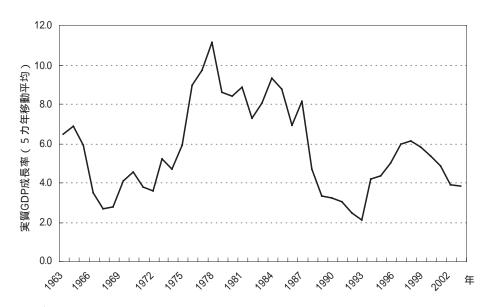
1980年代半ば以降になると,石油価格が低迷したことを受けて,経済成長率は平均年率1.5% (1986年~91年)に失速した。また,1991年の湾岸戦争勃発の影響もあり,多くのエジプト人出稼ぎ労働者が帰国した。この時期に人口転換は第三局面への移行を開始したために,人口増加率は年率2.32%(1985年)から2.0%(1990年)に低下したが,完全失業率は同期間に8.7%から9.1%に増加した1。経済の低迷と失業者の増加によって,経済の構造改革を余儀なくされることになった。

このような経済の停滞を受け、1991年からIMFと世界銀行の主導によって経済改革・構造調整プログラムが実施に移された。パリクラブとの50%の債務削減やリスケジュール、世銀による構造調整融資によって、価格自由化や補助金削減などのコンディショナリティは付与されたが、構造調整は比較的成功裡に行われた。経済成長は改革の効果もあって、平均年率4.0%(1991年~2004年)にまで回復した。この時期に人口転換は引き続いて第三局面への移行期にあり、人口ボーナスを迎

<sup>11</sup> 国際連合 (2002:210) およびCentral Agency for Public Mobilization and Statistics, *Statistical Yearbook 1990-1995, Arab Republic of Egypt*, July 1996を参照されたい。

える時期にきている。

図6のデータから、1960年から2005年における実質GDP平均成長年率を計算すると、5.6%であった。変動はあるものの、成長率としては経済発展の「離陸」の水準に達していた。また、第二局面における急速な人口増は、GCC諸国への労働送り出しによって相殺された。海外出稼ぎへの過度の依存や公共部門の肥大化といった構造的な問題は残るものの、エジプトの経済成長は比較的順調であった。



(出所) IMF (1995), International Financial Statistics Yearbook, pp.346-347, IMF (2005), International Financial Statistics Yearbook, pp.346-347より筆者作成。

図 6 エジプトにおける実質GDP成長率の推移

#### (2)経済成長の要因

それでは,このような成長をもたらした要因は何であろうか。表2は,エジプトにおける経済成長のマクロ経済的要因を1960年にさかのぼって分析したものである。

表 2 によれば,エジプトでは,豊富な国内人口による内需によって経済成長が支えられてきた。 民間最終消費支出は平均年率5.6%で成長し,そのGDPに対する寄与度は3.8%と最も高い。第二局 面で増加した国内人口に支えられ,輸入需要も平均年率8.0%と旺盛であった。ただし,これは巨 額な貿易赤字を抱える構造をもたらした。

一方,国内総固定資本形成の成長率は,1980年代まで平均年率4.9%から18%の速度で増加し,成長を牽引した。特に1974年の門戸開放政策導入以降,民間資本や出稼ぎ外貨送金の流入が急増し,投資増につながった。しかし,1990年代以降に投資は減退し,その成長率は大幅に低下した。また,その寄与度は全期間を通して1.4%と低い水準であり,必ずしも高い水準とはいえなかった。この時期に国内投資が停滞していった原因は,増加する国内人口に生活基礎物資を供給するために補助金支出が拡大され,また,増加する労働人口を公務員として雇用するために人件費の支出が拡大さ

れていったからである。つまり,補助金と人件費の支出が国内公共投資への財政の配分を制約する ことになった。

投資の低迷に対して,生活基礎物資への補助金や人件費の支出増によって,政府最終消費は平均年率5.2%で増加した。特に,国内総固定資本形成が減速した時期にも政府支出は増加し続けた。ただし,その成長への寄与度は0.9%と低く,財政支出のわりに成長への貢献は少なかった。構造調整政策が導入された1990年代に緊縮財政が推奨されたが,2000年に入ると政府最終消費支出は平均年率6.0%の速度で増加した。政府の財政支出増は,自由化・規制緩和によって小さな政府へ構造転換を図る際に大きな障害となり,巨額の財政赤字を抱える結果をもたらした。

	1960 ~	1970 ~	1980 ~	1990 ~	2000 ~	全期間
	1970年	1980年	1990年	2000年	2005年	( 1960 ~
						2005年)
国内総支出	4.6	7.8	7.6	4.3	4.1	5.6
民間最終消費支出	3.9	7.1	8.3	5.0	3.1	5.6
	(2.6)	(4.5)	(5.4)	(3.7)	(2.3)	(3.8)
国内総固定資本形成	4.9	18.0	7.1	0.3	1.0	7.4
	(0.7)	(3.2)	(2.0)	(-0.1)	(0.1)	(1.4)
在庫品増加	(0.3)	(0.4)	(-0.2)	(-0.0)	(-0.0)	( 0.1 )
政府最終消費支出	9.3	4.3	4.3	3.4	6.0	5.2
	(1.8)	(0.9)	(0.7)	(0.3)	(0.7)	( 0.9 )
財・サービスの純輸出	(-0.7)	(-1.2)	(-0.4)	(0.4)	(0.9)	( -0.5 )
財・サービスの輸出	2.2	21.7	8.0	4.0	17.7	8.4
	(0.2)	(4.2)	(1.3)	(0.7)	(3.6)	(1.4)
財・サービスの輸入	4.6	20.8	6.3	1.2	10.4	8.0
	(0.9)	(5.4)	(1.7)	(0.2)	(2.6)	(1.9)

表 2 エジプトにおける経済成長のマクロ的要因

また,表 3 に,1976年から2004年について成長会計分析を行った結果を示している。本推計では,資本 (K) と労働 (L) を生産要素とし,生産 (Y) を産出する生産関数を想定した。生産関数はヒックスの中立的技術進歩と 1 次同次を仮定して推計し,成長会計分析を行った(成長会計式:G(Y/L) = G(TFP) + G(K/L),G():各変数の増加率,Y/L:労働生産性,TFP:総要素生産性,K/L:資本装備率, :資本の生産弾性値)。推計によって得られた資本の生産弾性値( )は,0.491であった $^{12}$ 。

推計結果によれば,1977年から2004年において,労働生産性が平均年率2.77%で成長したのに対して,資本装備率の貢献度は2.51%であったため,残差で測られる総要素生産性(TFP)の成長年率は0.27%でしかなかった。また,その労働生産性成長率に対する相対的寄与率も9.6%と低かった。これに対して,資本装備率の相対的寄与率は90.4%をも占めた。このことは,推計期間全体を通じて,エジプトが資本蓄積に高度に依存した生産構造にあったことを示している。

図7に国内総固定資本形成の推移を示している。1980年代後半以降,国内総固定資本形成は低迷

<sup>(</sup>注)表の値は,各年の実質成長率を平均した値を示す。

<sup>( )</sup>内は,各年の国内総支出に対する寄与度の平均を示す。

<sup>(</sup>出所) IMF (1995), International Financial Statistics Yearbook, pp.346-347, IMF (2005), International Financial Statistics Yearbook, pp.346-347より筆者作成。

	労働生産性	資本装備率	資本装備率の	総要素生産性
	成長率(%)	成長率(%)	貢献度(%)	成長率(%)
	Q( Y/L )	Q K/L)	Q K/L )	G(TFP)
1976年-1980年	4.82	12.92	6.35	- 1.52
1980年-1985年	6.79	9.95	4.89	1.91
	(100)		(71.9)	(28.1)
1985年-1990年	2.06	7.17	3.52	- 1.46
1990年-1995年	- 0.74	0.72	0.35	- 1.09
1995年-2000年	3.36	1.71	0.84	2.53
	(100)		( 24.9 )	(75.1)
2000年-2004年	1.45	1.60	0.79	0.66
	(100)		(54.4)	( 45.6 )
全期間:				
1977年-2004年	2.77	5.10	2.51	0.27
	(100)		( 90.4 )	( 9.6 )

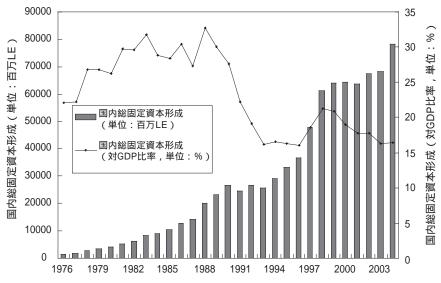
表3 エジプトにおける成長会計分析の結果

し、そのGDPに占める比率は大きく低下していった。成長会計分析の結果が示すとおり、エジプトにおいて投資の停滞は経済成長減速の主要因である。ただし、補助金や人件費の支出によって国内公共投資は制約されることになった。また、家計における若年従属人口の養育負担が社会全体に重く圧し掛かり、貯蓄が制限されたことも国内投資停滞の要因であった。その結果、経済成長率は1990年代半ばにかけて大きく低下していった(図6)。

しかしこのことは一方で,国内投資が回復すれば成長が実現できることを示唆している。つまり,若年従属人口比率の低下による養育負担の軽減が貯蓄増をもたらし,国内投資が増加すれば,経済成長を実現できる可能性がある。事実,若年従属人口が相対的に減少し,生産年齢人口が増加する局面に移行した1990年代後半以降は,国内総固定資本形成の大幅な低下も止まり,成長率も回復した(図6および図7)。今後人口ボーナス期に向けて若年従属人口比率がさらに低下することが予測できるため(図5),貯蓄増・投資増による成長率の長期的回復が期待できる。ただし,技術進歩の貢献が総じて低いため,資本蓄積に依存したまま経済成長が停滞する可能性は否定できない。人口ボーナス期に技術進歩に依存した経済構造に移行することが極めて重要である。

<sup>(</sup>注)かっこ内は,労働生産性成長率に対する相対的寄与率を示す。同寄予率は,総要素生産性成長率が正の値をとる期間のみ推計した。

<sup>12</sup> 本推計に必要なデータは,生産量,労働投入量および資本投入(ストック)量に関する時系列データである。本推計では,資本の質の変化を考慮せず,生産量を実質GDP,労働投入量を就業者数,資本投入量をPI法(perpetual inventory method:恒久棚卸法)による実質投資の積み上げで代表させた。GDP,就業者数および投資の時系列データは,IMFの International Financial Statistics Yearbook (1997年版および2004年版)から得られた。資本ストックの系列は,1985年の投資水準(lo)に基づき,1985年のストック水準(Ko)を Ko = lo (1+g)/(g+d)で近似し,K=I+(1-d)K-1にしたがって,1976年から2004年の実質投資額を累積した。loは1983年から1987年の5カ年で平均した実質投資額,gは1976年から1985年における実質投資の増加率である。dは減価償却率を示し,3%で統一した。



(注) LEはエジプト・ポンドを示す。

(出所) IMF (1995), International Financial Statistics Yearbook, pp.346-347, IMF (2005), International Financial Statistics Yearbook, pp.346-347より筆者作成。

図7 エジプトにおける国内総固定資本形成の推移

#### . 考察

社会主義経済体制を初期条件に持つエジプト経済の生産構造が国家主導の資本蓄積に依存していることは,実証的にも指摘されてきた。例えば,1960年代のTFP成長年率はマイナスであり,70年代は年率 1 %から 2 %であった(Handoussa, Nishimizu and Page, Jr., 1986:53)。資本蓄積に高度に依存した構造にあり,持続的経済成長の源泉である技術進歩の誘発が停滞していることは,エジプトのみならず中東・北アフリカ諸国に共通する特徴である<sup>13</sup>。特に,人口転換の第二局面で増加するエジプト人労働者がGCC諸国の労働市場に雇用吸収されたことを述べたが,このことは結局のところ海外出稼ぎ依存体質をつくりあげることになり,国内投資の減退と技術進歩の停滞につながった。

ところが,1990年代半ば以降TFP成長率が増加しており,資本蓄積に依存した構造からの脱却が みられなくもない。近年のエジプト経済のTFP成長率を推計したKheir-El-Din and El-Laithy (2006:4-7)によれば,2000/01年度から04/05年度にかけて労働生産性の平均成長年率は1.993%であったのに対し,TFPの平均成長年率は0.782%であり,1995/96年度から99/2000年度の0.096%と比較して改善がみられた。

<sup>13</sup> 生産が資本蓄積に高度に依存している構造は、崩壊していったソ連型の社会主義経済に通じるものがある。中東・北アフリカ諸国を対象に成長会計分析を行ったPissarides and Véganzonès-Varoudakis (2007:143-146) によれば、1970年代から90年代における技術進歩率は1%以下もしくはマイナスであった。また、1960年から98年のアルジェリア、エジプト、モロッコおよびチュニジアについて成長会計分析を行ったAbu-Qarn and Abu-Bader (2007:752-771)の推計でも、TFPの成長率は1%に満たなかった。

また,表3に示した筆者の推計によれば,1995年から2000年においてはTFPの成長への寄与率は75.1%であり,2000年から04年のそれは45.6%であった。つまり,1990年代半ばからは技術進歩の貢献がみられ,資本蓄積に依存した生産構造から脱却しつつあることが示唆される。また,このTFP成長率が増加した時期は,若年従属人口比率が低下し,生産年齢人口比率が増加する局面と一致している(表3および図5)。この局面は経済成長を達成する重要な機会であるが,資本蓄積から技術進歩に依存した経済構造に移行できるかは,エジプトが人口ボーナスの成果を掴み取るための試金石となろう。

長期的にみると,エジプトの経済成長は豊富な国内消費に支えられた構造にあるため,生産年齢人口の増加による市場規模の拡大は成長の基盤となる。一方,国内投資が低下した時期には成長率は低迷したが(図6および図7),出生率の低下が若年従属人口の養育負担を減少させることによって国内貯蓄率が増加すれば,投資活動が活性化されることが期待される。また,国内投資活動の活性化は,国内の雇用創出に貢献することによって増加する生産年齢人口を雇用吸収でき,海外出稼ぎに高度に依存した構造から脱却することにもつながる。ただし,人口ボーナス期に貯蓄増・投資増のメカニズムを機能させ,経済成長を実現させるためには,健全な金融システムを機能させることが条件である。

#### . 結論

本稿は、エジプトにおける人口動態と経済成長の長期的関係を明らかにし、エジプトが人口ボーナスの成果を掴み取るための課題を導き出すものであった。本稿で分析したところによれば、1970年代から80年代に人口転換の第二局面にあったエジプトは、90年代には第三局面に移行しており、また、生産年齢人口比率は今後とも増加する局面にあり、人口ボーナス期を迎えつつある。このような中、エジプトは生産構造が国家主導の資本蓄積に高度に依存した構造にあり、1980年代半ば以降は投資の減退とともに成長が減速した。しかし、TFP成長率で測る技術進歩の生産への貢献が1990年代半ば以降、成長率の回復とともにみられるようになった。しかもこのTFP成長率の上昇は、人口ボーナス期を迎えつつある時期に観察された。以上の分析結果から、エジプトが人口ボーナスの成果を掴み取るには、以下の条件が重要であると考えられる。

第一に 現在最も人口の多い10歳から15歳の人口が数年のうちに生産年齢人口に達することから, 労働市場の新規参入者に対する雇用先を確保することが優先課題である。現在すでに完全失業者数が約160万人にのぼっている上,かつて国内雇用問題の悪化に活路を見出したGCC諸国への出稼ぎも1970年代ほど盛んではなく,政府・公共部門の雇用は飽和状態であるために,今後ますます労働供給圧は高まるものと考えられる。生産年齢人口比率が増加する局面において,雇用吸収力の高い小規模産業や中小企業の育成,失業者の再訓練によって,増加する労働人口を付加価値の高い生産活動に投入することが条件である。

第二に,国内投資の低迷は経済失速の主因であり,資本蓄積の減退は技術進歩の停滞をもたらした。現在ナズィーフ首相が掲げている「投資促進による雇用創出」政策によって外資を積極的に誘

致すると同時に,労働集約的産業を中心に国内の民間投資活動を活性化することが重要である<sup>14</sup>。また,内需が経済成長をリードする構造が示しているように,生産年齢層の増加によって市場の規模は今後も拡大する。人口ボーナス期に家計や個人の負担が軽減されることから,効率的かつ健全な金融システムを確立し,貯蓄増・投資増のメカニズムを機能させることが,人口ボーナスを掴み取るためのもうひとつの条件である<sup>15</sup>。

以上のように本稿では、エジプトの経済成長が資本蓄積に高度に依存した構造にあり、国内投資が低下すると経済成長率が低下するという因果関係を実証的に明らかにすることで、人口ボーナスを掴み取るための条件を導き出した。これより、出生率の低下による養育負担の軽減が貯蓄増をもたらし、国内投資増による経済発展を実現できる可能性があるとの分析を展開した。ただし、出生率の低下が国内投資の増加を導くメカニズムは明示的に分析できていないため、この点については今後の課題としたい。

なお,エジプトが将来訪れる人口高齢化に備えるべき課題は何であろうか。それは,所得水準が低いまま人口高齢化に突入する可能があるために,人口ボーナス期に医療,年金,福祉等の社会的セーフティネットの整備を図ることである。ただし,人口ボーナス期を迎える前に,人件費,国内債務利払い,補助金の3大支出によって,すでに巨額の財政赤字を抱えているために,開発投資に配分する予算に制約があることは問題である1%。このような慢性的財政赤字を抱え,硬直化している国家財政は,人口ボーナス期に解消するより他はない。すなわち,この人口ボーナス期こそ,エジプト経済が抱える構造的問題を解消し,持続的経済発展経路に乗るための重要な機会であるといえるだろう。

#### [付記]

本稿の作成にあたっては,本誌2名の匿名レフェリーより有益なコメントをいただいた。ここに 記して感謝したい。残りうる誤りがあるとすればそれは全て筆者の責任に帰するものである。

<sup>14 2006</sup>年7月に発足したナズィーフ内閣は、「投資促進による雇用創出(Employment through Investment)」をスローガンに掲げ、悪化する国内の雇用問題の改善を外資誘致に求めている。その目的は、外国企業からの直接投資を積極的に誘致することによって、年間75万人の雇用を創出することである。同スローガンは、2004年11月にナズィーフ首相が人民議会において表明したものである。Government Statement to the People's Assembly、Dr. Ahmed Nazif、the Prime Minister、December 2004 (www.idsc.gov.eg/Egypt/Gov/Gov\_Statement\_final\_e.pdf)を参照されたい(2006年11月30日確認)。

<sup>15</sup> 近年のエジプトにおける金融改革については一定の成果がみられる。エジプト中央銀行は,新銀行法 (2003年法律第88号)を金融改革の基本枠組とし,業績不振の国内銀行の再編統合と国営金融機関の民営化 に取り組んでいる。新銀行法の中では,バーゼルIIの国際基準(自己資本比率8%以上)を適用した金融機関の監督強化が規定された。中央銀行は,自己資本比率10%以上を中銀比率として各行に要求し,2005年7月までにこの基準を満たせなかった銀行を再編統合の対象とした。

<sup>16</sup> エジプトの国家財政をみると,人件費,補助金および国内債務利払いによって,経常支出の約65%もが支出されている。また,社会保障支出は,2003/03年度から05/06年度において経常支出の17%を占めた。この配分は,教育費15%,国防費10%と比べても大きい。社会保障制度の拡充も国家財政への負担が大きいことは事実である。Ministry of Finance, *Egyptian Economic Monitor*, Vol.1, No.2, December 2004, p.52, Ministry of Finance, *The Financial Monthly*, December 2006, p.32を参照されたい。

#### 文 献

#### <日本語文献>

- 大泉啓一郎(2006),「東アジアの少子高齢化と持続的経済発展の課題 中国とタイを対象に」『アジア研究』JAASアジア政経学会,第52巻第2号,4月,pp.66-78.
- 梶原弘和(2006),「アジアの少子高齢化の現状と展望 人口と経済発展:韓国とフィリピンの比較」 『アジア研究』JAASアジア政経学会,第52巻第2号,4月,pp.51-65.
- 国際連合 経済社会情報・政策分析局 人口部[編] 阿藤誠[監訳](2002)『国際連合 世界人口予 測 1950 2050 2020年改訂版』原書房,第 分冊.
- 国際連合 経済社会局[編] 阿藤誠[監訳] (2003) 『世界人口高齢化統計 1950 2050』原書房.
- 速水佑次郎(1997)『開発経済学:諸国民の貧困と富』創文社現代経済学選書11.
- 若林敬子(2006),「近年にみる東アジアの少子高齢化」『アジア研究』JAASアジア政経学会,第52 巻第2号,4月,pp.95-112.
- 渡辺利夫(2006),「開発経済学の新地平 東アジアの人口動態の分析から」『アジア研究』JAASア ジア政経学会,第52巻第2号,4月,pp.48-50.

#### <英語文献>

- Adams Jr., R. H. and J. Page (2005), "Do International Migration and Remittances Reduce Poverty in Developing Countries?," *World Development*, Vol.33, No.10, pp.1645-1669.
- Abu-Qarn, A and S. Abu-Bader (2007), "Sources of Growth Revised: Evidence from Selected MENA Countries," *World Development*, Vol.35, No.5, pp.752-771.
- Basu, K. and P. H. Van (1998) "The Economics of Child Labor," *The American Economic Review*, Vol.88, June, pp.412-427.
- Birks, J.S., I.Serageldin, C.A.Sinclair and J.A.Socknat (1983) "Who is Migrating Where?: An Overview of International Labor Migration in the Arab World," in *Migration, Mechanization and Agricultural Labor Markets in Egypt*, in A.Richards and P.L.Martin eds., Boulder, Colorado: Westview Press, pp.103-116.
- Bloom, D. E. and J. G. Williamson (1998) "Demographic Transitions and Economic Miracles in Emerging Asia," *The World Bank Economic Review*, Vol.12, No.3, pp.419-455.
- Bloom, D. E., D. Canning and J. Sevilla (2001) "Economic Growth and Demographic Transitions," NBER Working Paper Series, Working Paper 8685, December.
- Girgis, M. (2002) "National Versus Migrant Workers in the GCC: Coping with Change," in H. Handoussa and Z. Tzannatos eds., *Employment Creation Social Protection in the Middle East and North Africa*, An Economic Research Forum Edition, Cairo: The American University of Cairo Press, pp.95-120.
- Handoussa, H.A., M. Nishimizu and M. Page, Jr. (1986) "Productivity Change in Egyptian Public Sector

- Industries after 'The Opening', 1973-1979," Journal of Development Economics, Vol.20, pp.53-73.
- Kheir-El-Din, Hanna and H. El-Laithy (2006), Growth, Distribution and Poverty in Egypt: An Assessment, 1990/91-2004/05, A conference organized by The Egyptian Center for Economic Studies, November 21-22.
- Lewis, W.A. (1954), "Economic Development with Unlimited Supplies of Labour," *Manchester School of Economic and Social Studies*, Vol.22, pp.139-191.
- Musette, M. S., Y. Alouane, M. Khachani and H. Labdelaoui (2006) *Summary Report on Migration and Development in Central Maghreb*, International Migration Papers 78E, International Migration Programme, Geneva: International Labour Office.
- Page, J. and L. V. Gelder (2003), "Globalization, Growth, and Poverty Reduction in Middle East and North Africa, 1970-1999" in R. Safadi ed., *MENA Trade Investment in the New Economy: The Fourth Mediterranean Development Forum MDF4*, Cairo: The American University in Cairo Press, pp.35-75.
- Pissarides, C. A. and M. A. Véganzonès- Varoudakis (2007), "Labor Markets and Economic Growth in the MENA Region" in J. B. Nugent and M. H. Pesaran eds., *Explaining Growth in the Middle East*, Amsterdam and Oxford: Elsevier, Chapter 5, pp.137-157.
- Pflegerl, J. (2006) "Family Forms and the Young Generation in the New Europe: Future Trends," in W. Lutz, R. Richter and C. Wilson eds., *The New Generations of Europeans: Demography and Families in the Enlarged European Union*, Oxford: Oxford University Press, chapter 9, pp.191-221.
- Taylor, J. E. (2004) "Remittances, Savings, and Development in Migrant-Sending Areas," in D. S. Massey and J. E. Taylor eds., *International Migration: Prospects and Policies in a Global Market*, Oxford: Oxford University Press, pp.157-173.
- Tzannatos, Z. (2002) "Social Protection in the Middle East and North Africa: A Review," in H. Handoussa and Z. Tzannatos eds., *Employment Creation Social Protection in the Middle East and North Africa*, An Economic Research Forum Edition, Cairo: The American University of Cairo Press, pp.121-171.
- Williamson, J. G. and T. M. Yousef (2002) "Demographic Transitions and Economic Performance in the Middle East and North Africa," in I. Sirageldin ed., Human Capital: Population Economics in the Middle East, An Economic Research Forum Edition, Cairo: The American University of Cairo Press, pp.16-36.

## 中央アジア地域における水管理政策と諸国間関係 - 現状,課題と展望-

Water Management and Interstate Relations in Central Asia:

Realities, Problems and Concerns

#### ティムール・ダダバエフ

Timur DADABAEV

This articles aims to detail on the situation with water management and interstate relations in post-Soviet Central Asia. Water-related conflicts and tensions between these states are related to various factors: such as their proximity in respect to water flow, thus dividing these states into downstream and upstream ones, the size of their population, the structures of their economies and so on.

For these states, it is important to accept that the individual sovereignty of each state should be voluntarily limited and transmuted into regional sovereignty, under which all issues regarding inter-state water consumption would become a subject for collective decision making.

While a collective regional decision-making process shows some signs of emerging, collective actions that deliver on promises and implement collective decisions seem to be lacking. In many cases, these states divide water-management issues into those that fall under domestic water-management policy and those that require inter-state coordination. However, the inter-dependence of these states suggests that considering domestic water consumption as a subject of regional jurisdiction would enforce and protect the individual sovereignty of each state from imbalances, one-sided decisions, and the various problems that these states encounter.

#### はじめに

ソビエト連邦(以下,ソ連)崩壊前,中央アジア地域における水管理はソ連という一超大国の意向を反映し,それにかなう形で運営されてきた。アフガニスタンやイランといった周辺諸国の意見

はほとんどの場合重視されなかった。しかし、冷戦終結後の新しい国際秩序の到来と共に、乾燥し水不足が深刻な問題になっている中央アジア地域において、水管理は重要な国家間問題に発展した。1980年代にみられたソ連の資源ナショナリズムは、1990年代以降には各国の自己中心的な水管理政策に変わってしまい、かつてソ連という超大国の管理下・影響下にあった水管理が中央アジア地域における多国間の問題になりつつある。このような水資源に関する中央アジアの国際情勢は近年の国際政治を反映しており、国境を越えて展開する水問題を解決する上では、これまでとは異なる解決方法が必要となっている。以上を踏まえ、本論文では、現在の中央アジアにおいて水資源に関する国際情勢はいかなるものなのか、また、この地域の水管理は国家間でどのように行われているのか、その課題と展望はいかなるものなのかという点について考察する。

#### 1.中央アジアの水資源と国際情勢

#### 1.1 国境を越える水問題の現状

アラル海にはアム川,シル川をはじめとする様々な川が注いでおり、これらは中央アジア最大の流域を誇っている。アム川の水源はタジキスタン,中国、アフガニスタンが国境を接するパミール高原で形成される。アム川上流のピャンドジ川はタジキスタンとアフガニスタンの間を流れ、二国間の国境を構成する。アム川は下流でタジキスタンとアフガニスタンの国境を構成している。また、アム川はタジキスタンのカフィルニハン川とアフガニスタンのクンドゥズ川に注ぐ。後者は上流でタジキスタンとウズベキスタンの国境を構成している。以上に加え、アム川はウズベキスタンとアフガニスタン、トルクメニスタンとアフガニスタン、そしてウズベキスタンとトルクメニスタンの国境を構成する。最終的に、アム川はウズベキスタンのカラカルパク地方を流れ、アラル海に入っていく。途中の様々な運河や水地もアム川の水で成り立っている。さらに、トルクメニスタンとアフガニスタンはアム川の支流であるムルガブ川とテジェン川の水を使用している。同じくアム川の支流であるアトレク川はトルクメニスタンとイランの国境である。これらを鑑みれば、アム川流域が多国にまたがっていることは明らかである。

シル川についても同様である。シル川の水源はキルギスのテンシャン山脈にあり,それから分かれた複数の川がカザフスタンに流れる。キルギスの最も重要な川のひとつはナリン川だが,これもキルギスを経てウズベキスタンのナマンガン州を流れる。ナリン川の流れはキルギスにある複数のダムによって調整されており,その一つはトクトクル・ダムである。ウズベキスタンの領土に入ると,ナリン川の水はウチコルゴンという都市の近くにある貯水池を経て,(キルギスから流れてきたもう一つの川である)カラ川に注ぐ。カラ川の水はアンディジャン貯水池に入る。これらは最終的に合流してシル川を構成し,ウズベキスタンからタジキスタン,タジキスタンから再びウズベキスタンを流れ,カザフスタンを通ってアラル海に注ぐ。

<sup>1</sup> 中央アジアの川の地理についてNecati Polat, *Boundary Issues in Central Asia* (Ardsley: Transnational Publishers, 2002), pp. 125-128参照。

カザフスタンの領土には複数の川が流れており,一見すると水不足とは無縁のようである。しかし,水資源の状況を詳しく調べると必ずしもそうではない。例えば,カザフスタンにはシル川,イリ川,イルティシ川といった大きな河川があり,西にもウラル川があるが,ウラル川はロシアから流れてきており,その使用はロシアの水政策に大きく左右される。シル川は中央アジアの主要な河川であり,その使用に関して中央アジア諸国間で様々な緊張がみられる。イルティシ川はカザフスタン領内の水量の4分の3を占める川だが,この川もまた源流は中国にあり,カザフスタンを通ってロシアに流入する。そのことから,この川の水資源に関しては中国とロシアの政策が大きな影響を及ぼす。特に,中国は非常に積極的な水政策を実施しており,1999年にはイルティシ川で中国向けの運河建設を開始している。この運河を通して多くの水が発展目覚しい中国の産業や農業に使用されれば,カザフスタンの水資源の状況に影響することは避けられない。確かに,カザフスタン国内には200以上の貯水池が存在する。最も大きなものとしては,カザフスタン東部にブフタミルが,アルマトイの近くにはカプチャガイがある。しかし,これらがカザフスタンの水問題の解決に大きく貢献しているとはいえないのが現状である。。

#### 1.2 水使用におけるパランス欠如

中央アジアの水資源について考える時,キーワードとなるのはバランスの欠如である。農業のための過剰な水使用とそれに伴う環境悪化,少ない降水量。といった要因があるだけでなく,この地域の水資源は中央アジア諸国の間で平等に分配されているといえない。このバランス欠如の原因は,中央アジアの人口と資源配分のバランスがとられていないことである。例えば,ウズベキスタンでは1km²あたり53人の居住者がおり,旧ソ連中央アジア地域で最も人口が過密である。二番目はタジキスタンで,1km²あたり42人の居住者がいる。キルギスの場合は1km²あたり20人,トルクメニスタンは10人である。人口密度が最も小さいのはカザフスタンであり,1km²あたり8人である。。

一方,中央アジアの主要河川の水源のほとんどは山岳地方に集中している。また,水資源が豊富な地域の5分の4がキルギスとタジキスタンに集中しているものの,これらの国々の耕地面積は比較的少ない。それとは対照的に,中央アジアの耕地面積の4分の3を占めるウズベキスタンとトル

<sup>2</sup> カザフスタン国内の水問題については,例えば,S.Ermagambetov,"Tsentral'naia Aziia I Kazakhstan na poroge zhyostkogo defitsita presnoi vody",*Karavan*,N.8, 2007年 2 月23日 参照 < www.//www.centrasia.ru/news2.php4?st= 1172651520 > 参照。

<sup>3</sup> 降水量について, Boris Rumer, eds., Central Asia: The Challenges of Independence (Armonk, NY: M.E. Sharpe, 1998) 参照。アラル領域における降水量は100mmとされている。平地における降水量は400-500mmである。山脈における降水量は2,000mm以上である。例えば, Genady N. Golubev, "Systems View of the Water Management in Central Asia", in Zafar Adeel, ed., New Approaches to Water Management in Central Asia, Tokyo: United Nations University, 2001, p. 9を参照。

<sup>4 1989</sup>年,アラル海の面積は6400km²だった。それが2002年の段階ではおよそ半分にまで縮小した。アム川と シル川は数百年間この海に水を運んできたが,最近この二つの川の水量自体が減少している。アラル海の 水が極端に減少した一番の理由は,アム川とシル川の水が綿花生産のために過剰に使われたことである。

<sup>5</sup> データは, Necati Polat, Boundary Issues in Central Asia (Ardsley: Transnational Publishers, 2002), pp. 142-143 を参照。

クメニスタンはこの地域の水資源の5分の1しか供給されていない6。

ミクリンの研究によれば、このようなバランスの欠如に加え、水の使用と水の産出においても上流国と下流国の割合は異なっている。上流国であるキルギスとタジキスタンは水資源の90%を産出しているが、両国の領土は中央アジアの20%をしめるに過ぎない。他方、下流国のカザフスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタンは中央アジアの領土の80%をしめるにもかかわらず、中央アジアの水の10%しか産出していない。

水の使用に関しても同じような状況がみられる。つまり,ミクリンのデータによると,アム川の水の80%をタジキスタンが,8%をアフガニスタンが,6%をウズベキスタンが,3%をキルギスが,そして3%をトルクメニスタンとイランが産出している。

シル川の水を産出する割合は,キルギスが74%,カザフスタンが12%,ウズベキスタンが11%,タジキスタンが3%である。

これらのデータを踏まえると、中央アジア(アラル海流域)の水は、キルギスとタジキスタンがそれぞれ25%と55%を産出しているものの、両国の使用量は16%程度である<sup>10</sup>。アフガニスタンが産出するのは4%であり、使用量は1%以下だが、アフガニスタンの復興に伴い、使用量は増えることが見込まれる。それとは対照的に、ウズベキスタン、カザフスタン、トルクメニスタンの中央アジア(アラル海流域)における水資源の産出割合は14%で、これらの国々が使用する量は83%である。国別では、ウズベキスタンは水の8%を産出しているものの、52%を使用している。トルクメニスタンについては水の産出がほとんど認められない一方、20%を使用している。そして、カザフスタンの場合、水の産出に関する貢献度は4-6%程度だが、使用量は10-13%である。

このような水資源の配分におけるバランス欠如は水不足の状況下で顕著となる。例えば,2001年は中央アジアにおける水不足が特に深刻な年であった。その際,ウズベキスタンとトルクメニスタンの(国内的に上流にある)地域は,アム川の水の85%から100%を使用してしまい,下流のウズベキスタン(カラカルパク地方)とトルクメニスタン(タシャウズ地方)が水不足に直面してしまった。

以上のようなバランス欠如は,中央アジアの人口構造や環境によって発生したものである。しかし,この地域における水の使用方法を調整する仕組みが機能していないことは,水資源に関する状

<sup>6</sup> 詳しくは, Boris Rumer, Soviet Central Asia: A Tragic Experiment (Boston: Unwin Hyman, 1989) 参照。

<sup>7</sup> Philip Micklin, Managing Water in Central Asia (London: The Royal Institute of International Affairs, 2000), p. 8.

<sup>8</sup> ただし,中央アジアの専門家の計算ではその割合が多少異なっている。アム川の水を産出する割合はタジキスタンが74%,ウズベキスタンが8.5%,キルギスが2%,トルクメニスタンが1.9%であり,アフガニスタンとイランの産出量は合わせて13.6%である。

<sup>9</sup> 中央アジアの専門家のデータでは,キルギスが75.2%,ウズベキスタンが15.2%,カザフスタンが6.9%, タジキスタンが2.7%となっている。例えば,*Tsentral'naia Aziia: problemy opustynivaniia*, Byulet'en' Tsentral'no-aziatskogo koordnatsionnogo komiteta (RIOD, no. 35), 2002年2月。

<sup>10</sup> Philip Micklin, *Managing Water in Central Asia* (London: The Royal Institute of International Affairs, 2000), p. 9 参照。

<sup>11</sup> 例えば, G. Le Moigne, "Donors' Involvement in Aral Sea Initiatives, Future Tasks and Challenges," (3<sup>rd</sup> World Water Forum, Panel I, Kyoto, 18 March 2003), p. 7参照。

況をさらに悪化させている。

#### 2. 中央アジアの水資源と国際政治

#### 2.1 中央アジアにおける水資源に関する協力体制とヒューマンファクター

多くの専門家によると、水資源の使用に関する基準と各国の使用限度を設けることは技術的な問題であり比較的に容易である。最も難しいのはそれらを遵守していくことであり、何らかの調整とコントロールの仕組みが必要である。このような仕組みの設置や水資源に関する国家間協力には複数の要因が影響を与える。中でも、ヒューマンファクターは特に重要である。中央アジア諸国の指導者の水資源に対する姿勢と政治的指導力や、各国の専門家のヒューマン・ネットワークはその一例である。

特に水問題の専門家に関しては、彼らこそがソ連時代の様々な政策に関わっており、多くの問題を引き起こしてきたとして、彼らの役割を批判したり責任を追及したりする声がある。さらに、ソ連中央政府から水資源を運営していた専門家はソ連崩壊に伴い立場を失ったが、彼らに代わって同じ役割を果たすことができる専門家は中央アジアにいないという意見もある。しかし、このような意見や批判には現状を反映している部分もあるが、中央アジアの水問題やそれに関連する対立を避けるために、現在この地域にいる専門家たちのヒューマン・ネットワークを無視することはできない。

本論文は、専門家のネットワークの重要性を強調し、これまで中央アジアで水に関する国家間の議論が対立や紛争に至らなかった一つの要因は彼らの役割にあると主張する。特に、ソ連解体に伴って連邦の様々な構造が壊れていく中、専門家が中央アジアの水資源に関して現状維持に貢献したことを評価したい。その重要な要素として、彼らの多くは同じ大学で教育を受け、ソ連の水資源省という同じ組織のもとで長年働いていた。このことが彼らの意思を統一していたと考えられる。独立後、彼らは別々の国の水資源担当者になってしまい、交渉のテーブルでもそれぞれの国の国益を守ろうとした。それでもやはり、彼らの共通の歴史と、お互いに対する同僚という認識は今も保たれている。それが、水資源における中央アジア諸国間での協力関係を強化する上で役に立ったと思われる。

指導者に関していえば、中央アジアの各共和国のリーダーは、ソ連崩壊前から、ソ連の中央政府と共産党にこの地域の水問題が深刻な状態であることを強調していた。その一例が、1990年7月23日の水不足や環境被害に関する中央アジア諸国の共同宣言である。これはモスクワに対するアピールであり、モスクワによる農業・水政策への不満の表れでもあった。同時に、この宣言は中央アジア諸国がアラル海問題について共同の対応をとったことを示す象徴的な出来事でもあった。

#### 2.2 中央アジアにおける水資源に関する協力の仕組み

以上のことからもわかるように,1990年代の中央アジア諸国において最も優先された課題の一つは,ソ連崩壊後の農業セクターなどへの安定的な水の供給であった。これまで,中央アジアにおけ

る水資源の運営はモスクワが行っており、各共和国の使用分などもソ連中央政府が決めていた。ソ連崩壊に伴い独立を果たした中央アジア諸国は、水資源の使用に関し合意に至らなければならなかった。そのため、1992年2月218日、中央アジア諸国は「国家間使用の水資源の共同使用、運営と保存に関する協力について」という協定を結んだ。この協定で、各国は自国の領土内における水資源の使用を他国の国益に反しないように行うことや、水質汚染を防止することを誓った。また、協定は、ソ連時代に定められた各国の水使用基準を引き続き適用することを宣言した。しかし、協定違反もしばしば発生した。例えば、キルギスが、下流にある国々の国益を無視して冬期に水を放出することが挙げられる。

それでも、この協定には二つの意義があり、(中央アジア諸国間の水分配基準の設定の試みであったことに加えて)ソ連崩壊直後の状況の中で中央アジア諸国が安定的に水供給を行う仕組みを定め、のちの水資源管理分野における協力関係の基礎になったことである。

1992年の協定は調整機関も設けた。それは水管理調整国際委員会 (International Committee on Water Management Coordination, ICWC) である。委員会の主な目的は,中央アジアにおける水管理に関する政策・規定を作成し,その適用を管理することである。その中には各国の使用基準なども含まれている。中央アジア諸国間の問題は委員会で話し合うことが想定された。また,ICWCの事務局がタジキスタンのホジャントに置かれることも決まった。科学センターもウズベキスタンのタシケントに設立され,支部が各国に設置された。

委員会に加え,二つの流域水管理協会(*Basseinoe Vodnoe Ob'edenenie*, *BVO*)が設置された。具体的には,ウルゲンチに本部を置くBVO Amudaryaと,タシケントに本部を置くBVO Syrdaryaがある<sup>13</sup>。これらの施設は中央アジア諸国共有の資産であり,その運営や管理は共同で行うとされた。ただし,これらの資産はBVOの一時的な利用のために委任されたものであり,これらを売買するなどの権利はいずれのBVOにもないとされた。

1993年3月に中央アジア諸国は新たな協定として「アラル海とその周辺が置かれている(環境)問題に関する共同対策について」を承認した。それに伴い、「アラル海流域問題国際会議」(Mezhdunarodnyi Sovet po Problemam Arala)とアラル海国際基金(Mezhdunarodnyi Fond Arala)を立ち上げた。前者はアラル海流域の多国間の活動に関する政策立案、国家間協力の促進、様々なプロジェクトの検討などを目的とした。後者は各国からの支援の使い道に関して国家間の調整を行う機関とされた14。

さらに,1994年1月,各国は「アラル海流域の環境,社会,経済的状況の改善に向けた特別な措

<sup>12 「</sup>国家間使用の水資源の共同使用,運営と保存に関する協力について」Soglashenie mezhdu Respublikoi Kazakhstan, Respublikoi Kyrgyzstan, Republikoi Uzbekistan, Respublikoi Tadzhikistan i Turkmenistanom o sotrudnichestve v sfere sovmestnogo upravleniia ispol'zovaniem i ohranoi vodnykh resursov mezhgosudarstvenykh istochnikov, アルマティ, 1992年2月18日。ウズベキスタン農業水資源省から入手。

<sup>13 「</sup>国家間使用の水資源の共同使用,運営と保存に関する協力について」,7条。

<sup>14</sup> 例えば, Sergei Vinogradov and Vance P. E. Langford, "Managing Trans-Boundary Water Resources in the Aral Sea Basin: in search of a solution", *International Journal of Global Environmental Issues* 1: 3-4 (2002): 347, 351参照。

置に関する3-5ヵ年計画」に署名した。同年3月には中央アジア諸国が「アラル海流域問題国際会議」の総予算を決め,アラル海流域計画を検討した。また,1994年1月の「アラル海域における環境,社会と経済状況に関する特定措置の3-5年計画」成立に伴い,1995年9月に国家首脳が「アラル海域における持続発展計画について」の宣言に署名した。そして,1998年3月に署名された「シル川流域の水・エネルギー資源使用についての協定」により,国家間で水使用コンソーシアムの設立も計画された。

翌1995年の9月,「アラル海流域の持続的発展について」の宣言がウズベキスタンのヌクスで署名され,さきに述べた「アラル海流域問題国際会議」とアラル海国際基金の必要性が改めて強調された。それが1996年の両機関の機能に関する協定案に繋がるのだが,その案において両機関の機能と役割に関する規定は非常に緩いものだった。そのため,両機関の定義や存在意義について(効率よく機能していないことや,機関内における中央アジア諸国の対立など)多くの課題を残した。

最終的に,会議と基金は一つの機関に統合され,名称としてはアラル海国際基金が残る形になった。しかし,内容面では新たな構造が導入され,理事会(中央アジア各国の水農業担当副大臣で構成)と実行委員会が基金で継続的に機能する機関となった。

#### 2.2 水資源の国際化と中央アジア

中央アジア諸国のほとんどは,水資源が地域全体の財産であり特定の国のものではないという考え方に賛同している<sup>15</sup>。しかし同時に,各国はそれぞれの憲法で領土内にある水は自国の財産だと宣言している。このような矛盾から国家間に様々な議論が生まれ,お互いに対する非難も聞こえ始めた。

すでに述べたような地理的なバランス欠如に加え、中央アジア諸国の経済構造とそれによる水資源の必要性も異なるため、多くの構造的な対立が生じてしまう。例えば、キルギスとタジキスタンではエネルギー資源が不足しており、特に冬は深刻な問題に発展する。そのことから、二国は冬期にそれぞれの貯水池(例えば、キルギスの場合はトクトクル・ダムであり、貯水量は19.5m²、タジキスタンの場合はヌレク・ダムで貯水量は10.5m²)の水をエネルギー生産のために使う。しかし、その水が流れていくのは下流にある他国の土地である。そういう意味では、冬にその水を貯水池に貯めておくことはこれらの諸国にとって得策ではない。上流国の政策とは対照的に、下流の国々のカザフスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタンは主に夏期に水を必要とするため、上流国がダムをエネルギー生産に使用することに悩まされている。なぜならば、下流国の経済は農業にある程度依存しており、これらの国々の農業セクターにとって、乾燥し気温が40・50度まで上がる夏期は水の供給が生命線である。このような上流国と下流国の政策の違いは、夏には下流国において水不足をまねく。また、冬には上流国のダムから流れてくる大量の水が原因の洪水を引き起こす。それ

<sup>15</sup> 水問題における協力に関して, Bakhtiyor A. Islamov, "Aral Sea Catastrophe: Case for National, Regional and International Cooperation", Slavic Research Center, Hokkaido University, < www.src-h.slav.hokudai.ac.jp/sympo/97summer/islamov.html> 参照。

が下流国の新しく植えられた作物を台無しにし、次年度の食料の価格や供給に影響する。

このようなジレンマを解決するために,1994年に一つの先例ができた。それは,キルギス,カザフスタン,ウズベキスタンの間でエネルギーと水の交換に関する協定が成立したことである。それによると,カザフスタンとウズベキスタンはキルギスに石炭と天然ガスを供給する。その代わり,キルギスは冬期にダムや貯水池に水を溜め,夏に下流国に供給する。ただし,供給するべきエネルギー資源と水資源の量が合意に至らず,協定の内容が実施されなかった。協定が機能しなかったことで上流国と下流国の間の対立や議論は続いている。それが中央アジア諸国の水資源に関する考え方に影響を及ぼし,ついには水の商品化に関する議論に発展した。

#### 2.3 水の商品化と一方的な水政策の危険性

上流国は,これまでの水使用に関する状況が一時的かつ非効率的だと認識している。彼らからみると,エネルギー資源と水資源の交換の仕組みは,下流国に有利な立場を与え,上流国へ圧力を加える仕組みである。彼らはそのような交換の仕組みの代わりに「水の商品化」を提案している。例えば,キルギス議会のT.U.ウスバリエフは,キルギス経済が水を貯めておくことで6億1千万ドルの損害を受けており,下流国は上流国の水資源を買い取らなければならないと主張する1%。

そのような「水の商品化」概念はキルギス政府や議会の考え方に大きく影響し,2001年3月のキルギスによる一方的な水供給制限に関する宣言につながった。キルギスは,近隣諸国と事前に合意があった23億m³のうち7億3千万m³しか提供しないと宣言したのである¹′。このような「水の商品化」の論理は,キルギスの「国家間水関連施設,水資源と水関連調整機械の使用に関する法」にも表れている。それによると,キルギス共和国内にある全ての水はキルギスのものであり,下流国はその水が必要ならば買い取るべきだとされている¹°。

下流国のカザフスタンとウズベキスタンはそのような姿勢を批判し拒否している。下流国の主な主張として,1992年の協定に基づけば,水は地域共有のものである。さらに,カザフスタンとウズベキスタンはそのようなキルギスの姿勢が必ずしもキルギスにとって良い結果をもたらさないと強調する。もしキルギスが水を商品として売り込もうとするならば,両国はそれに高い消費税をかけるだけでなく,冬期に水をキルギスから買い取らず,ダムに貯水することを要求するという。その場合,水が商品となった以上,要求されないかぎりダムから流すことはできないので,キルギスとしては放水によって得るエネルギーも得られなくなってしまう。キルギスのダムはそのような水量

<sup>16</sup> 例えば, T. U. Usubaliev, The Law of the Kyrgyz Republic "On Inter-state Use of Waterworks and Water Resources of the Kyrgyz Republic: Kyrgyzstan and the Whole of Central Asia are Under the Threat of Contamination with Radioactive Wastes" (Bishkek, 2002)もしくはM. Olimov and A. Kamollidinov, "Regional noye Sotrudnichestvo po Ispol zovaniyu Vodnyh I Energiticheskih Resursov v Tsentral noi Azii" *Tsentral naya Aziya I Kavkaz*, 2:3 (1999), < www.ca-c.org/journal/cac-03-1999/contcac\_3\_99.shtml>参照。

<sup>17</sup> Randa M. Slim, "The Ferghana Valley: In the Midst of a Host Crisis" in Paul van Tongeren, Hans van de Veen, and Juliette Verhoeven, eds., Searching for Peace in Europe and Eurasia: An Overview of Conflict Prevention and Peace-Building Activities. (London: Lynne Rienner Publishers, 2002), p. 500°

<sup>18</sup> 水の販売価格の詳細は, Valentin Bogatyrev, "Potechyot li voda pod kamen? Kak chestno podelit Evraziiskuyu vodu" *Institut Obschestvennoi Politiki*, < www.centrasia.org/newsA.php4?st=1162977360>参照。

に耐えられないので,カザフスタンとウズベキスタンにいわせれば,最も困るのはキルギスだと強調する<sup>19</sup>。結果として,このような対立から上流国も下流国も得をしないという。

このような対立は最終的に妥協案を探ることで落ち着いた。キルギスは下流国に水を商品として買い取ることではなく貯水池やダムの維持費の支払いを求めた。カザフスタンはそのような要求を受け入れた。カザフスタンは様々な水関連施設の維持のために年間10万ドルを支払うことに合意した。同様の合意が2002年3月にウズベキスタンとキルギスの間でも結ばれた。

以上のような問題について、キルギスの戦争問題・水エネルギー資源研究所所長であるマフカモフ氏は、シル川上流に二つのダム(カンバルタ・ダム1号、2号)の建設を提案することがキルギスのエネルギー問題を解決すると提案した。彼によれば、これらのダムで使われた水はトクトクル・ダムに流れ、この仕組みによってキルギスも下流にある国々も得をする。この案にキルギス首相だったジョオマルト・オトボエフも賛同したで。また、カムバルタ1号の建設コスト10億ドルとカムバルタ2号の建設コスト2億1・3千万ドルのうち、カザフスタンが一部を負担することに関心を示したで。その代わりに、キルギスがこれらのダムの株を発行し、その一部をカザフスタンに渡すことも提案していた。さらに、ロシアのEES Rossii(ロシアのエネルギー供給・ネットワーク維持会社)の理事長であるチュバイス(Chubais)氏はその後キルギス首相となったタナエフ氏とカンバルタ・ダム1号、2号の建設における協力について覚書を結んだで。このようなダム建設に対するロシア側の関心はこの地域の水不足改善と関連がある。しかし同時に、チュバイス氏の積極的な動きは、彼が以前から提案していた、ユーラシアのエネルギーシステムを統合した「自由の帝国」のアイディア実現に向けた一歩だとみなす人もいる。EES Rossiiに加え、2004年9月にはキルギス政府と中国の間でもカンバルタ・ダム建設に関する協力の可能性について交渉が行われたで。

#### 3.中央アジアの水管理領域における課題

#### 3.1 中央アジアの水資源をめぐる情勢

上流国と下流国の間で経済政策と水資源の使用に関して違いがあるもう一つの例はタジキスタンの水とエネルギー政策である。タジキスタンはエネルギー資源にそれほど恵まれておらず、電気供給をダムの水に依存している。現段階ではタジキスタン国内にある全てのダムの発電量を合計してもキルギスのトクトクル・ダムより低い。タジキスタン北部に対するエネルギー供給の75%程度は(複数のダムを一つにまとめる)ワフシ・ダムがまかなっている。残りの地域へのエネルギー供給

<sup>19</sup> ウズベキスタン農業水資源省の幹部とのインタビュー, タシケント, 2003年8月。

<sup>20</sup> A. Taksanov, "Diskusii ob Istochnike Zhizni Tsentral Inoi Azi", 8 May 2003, < www.centrasia.ru/news>

<sup>21</sup> 例えば "Kazakhstan gotov stroit' GEA v Kyrgizii esli emu dadut chast' aktsii",2002年4月15日, <www/centrasia.ru/news>; "Kyrgiziia sozdast SP s Rossiei i Kazakhstanom dlia stroit'elstva Kambartinskikh GES", INTERFAX, 2007年3月15日, <www/centrasia.ru/news>参照。

<sup>22 &</sup>quot;A.Chubais podpisal memorandum o dostroike Kambartinskikh GES 1 I GES 2 v Kirgiziiŧ, 2004年 8 月21日, < www/kyrgyzinfo.kg>参照。

<sup>23 &</sup>quot;Rogunskuiu GES dostroit RAO EES", Ferghana.ru, < www/ferghana.ru/news.php?id=7058> 参照。

は未だ十分に行われず,多くの問題点が残っている。タジキスタンとウズベキスタンの間でエネルギーを(飛び地や電気線の関係で)交換する仕組みもあるが,様々な理由で継続的に行われていない。そのような状況の中,タジキスタンは水資源に恵まれた地理的利点を活かし,様々なダム建設を計画している。その一例はログン・ダムである。

タジキスタンのログン・ダムはソ連時代に計画され建設が始まったが,資金不足が原因で1992年に凍結された。ログン・ダムの建設はタジキスタンに必要なエネルギーの確保にとって重要な計画だったため,内戦後,タジキスタン政府はこのダム建設に関して前向きな姿勢をみせた。しかし,ウズベキスタンとトルクメニスタンは慎重な見解を表明した。それは,二国の領土がダム建設の影響で多大な損害を被るためである。しかも,専門家は,このダムにワフシ(Wahsh)川の水が使われることで,この地域の水不足にさらに拍車がかかる可能性があると指摘している。

上流国と下流国の緊張関係に加え,下流国でありアム川流域を分け合うウズベキスタン,トルクメニスタン,アフガニスタンの関係も単純ではない。それは特にウズベキスタンとトルクメニスタンの関係においてはっきりした形で表れる。両国は下流国であるだけでなく,中央アジアで最も水資源を使用する国である。両国は水に関してそれほど対立していないものの,将来的にはそのような緊張関係につながる可能性のある要因が複数存在する。

その一つは水資源の使用基準である。両国の経済は農業セクターにある程度頼っており,その中心にあるのは綿花生産である。しかし,二国の人口密度は異なっており,密度が高いウズベキスタンは人口密度がそれほど高くないトルクメニスタンと同じ水準の水資源の使用を許可されている。基準だけでなく,実際に使用している水の量も異なっている。両国が許可されている水の使用分は22km³であるにも関わらず,トルクメニスタンの使用分は30km³を超えるとみられている。

さらに、トルクメニスタンの水資源政策の一環である貯水池建設も二国間関係を悪化し得る不安材料と考えられる。トルクメニスタン政府の人工湖建設に関する2000年の決定はその一例である。それによると、アシガバッドからおよそ500kmの地点に、広さ3,460km²の人工湖を建設する。トルクメニスタン政府にとって、この人工湖は新たな耕地拡大の可能性を開き、同国の農業生産力を強化すると考えられる。トルクメニスタンの専門家の計算によると、このプロジェクトの結果として、50万トンの綿花生産増と30万トンの果物の生産増が見込まれる。そのため、トルクメニスタンでは水資源を管理し水産業を担当する省と「アルティン・アシル・ケリ」(黄金時代の湖)という名の公社が設立された。プロジェクトによると、人工湖の建設は2004年までに第一段階が終了し、トルクメニスタン領内にある小さな川とアム川の水をパイプで人工湖に流しこむ計画だった。

しかし,この計画に関しては専門家の間でいくつかの疑問が浮上している。まず,新しい湖の中央アジア全体への影響は不明確である。確かに,トルクメニスタンの経済に良い影響を与えると考えられる湖が必ずしも近隣諸国に同様の好影響を与えるとは限らない。例えば,この湖を作るためにアム川の水を利用するとこの川の水量がさらに減少する。また,アラル海に入る水量も減少する。

<sup>24 &</sup>quot;Nastupaet Vodenoe Protivostoianie?" *Nezavisimaia Gazeta* (Internet version), 2000年11月5日, < www.ng.ru/printed/cis/2000-11-05/5\_water.html> 参照。

これらの要因が関係国間の関係をさらに悪化させる要因になる可能性がある。

# 3.2 ウズベキスタンの水政策とキルギスのトクトクル・ダム

ウズベキスタンの水対策も以上のような状況による影響を受けている。例えばキルギスでは、エネルギー需要が一番高い冬は水をそれぞれのダムでためずに水力として活用することで必要なエネルギーをつくりだしている。この国は耕地が少ないため、水を水力発電に使用しても経済活動への影響は少ないといえる。ただし、このようなエネルギー政策はウズベキスタンの農業に大きな影響を及ぼしている。ウズベキスタンの農業は綿花生産に頼っていて大量の水を必要とするからである。ウズベキスタンにとっては、冬の間にキルギスのトクトクル・ダムにたまった水が春や夏に自国の農業に供給されることは非常に重要なのである。しかし、今日のトクトクル・ダムはキルギスのエネルギー発電に使われている。しかも、発電量の8割が冬に作られるため大量の水がこの時期に放出される。その影響で、冬にはウズベキスタンの土地が広い範囲で洪水にみまわれる一方、水が一番必要な夏には水不足が発生している。のまり、キルギス水資源政策とウズベキスタンの国家水戦略が矛盾しており、その矛盾がウズベキスタンの農業を脅かして経済的な打撃を与えるといえる。本来ウズベキスタンは水以外のエネルギー資源が豊かな国であるため、例えばキルギスにエネルギー資源を提供し、かわりにキルギスが冬にダムで水をためて春・夏にウズベキスタンに供給するという仕組みが考えられる。このような案をめぐっては現在までも国家間交渉が行われてきた。しかし根本的なところで意見の相違があり、この問題は未解決である。

#### 3.3 2004年の水危機

以上に述べた多くの問題は定期的に危機的な状況にまで発展してしまうことがある。2004年の事態はその最たる例である。すでにも述べたように、キルギスのトクトクル・ダムには冬期に水が大量に流れ込み、それをキルギスがエネルギー発電のために下流に放流する。その影響で下流国の農作物は水に流されてしまい、これらの諸国の農業セクターに多大な被害が及ぶ。キルギスからみると、水をトクトクル・ダムから流さなければエネルギー供給ができない。また、年によって水がダムに溜まり過ぎると、ダムの強度にも影響し、ダム崩壊の危険性すらあるという。そのような危険性は特に2004年1月に懸念され、カザフスタン、キルギス、ウズベキスタンの代表者が対応を協議するためにチムケントに集合した。その結果、(2004年1月4日に)チムケント協定が結ばれ、キルギスがトクトクル・ダムからカザフスタンのチャルダラ貯水池への放水量を削減し、大量の水が下流国の農地に流れる事態を防ぐことで合意した。そのようなキルギスによる自己制限の代わりに、カザフスタンはキルギスがその影響で得られなかったエネルギー資源を供給することに賛同した。加えて、ウズベキスタンもカザフスタンのチャルダラ貯水池からアルナサイ貯水池に追加の水(毎秒350㎡を程度)を流すことに同意し、カザフスタンのチャルダラ貯水地の崩壊の危険性を減らすこ

<sup>25</sup> Uzbek TV, "Kyrgyz fail to stick to water-energy deal" < www.eurasianet.org...e/uzbekistan/hypermail/news/0037.shtml> 2002年1月25日かKarina Insarova, "Tashkent 'Threatened' by Turkmen Reservoir," *Reporting Central Asia* no. 105, Institute for War and Peace Reporting, 2002年2月22日, < www.iwpr.net>参照。

とに協力すると約束した。

しかし、2月になると状況が一変し、チムケント協定はまったく機能していないことが判明した。キルギスのトクトクル・ダムからカザフスタンのチャルダラ貯水池に流れる水の量は毎秒500 - 560m³であり、ウズベキスタンがカザフスタンのチャルダラ貯水池から自国のアルナサイ貯水池に流したのはチムケント協定で決められた水準よりも少ない量(一秒に200 - 230m³)だった。このような状況の中でカザフスタンのチャルダラ貯水池が限界になり、貯水池の崩壊と下流国の農作物への被害が危惧された。チャルダラ貯水池の水位は非常事態用に設定されている基準よりも高かった。状況をさらに複雑にしたのは、この時期にタジキスタンがカイラクム・ダムからエネルギー発電のために大量の水を放水していたことだった。その量は時期によっては1200 - 1400m³に達し、下流国のカザフスタンとウズベキスタンの状況に悪影響を及ぼした。上流国と下流国の対立が再び表面化し、その解決を探るのは非常に困難な状態だった。

カザフスタンは近隣諸国に呼びかけ、危機の解決のために各国代表者による複数の会合を設けた。初会合は2月初めに開かれた。 2月7日にウズベキスタンのタシケントで実施された会合ではカザフスタンとウズベキスタンの間で合意が達成された。ウズベキスタンがカザフスタンの貯水池にたまった水を流すために10日間以内に追加の貯水池を建設し、カザフスタンのチャルダラ貯水池の水位を下げるよう努力することに同意した27。次の会合はキルギスのビシュケクで2004年 2月11日実施され、各国の副首相レベルが集まった。会合では、ダム下流国と上流国の放出レベルを決める交渉が行われた28。その結果、キルギスは、トクトクル・ダムからチャルダラ貯水池への放水量を2004年 2月12日以降一時的に毎秒500㎡まで下げることに同意した。ウズベキスタンも、同月20日以降、カザフスタンのチャルダラ貯水池からアルサナイ貯水池へ毎秒500㎡流すことに合意した。

以上の複数の会合と合意は危険な状況を一時的に改善させ、危機を回避する可能性を開いたものの、同様の危機的状況が二度と起こらない保証ができたわけではない。2004年2月の危機は中央アジア諸国が直面している問題を如実に表した。キルギスとタジキスタンは下流国であるカザフスタンやウズベキスタンが上流国のエネルギー需要を無視していると批判した。上流国はキルギスとタジキスタンのエネルギー発電のために水を使用していることは、カザフスタン人の多くの人の生活とウズベキスタンの三つの州の農地を危険にさらしていると批判した。

2004年の危機はほぼ毎年くりかえされる出来事である。しかも、皮肉にも同じ2004年の5月に発表されたカザフスタンの水管理局の情報によると、その年の夏期における農地への水供給については水不足が予測された。その原因の一つは冬期にトクトクル・ダムとチャルダラ貯水池に溜まった水量が不十分だったことである。その計算のもとになったデータによると、チャルダラ貯水池に入る水の量は毎秒566m³だったが、出ていく水の量は毎秒755m³だった。5月の段階ではトクトクル・ダムから貯水池に入る水よりも出て行く水の方が多いため、最終的にそれが夏の水不足を招く

<sup>27 &</sup>quot;Kygyzstan priznal svoi oshibki v sbrose vody - uvereny v Kazakhstane," *Kazakhstan Today*, 2004年 2 月12日。

<sup>28 &</sup>quot;Kak ostanovt' potop? Vitse-prem'er Kazakhstana, Uzbekistana i Kyrgizii srochno sobralis' v Bishkeke, " *Kabar*, 2004年 2 月12日。

可能性が高いとされた。さらに,水管理局は,チャルダラ貯水池に520億m³の水を貯める能力があるにもかかわらず,5月の段階で溜まった水の量は470億m³であり,水量が大量に増えることも期待できないと発表した。幸い,このような予測は結果として当たらず水不足を回避できたが,多くの課題を残した。

次の年に同じような危機を招くことを避けるため,水専門家は早めに協議を始めた。2004年9月16日に各国の水資源管理担当省の代表者が,シル川の水の配分や,水とエネルギーの交換の仕組みを協議し始めた。しかし,この会合も物別れに終わり,危機の可能性を減じさせることができなかった。

#### 4. 水問題対策

# 4.1 「シベリア - 中央アジア運河」計画

この計画は30年前にソ連が検討し、断念したものである。当時の計画によると、ソ連の綿花生産地だったウズベキスタンと、アラル海やカスピ海に水を供給することが目的だった。しかし、1986年に共産党中央部は計画の断念を決めた。ソ連崩壊後、この計画は再検討さえ行われなかった。経済面・環境面のコストの多大さがその理由であった。しかし、2002年4月、ウズベキスタンに本部を持つECOSAN(国際環境保護財団)が開催した国際会議で、ウズベキスタン大統領顧問のジュラベコフ(Jurabekov)氏が、ウズベキスタンの水利用の非効率性と中央アジア全体規模の水不足を指摘した上で、ウズベキスタンにおける水問題の糸口としてシベリアの河川から中央アジアへの水路を建設する事業を再び支持した空。このジュラベコフ大統領顧問の姿勢はウズベキスタン政府の水路建設に対する前向きな認識の現われでもあった。ジュラベコフ大統領顧問はこのプロジェクトを「シベリア・中央アジア運河」計画と名づけた。具体的には、ロシアのオビ川(Ob')とイルティシ川(Irtish)の水を、運河を通して中央アジアに流す計画である。

プロジェクトの内容として,運河の長さは3千kmに達し,幅130-300m,深さ15mになるはずだった。このプロジェクトは各共和国の水不足を改善するということより,ソ連全体の農業セクターの生産力強化を目指したものであった。このプロジェクトを計画する際にソ連全領土の160の機関(48の設計研究所と112の水関連問題の研究所)が参加し,報告書は50冊にもなった<sup>30</sup>。

そもそもプロジェクトが浮上したのは1968年であった。この年,ソ連共産党の中央幹部会がGosplan(国家計画局),科学アカデミーや研究機関に対し,水資源の再分配計画を検討するよう指示した。1971年にはイルティシーカラガンダ運河(長さ300 km)が完成した。計画に関わった専門家はこの運河を北から南への水の再分配のモデルと位置づけていた。1976年のXXVの全ソ連共産党会議も水再分配に関し前向きな結論をだした。

<sup>29</sup> 例えば, "Pokupat' sibirskuyu vodu gosudarstva Azii vsio ravno ne smogut – deneg net", *Ferghana.ru.* 2003年4月14日, < www.ferghana.ru> 参照。

<sup>30</sup> S. Ermagambetov, "Kogda reki potekut vspyat". Tsentral'naia Aziia na poroge zhestogo defitsita prestnoi vody," *Karavan* N.8, 2007年 2 月23日、<www.centrasia.ru/news2.php4?st=1172651520>参照。

当時の計算で、プロジェクト実現に必要となる資金は莫大だった。総額は320億ルーブル(0.52 ルーブル=1ドル)であり、個別の事業のコストはロシア領内で83億ルーブル、カザフスタン領内で112億ルーブル、他の中央アジア共和国内で133億ルーブルと試算された。このプロジェクトからの収入は毎年76億ルーブルとされ、ロシアが20億ルーブル、カザフスタンが20億ルーブル、残りの中央アジア共和国が36億ルーブルと予測された。全体としての効率は毎年16%として計画されていた。このような計算はソ連科学アカデミー・シベリア支部・シベリアエネルギー研究所の専門家が行った3。

プロジェクトの計画によると、25m³の水を再分配することを目指し、ロシアのトボルスキという街周辺でイルティシ川の水をトボルスキ貯水池までモーターで引き上げ、その水がそこから運河を通ってシル川とアム川に流れる計算だった。しかし、このプロジェクトにも各共和国の利害があり、カザフスタンはこのような仕組みに反対していた。なぜなら、このプロジェクトの対象になる水源はイルティシ川であり、カザフスタンのもっとも大きい川のひとつだったからである。カザフスタンからみれば、カザフスタンの水資源と考えられる川の水を下流にあるウズベキスタンとトルクメニスタンに引き渡す事業にしかみえなかった。カザフスタンの水不足がその過程で改善されなかったからである。そのようなカザフスタンの慎重な意見にもかかわらず、このプロジェクトは承認された。

プロジェクトの第二のステージとして,毎年オッビ川の水の6 - 7% (60m³)をトボルスキ貯水池まで新たな運河を通して引き上げ,その水がシル川とアム川に入っていく予定だった。オッビ川からトボルスキ貯水池までの引き上げにはモーターを使い,水を110mの高さにまで引き上げなければならなかった%。

しかし、このプロジェクトの案は1986年のソ連共産党のXXVII会議で認められず、廃止された。 その理由として様々な要因が考えられるが、環境への影響に関する懸念と予算不足が挙げられる。

このプロジェクトを復活させるためには、莫大な資金と、カザフスタンやウズベキスタンのみならずロシアの前向きな行動が不可欠である。その原動力となったのはモスクワ市長のルシュコフ(Luzhkov)氏である。当初冷たい目でみられていたこのアイディアは、モスクワ市長の影響力によって復活したのだった。ルシュコフ氏はロシア大統領宛に書簡を送り、ロシアや中央アジアにとってのプロジェクトの重要性を訴えた。彼は、オッビ川の年間水量の5 - 7%を新しく作られる運河に流すことでウズベキスタンの経済利益のみならずロシアの農業発展もあり得ると主張している。彼は水を石油に代わる商品とみなし、その商品が消耗品ではなく再生できるものであるからこそ、この計画が成功すると指摘する。すなわち、オッビ川の年間水量の5 - 7%が中央アジアに流れて農業に使われたとしても、その水が気化し雨となってロシアに戻ってくると考えているのであ

<sup>31</sup> S. Ermagambetov, "Kogda reki potekut vspyat'. Tsentral'naia Aziia na poroge zhestogo defitsita prestnoi vody," *Karavan* N.8, 2007年 2 月23日, < www.centrasia.ru/news2.php4?st=1172651520> 参照。

<sup>32</sup> S Ermagambetov, "Kogda reki potekut vspyat'. Tsentral'naia Aziia na poroge zhestogo defitsita prestnoi vody," *Karavan* N.8, 2007年 2 月23日,< www.centrasia.ru/news2.php4?st=1172651520> 参照。

<sup>33 &</sup>quot;Luzhkov zaimyotsa problemoy Arala", RosBiznessKonsalting, January 2003, < www.uzland.uz>。

る。

この計画は様々な波紋をよんでおり、ロシア国内でもこの問題に対し意見が分かれている。ロシア自然資源省大臣顧問のミヘエフ(Mikheev)はこの計画に強い支持を表明した³\*。彼の意見によると、この運河はウズベキスタンの利益になるだけでなく、ロシアのチュメン州、クルガン州、チェリャビンスク州の水不足をも解消し、農業用地を増やすことにつながる。他方、ロシアの産業エネルギー担当大臣であるフリスティエンコ(Khristienko)は、最近のインタビューで、水資源に関する中央アジア諸国との協力は現段階ではシベリア地域の川よりも南へは及ばないと明言した⁵\*。

カザフスタンはプロジェクトの重要性を訴えており、カザフスタン大統領は2006年のウズベキスタン大統領との会議で取り上げた<sup>36</sup>。ウズベキスタンもこのような考え方を支持し、自国の農業の再生や拡大につながるものとみなしている。しかし、この計画は現在も検討中であり、その実行の可能性は未だ不透明である。なぜなら、この計画に必要となる多大な資金の問題に加え、環境保護も考慮する必要があるためである。しかも、このような計画を実行するには中央アジア各国の協力が不可欠である。(アシガバッド宣言やアルマアタ宣言のような)同様の試みは今までもみられたが、水問題解決につながる結果は未だ出ていない。

以上に述べたように,水不足はウズベキスタンのみならず中央アジア全体の問題であり,各国の 農業に悪影響を与えることに疑いはない。この問題を多国間で解決するしかないと考えるならば, 各国が自国の農業用水の効果的使用や節約に取り組むべきである。このような観点から,国内の水 戦略の重要性は明らかであり,各国が国内で水使用政策を実施することによって深刻な水不足のさ らなる悪化を防ぐことができると考えられる。ウズベキスタン政府の国内の水戦略の目的もまさに そこにある。

# 4.2 住民による水管理制度の設置イニシアティブ

中央アジアにおける水問題を解決する上では、各共和国内や個々の水使用者のレベルで何らかの 行動が求められている。そのモデルの一つがスイスのNGOによって提供され、ある程度の広がり をみせている。

このプロジェクトは,スイス開発協力機構と,フェルガナ盆地のウズベキスタン,タジキスタン,キルギスの複数の村の代表者が発足させた。プロジェクトの主な目的は,人々のもとに水を供給すると共に,住民に水管理に関わってもらうことだった³7。そのために,各村で「水利用者委員会」という法人格をもつ非営利組織を立ち上げた。委員会は各村で水供給管理,水道料金の集金,電気代集金,電気施設のメンテナンスなどを行う。これまで,中央アジア諸国では国家機関がそのよう

<sup>34 2003</sup>年1月9日のニコライ・ミヘエフに対するインタビュー, < http://news.ferghana.ru/>参照。

<sup>35</sup> V.Khristienko, "Povorot Sibirskih rek ne planiruetsya", *Vzgliad*, 2007年10月4日, <www.centrasia.ru/newsA.php4?st=1191519000>参照。

<sup>36</sup> S.Ermagambetov, "Tsentral'naia Aziia I Kazakhstan na poroge zhyostkogo defitsita presnoi vody", *Karavan*, N.8, 2007年2月23日, <www.//www.centrasia.ru/news2.php4?st=1172651520>参照。

<sup>37 &</sup>quot;V Ferghanskoi doline vnedriaetsia shvetsarskij opyt vodosnabzheniia sel'skikh raionov," *Ferghana.ru* , <www.ferghana.ru/news.php?id=5636>参照。

な業務を行っていたが,利用者の要求にこたえるサービスを提供できなかった。利用者もサービスの代金を支払わなかったり,支払いが遅れたりした。今回のプロジェクトはそのような業務の一部を住民側に引渡す。

このような委員会を設置する際,それらに対する課税について議論があった。本来ならばこのような組織は課税対象だが,そうすると彼らが提供するサービスの価格は高くなり,結果として住民の負担が増えてしまう。そのため,水利用者委員会を課税免除の対象にすることが提案され,最終的には委員会を非営利組織として登録することとなった。水利用者委員会のメンバーは多様であり,各村やコミュニティの代表者,自治体の職員や住民である。事務局は委員長,税理士,集金担当職員,技術者などで構成する。これらの職員は給料をもらうが,その額は住民との相談で決められる。職員は個人として税金を納める3%。

以上のイニシアティブに加えて、中央アジア各国もまた、水管理と分配制度の改革に乗り出している。ウズベキスタン政府は自国の水分配制度改革を最重要課題と位置づけてきた。特に、国内の水分配に関する課題の一要因として国営から民営化された農園への水提供が問題視されてきた。

独立を達成する以前,土地は国のものであり販売されることはなかった。大規模なコルホーズやソフホーズが作られ,農民はそれらの組織の中で農業生産に取り組んできた。しかし,この制度は非効果的で生産率が低かったため,独立後のウズベキスタンの農業は民営化へと舵を切った。その過程で最も複雑な要因は,土地の民営化もさることながら,民営化された土地への水分配制度の設置だった。そもそも,独立後のウズベキスタン政府は農業生産組織の形成を支持してきた。すなわち,シェルカト(大規模農園),フェルメル(中規模農園),デフカン(個人運営の個人運営の農園)である。その中でもウズベキスタン政府が最も優先的に支持しているのは中小規模のフェルメル農園である。政府は,将来的にはウズベキスタンの全ての農園を大規模ではなく中小規模のフェルメルとデフカンで成り立たせるという目標を表明している3%。これらの中小規模の農園に水を提供するために,政府は「水使用者組合」制度を発足させた。

現在の大規模農園シェルカットはコルホーズやソフホーズの後にできた組織で、その運営への国家の影響は多大である。近年の農業改革の影響でこれらのシェルカトも改革されることになった。まず、赤字のシェルカットが第一の対象である。これらのシェルカトを解散・倒産させた上で、そのシェルカットが使用していた土地を分配しフェルメル農園を作る。しかし、シェルカト内で使われてきた水分配・提供施設や水路は分配できないものとしてフェルメル農園間で使うことになる。そこで、その水提供施設や水路の維持のために「水使用者組合」制度が作られた。「水使用者組合」の目的は主に組合員の農園への水の提供や施設・水路の維持、そして組合員による水使用の管理などである。

組合が提供するサービスはその内容または場所によって異なり,手数料も異なる。手数料は組合

<sup>38</sup> このプロジェクトについて詳しくは, "V Ferghanskoi doline vnedriaetsia shvetsarskii opyt vodosnabzheniia sel'skikh raionov", Ferghana.ru, 2007年4月4日, < www.ferghana.ru/news.php?id=5636> 参照。

<sup>39</sup> 例えば,2002年1月5日のウズベキスタン大臣会議の第8号決議によってその方針が決定された。赤字である83の大規模農園が解散させられ,中小規模のフェルメル農園に変えられた。

が水を提供する土地の質,および提供に使用される技術やコストなどによって決められる。同時に, 各メンバーは組合費を分割で支払わなければならない。「水使用者組合」は非営利相識であるため, 組合側は組合の維持,水の提供と組織運営に必要な費用のみを組合員に請求する。組合の予算は組 合員総会で必要な経費の検討が行われた上で年ごとに決められる。

「水使用者組合」は以下のように機能する。まず,各組合員は組合事務所に自分の記録を持ち, 各組合員の会員費,会員費の請求期限や実際の支払い金額が記録される。第一回目の会員費は年末 に支払われ,その額が次年度予算の20%に相当する。会員費は分割で払われるため,次の支払い額 はその年の予算や必要な経費によって第一回目の支払い後に修正される場合もある。

しかし 国営の水提供制度から民営の組合に変わった組織のほとんどは資金援助を必要しており, 現段階ではフェルメル農民やデフカン農民の会費のみでは運営,維持などすでに述べたような目的 を達成することができない。それはフェルメル農園やデフカン農園が中小規模であり,まだ水提供 施設や水路に投資できるような資金力を持っていないからである。

これらの組合を支援するために、ウズベキスタン水資源省はいくつかの提案を検討している。その一つは、ウズベキスタンの各州で参考になりうる「水使用者組合」を2つずつ設置するというものである。目的は、それらの組合に必要な機械や技術が提供され、その施設を利用して各州で新しい組合職員を訓練することである。提案にはそのような訓練場を「州立水使用者組合員訓練場」と名づけることも含まれている。訓練場に必要な技術や機械を提供するために、現在ウズベキスタン政府は米国政府が管理しているUSAID(米国国際開発庁)と交渉中である。また、すでにこのような組合がいくつか作られている。政府としては、このような水利用者組合制度を通して水問題に対する認識を強化するとともに、水問題を国家間レベルとローカルレベルの双方で解決しようとしている。

# 結論

本論文が強調する点はいくつかあるが、第一に、中央アジアにおける水配分はバランスを欠いている。水不足に直面している国々(下流にある国々)は、水を十分に供給されている(上流にある)国よりも立場が弱いと認識しており、両者の間で対立が発生している。このような対立の引き金になっているのはこの地域における水とエネルギーの問題であり、上流にある国々と下流にある国々との間ではそれぞれの政策方針が異なっている。さらに、中央アジア諸国の間では、水問題やエネルギー供給に関する協力について考え方や姿勢に違いが生じている。そのため、表面上は協力を支持しても効果的な実現に至っていない。

第二に,中央アジアに水管理制度を設ける取り組みはソ連崩壊直後から行われてきたが,未だに望ましい結果を生み出していない。複数の機関・制度が設けられたものの,各国の利害が衝突したことによってうまく機能することができない。

第三に,国家間協力がうまく機能しない理由としてはいくつかの要因があるが,もっとも根本的な理由としては,各国が自国の利益を優先し,地域全体の利益という広い視野を十分に持ち合わせ

てこなかったことが挙げられる。中央アジア諸国の政府は水管理を主権の一環とみなしているのである。独立直後から発生したキルギスのトクトクル・ダムとタジキスタンのヌレク・ダムの利用問題や,キルギス,タジキスタンの水資源政策とウズベキスタン,カザフスタン,トルクメニスタンの農業政策との矛盾,トルクメニスタンにおける「黄金時代の湖」建設計画に対する慎重論,キルギス国会議員が発表した水資源商品化の方針,タジキスタンにおけるログン・ダム建設の継続問題,トクトクル・ダムからの過剰な水放出により発生した危機はその例である。

各国が望む結果を生み出しつつ合意を実行することは,非常に困難だが不可欠である。その意味で,2004 - 2005年冬期の水資源利用・分配に関する中央アジア諸国間の交渉が2004年9月にカザフスタンのシムケント市で再開されたことは注目に値する4。このような問題は,ロシアからの運河計画のような,非現実的で経済面でも環境面でも負担が多大な方法よりも,国家間協力を促進し,各国が利益を得るような仕組みを構築することによって解決するほうが中央アジアにとって長期的な安定をもたらすだろう。そのためには,中央アジアにおける国益と主権という概念の再検討が必要である。特に,水問題や国境問題が国家主権だけでなく地域という枠組みの中で検討される必要がある42。地域という視点に立った水管理制度は特定の国家の管理下にはない。このような,いわば「地域主権」の概念は決して国家主権概念と矛盾しない43。むしろ,そのような仕組みは中央アジア諸国が一国で試みるよりも大きな効果を生み出すと考えられる。

<sup>40</sup> 協定・合意の説明と分析は, Timur Dadabaev, "Inter-state Relations, Water Politics and Management of Trans-Boundary Water Resources in Post-Soviet Central Asia," in Birgit N. Schlyter, ed., *Prospects for Democracy in Central Asia*, Istanbul: Swedish Research Institute, 2005, pp. 169-185参照。

<sup>41</sup> 主に, 水の放出条件"キルギス,カザフスタン,ウズベキスタン間のエネルギー交換の条件について話し合われた。

<sup>42</sup> その主張について,水分野以外の分野の分析に関して, Timur Dadabaev, *Towards Post-Soviet Central Asian Regional Integration: A Scheme for Transitional States*, Tokyo: Akashi Shoten, 2004。

<sup>43</sup> その一例について, "Kazakhstan predlagaet Uzbekistanu i Kazakhstanu sozdat' edinuiu energosistemu," Ferghana.ru, 2007年7月30日, < www.ferghana.ru/news.php?id=6640>参照。もしくはT.Kachekeev, "Kyrgyzstan i Tadzhikistan dolzhny sozdat" vodno-energeticheskii consortium, 24.kg, < www.centrasia.ru/newsA.php4?st=1189741920>参照。

# 東マレーシア・ドゥスン族社会における「家」

# - 社会集団としての特徴を中心に -

The "House" in the Dusun Society, Eastern Malaysia: it's Features as Social Group

# 三 浦 哲 也

MIURA Tetsuya

The Dusun people at the village located in northern mountainous area in Borneo island dwell in wooden houses by an each unit of family groups. This article aims to report the significance of the "house" as a social group in the Dusun Society, well-known as a cognatic society, with rich practical data. The concept of the "house" is based on the Levi-Strauss's argument. According to his discuss, the "house" is a community holding peculiar property and symbol, and is a very practical social group in the meaning of that members of the group themselves are contributing to the sustainability of the community. And then, opposing concepts in anthropological arguments, like patri-lineage corresponding to matrilineage, parents and their children to residents, are reunited under the concept of the "house".

#### はじめに

文化人類学における親族研究では、1970年代までに、親族をモデル化したり分類したりする方法は膠着し、それに代わって、日常的な行為そのものに着眼した研究手法が登場した。それは、社会内の理論的・規範的なルールではなく、毎日の社会生活の中で構成される関係性を、人々の実際の行為の側面を分析することから解明しようとする方法である。そのような方法の一つとして、レヴィーストロースは「家」の概念を提示した(Levi-Strauss 1982, 1987)。

ボルネオ島にはいわゆる「双系(cognatic)」と言われる社会が多く見られる。本稿が分析の対象とするボルネオ島の北部,マレーシア・サバ州の山間部に居住するドゥスン族の社会も,いわゆる「緩やかに構造化された社会体系」(Embree 1950)といわれる双系社会である。本稿は,レヴィ=ストロースの「house」の概念を手がかりとして,ボルネオ島のいわゆる双系社会における「家族

的な集団」について分析を試みるものである。

## 「家」概念について

ラドクリフ=ブラウンを創始者とする構造=機能主義人類学は,「未開社会」の中にある単系出 自に注目することから始まったといえる。それは,民族社会に,基本的な社会単位としての父系あ るいは母系の単系出自集団の存在を指摘し,それらの相互作用によって社会が存続し,機能すると いう社会構造論であった。そこでは,非単系あるいは双系社会は例外的なものとして,研究対象か ら除外されていた。

しかし、1960年ごろから、単系出自集団を対象とした社会構造の分析の限界が指摘された。これは、オセアニアや東南アジア地域の調査研究から、単系出自集団が存在しない社会に関する報告が蓄積されたためである。1950年代、グッドイナフがギルバート諸島で、ファースらがマオリ社会で、それぞれ双系出自集団の事例を報告するとともに、その理論化が行われた。さらに、マードック(Murdock 1960)は、世界の諸民族社会の少なくとも3分の1が非単系社会であると述べ、単系出自理論に基づく従来の社会構造研究は理論的妥当性を失い、これ以後、単系に限らず双系社会を含めた新しい親族論や、社会構造論の議論が進められた。

その中で,フリーマン(Freeman 1960, 1961)によるボルネオ島のイバン族を事例とした親族論は,以後の研究に大きな影響を与えた。イバン社会には個人を起点として自己中心的にたどられる双系親族カテゴリーとしてのキンドレッドが存在しており,このキンドレッドの連鎖を利用すれば,単系出自集団に類似する固定的な団体が無くとも,目的に応じた集団が適宜編成されうる,と指摘したのである。

このように1960年代には,親族研究を中心とする社会構造研究が盛んに進められ,新たな分析用語が次々と提唱され,社会構造の様々な分類が試みられたわけだが,リーチやニーダムらは,あまりに恣意的な親族体系の分類や体系化を批判し,親族研究における一般理論の構築そのものを否定した。そのため,1970年代半ば以降,親族それ自体は独自の研究対象となりえないとされ,親族研究は「終焉」を迎えたとされてきた。

ボルネオ島諸民族の社会構造研究においても,親族研究の過度な偏りが批判された。特に,アッペル(Appell 1976)らは,キンドレッドのような親族関係を偏重するのは不適切であると指摘し,キングも居住もしくは世帯(household)を重視することを提案した(King 1978)。

先に述べたような親族研究における「モデル作り」や「分類」は,実際の民族誌データによって 否定され,規範や規則によって社会生活が統御されているという考え方も,否定されたのである。 カーステンとヒュージョーンズは,「人類学者はこの30年,モデルに完全に一致するような社会を

<sup>1</sup> ここで概観する社会人類学史の流れとレヴィ=ストロースの「家」概念については,清水(1987),上杉(1999b),小池(2003)等を参考にしている。なお,日本においてレヴィ=ストロースの家概念を最初に取り上げたのは遠藤(1989)であると思われるが,その後,小池によるインドネシア・スンバ社会の研究(小池1989,2005ほか)を皮切りに,「家」研究が展開されている。

見つけようとしたが、そんなものはありもせず、・・・古い議論に依存していてはkinshipの新しい理論は生み出せない」(Carsten & Hugh-Jones 1995: 19)と述べている。

親族をモデル化したり分類したりする方法は膠着したわけだが、それに代わって、日常的な行為 そのものに着眼した研究手法が登場した。それは、社会内の理論的・規範的なルールではなく、毎 日の社会生活の中で構成される関係性を浮かび上がらせようとする方法である。

そのような方法の一つとして,レヴィ=ストロースが呈示したのが「house」の概念であった(Levi-Strauss 1982, 1987)。それまで用いられていた親族用語では,社会単位を十分に特徴付けることが出来ないという視点(Kuper1982など)や,Bourdieu(1977)が調査対象の社会の人々自身が持つ概念と用語の重要性を指摘したことなどから,それ以後,この「house」の概念を用いて,あるいは批判しながら,世界各地の社会についての分析が行われることになる(Errington 1989, Waretson 1990, McKinnon 1991, Carsten and Hugh-Jones 1995, Joyce and Gillespie 2000,小池 2005)。

レヴィ=ストロースは, "The Way of the Masks" (1983) において,北アメリカ北西海岸のクワキウトル族とユロック族の親族体系の事例から,社会を統合する親族組織の焦点として機能する住居に着目した。レヴィ=ストロースは,そのような様式を持つ社会を「house society」と呼び,ヨーロッパや日本の封建制,フィリピン,インドネシア,マレーシア,ポリネシアの社会など,歴史的にも地理的にも広大な範囲で,その存在が確認できる,とした。

レヴィ=ストロースの言う「house」とは,共同体であり,時には非常に大きく,居住地・生業・生産方法・血統・宗教活動・抽象的要件によって組織され,その構成員は全員,「house」自体の維持存続に貢献する,という実際的な社会集団である。「house」は,共同財産の保持に関わる行動によって定義され,また社会的に再生産される。

彼は、「house」の概念を、family、lineageあるいはclanなど同じように、一つの「社会構造のタイプ」として、以下のように定義した。「(houseとは、)物質的および非物質的な財産からなる資産を持つ共同体である。そしてその資産は、その名前、財物、タイトルが、実際のもしくは仮想の系譜に沿って継承されることによって継続する。その継続性は、親族とか姻族といった言葉によって説明されうる限りにおいて、正当化される。」(Levi-Strauss 1983:174)。そして、人々はクランやリネージに所属するように、「house」に所属し、そこからアイデンティティを得、また彼らの社会的な相互行為が規定されるとしている、とした。

カーステンとヒュージョーンズは,上記のようなレヴィ=ストロースの「house」の概念を応用し,建築物としての家の特性,家に居住する人々の社会集団としての性格,そして象徴的なカテゴリーという三者間の相互関係から,人々の生活のプロセスをホリスティックに捉え,丸ごとのhouseを分析することを提案している(Carsten & Hugh-Jones 1995)。

本稿では上記のような議論を踏まえ、研究対象であるドゥスン族社会の親族関係の広がりの中で、唯一、社会集団として人々を区切る枠組みとなっている集団を、レヴィ=ストロースの言う「house」として分析することを試みる。

#### 調査地およびドゥスン族について

本稿で分析の対象となるドゥスン族は,ボルネオ島の北部,東マレーシア・サバ州に居住するプロトマレー系の人々である。伝統的には水田および焼畑での稲作を主たる生業とし,精霊に対する信仰を保持してきた。しかし,イギリスによる植民地化以後はキリスト教の布教が進み,また英語教育の普及により,植民地政府の官吏や実業家になる者も増えた。現在は,農業従事者も多くいる一方で,都市でホワイトカラーとして生活する者も多い。

彼らを指し示す民族名称は,これまで様々な政治的背景や民族文化復興運動などの文脈の中で,様々に転変してきた経緯がある<sup>2</sup>。現在,「ドゥスン族」は,公的機関や人口統計,特に政治的な場面においては,サバ州西海岸に居住する「カダザン族(Kadazan)」を称する人々をはじめとする複数の民族集団とあわせて,「カダザンドゥスン族(Kadazandusun)」と集合的に称されるのが一般的となっている。

しかし,筆者が調査対象としている,サバ州の内陸部に位置するタンプナン郡に居住する人々は, 自らを「ドゥスン族」と称し,「カダザン族」とは言語や習俗が異なっていることをしばしば強調 する。本稿においては,「ドゥスン族」という名称を,「カダザンドゥスン族」と呼ばれる人々のう ち,タンプナン郡に居住する「ドゥスン族」を自称する人々のみを指すものとして使用する。

本稿で提示する資料は、サバ州の州都コタ・キナバルから南東へ60キロほどの山間部に位置する、タンブナン郡KN村(仮称)において、1998年から2006年にかけて実施した調査にて得られたものである。KN村は、2007年3月の時点で、37軒の家屋に、230人のドゥスン族の人々が居住する村落である。川沿いの谷筋に3つの集落が点在しており、川べりの狭い平坦地に水田が開かれ、また周辺の丘や山の斜面では焼畑が切り開かれ、稲作や換金作物栽培が行われている。稲作を中心とする農耕と、狩猟や漁労を組み合わせ、自給自足的な生業経済を維持している村落である(三浦2001)。

### 社会集団としての「家」 = laminと,その構成要素

#### 1.ドゥスン族の村落社会の「構造」

ドゥスン族の村落においては,核家族もしくは拡大家族が,木造の個別家屋に住み暮らしている。 婚姻については,原則として第3イトコまでがインセストタブーの範囲とする規則がある。一方で, 婚約した後の一時期を妻方で過ごすことはあるものの,基本的には夫方居住となる。

そして,ドゥスン社会には,キンドレッド関係が双方的に広がっており,いわゆる出自集団は存在しない。つまり,親族は分節化されることがないのであるが,その茫漠と広がるキンドレッド関

<sup>2</sup> 現在サバ州となっている地域(旧・英領北ボルネオ)の先住民は,1963年にイギリスから独立してマレーシア連邦に加盟する際,自らの権利を守るべく「カダザン族」として結集し,マレー化,つまりイスラム化されない保証を獲得した,その後,「カダザン族」の民族文化運動が隆盛する一方で,それが指し示す民族集団の範囲をめぐって激しい議論が交わされた(山本 1993, 2002, 2006, 上杉 1999a)

係に、区切りをつけるのが、「家」、すなわち、レヴィストロースに「house」と当たる集団である。ドゥスン語において、建物としての「家屋」と、「そこに住む人々」、この2つを含意する言葉として、*lamin*がある。この*lamin*は、レヴィストロースの言う「house」に該当し、親族の連なりのなかに唯一存在する社会集団として、人々を区切る枠組になっている。また、*lamin*は、生産と消費の単位であり、と同時に村落における政治や祭祀儀礼などの単位でもある。

#### <事例1>近親相姦事件

2005年 1 月,20代後半の男性A.M.が近親相姦を犯すという事件が発生した。A.M.は,妻子を KN村の父親のlaminに残し,サバ州東海岸の都市サンダカンに出稼ぎに出ていた。しかし,一時的に帰省した際,隣村に住む,A.M.にとっては第一イトコの娘にあたる10代の少女を誘い出し,性行為におよんだ。。

両村の村長と呪術師(K.K. 80歳女性)を中心に善後策が協議され,少女は従属的であったとしてその罪は不問に付され,A.M.のみが処罰されることとなった。しかし,彼はサンダカンへ逃走した。A.M.は妻子共々,父親のlaminに所属するため,近親相姦の罪に対する贖罪儀礼への負担は,父親が肩代わりすることになった。

儀礼では、父親が用意したスイギュウとブタが屠殺され、その肉は、大雑把にではあるがほぼ等量ずつ、*lamin*を単位として村人に分配された。*lamin*の構成人数は、当然、それぞれ異なるのであるが、にもかかわらず、肉は*lamin*を単位に等分された。

人々は皆いずれかのlaminに所属して生産・消費の生活を営み、それぞれlaminの存続・維持に寄与することが求められる。そしてまた、laminの構成員は互いに連帯して村落への責任を負っている。村落単位で祭礼等が行われる場合の費用負担も、laminを単位として課金され、集金される事からも分かるように、laminは村落社会の構成単位となっているのである。

この社会集団としてのlaminは、その構成要素を大きく3つに分けることができる。第一はそこに住む「人」であり、第二はその人たちが住まう「家屋」であり、最後はそれが所有する「財産」である。この3つの構成要素を、順次詳しく検討してみたい。

まず,「人」について述べる。 laminは,ドゥスン族の社会におけるもっとも基本的で,かつ家族的な集団である。子どもたちは,順次,婚出あるいは独立し,別の laminの成員となり,最後に残った者が,年老いた親から laminを相続・継承する,という「直系家族」の体をなしている。したがって,両親とその未婚の子供,あるいは両親と1組の子供夫婦,という構成,つまり,2世代,もしくは3世代を含む直系家族になるのが一般的である。

そして,誰もが,どこかのlaminの成員となっている。個々人は,laminに所属してその構成員となることで,社会的な存在となっている。言い換えれば,ドゥスン族の村落社会は,このlaminの

<sup>3</sup> ドゥスン社会においては、原則として第三イトコまでの親族がインセストタブーの範囲とされており、近 親相姦は極めて重い罪である。

集合体であるとも言える。

次に,「家屋」についてである。ボルネオ島においては,イバン族に代表される長大家屋(ロングハウス)が有名であるが,ドゥスン族は高床式の個別家屋に居住している。伝統的には,ドゥスン語でbulianと呼ばれるボルネオテツボク(Eusideroxylon zwagerii)を柱に用い,壁,床,屋根には各種のタケ(Bambusa schortechnii, Bambusa vulgaris等)を用いて造作する。家屋には,広間を中心に台所(dapor)と寝室用の小部屋が配置される。

建物としての家屋の耐用年数は長くてせいぜい20年ほどである。不具合の生じた家屋は放棄され,新たな家屋が建設される。新たな家屋が建設される場合, daporが重視される。次に示す事例2から分かるように,特に煮炊きをする炉が最も重要な場所である。

#### <事例2> 呪術師による家屋の建設についての説明

「家を立て替える時は,当然,台所も新しく作るわけだろう。その台所の炉を使い始める前に,前の家から炉の灰と五徳を持って行って,呪文を唱えて,良い精霊を呼び,悪い精霊を遠ざけなくてはならない」

「炉の灰というのは,大事なんだよ。精霊が宿っているから。焼畑が家から遠くて,そこに小屋を掛けることがあるだろう?そして,そこで煮炊きする。そういう時だって,家から灰を持って行くんだよ。精霊を連れて行くんだよ」

「精霊の名前かい? そりゃ分からない。私たちにも見えないし, その時々, その家々でちがうから」

「男が独立して,新しく家を建てる時は,実家から灰を持って行く必要はないよ。だって,父親とは別の家を建てるんだからね。実家から精霊を連れ出してしまったら,実家が困るだろう。 呪術師を呼んで,呪文であたらしい精霊を呼んでもらえばいい」

(K.K.女性 80歳 呪術師)

新しい家屋へ引っ越しする際には、古い家屋から炉の灰を持参し、呪術師による祈祷を行わねばならない。「炉の灰」にはその*lamin*を守る精霊が宿るとされ、引っ越しの際、それを移すことで、*lamin*の呪術的な継続性が保たれることになる。家屋は、この呪術的な継続性を含めて、次世代へと相続されていくことになる。

最後に、「財産」についてである。laminが所有する財産は、大きく分けて2種類ある。

まず1つ目は,ドゥスン語で「運ばれるモノ」と表現される,土地やスイギュウ,ブタ,金銭など,分割して相続すること可能な財産を指す。水田や焼畑用地は,子どもが独立して別のlaminを構えるときに,あるいは親の死亡時に,子どもたちが相続する。土地に関しては,KN村周辺地域は,既に政府による土地の登記が進んでおり,当然ながら,登記上は個人の所有ということになり,土地の相続とはすなわち土地の権利証書の相続を意味することになる。

財産の2つ目は、「宝」であり、分割できない財産を指す。最も一般的なものは壺である。高さ40cm~1mほどの大きな壺であるが、結婚式などの儀礼のための酒を醸す時に使用する以外には

用途は無く,普段は棄損と盗難をおそれて,鍵のかかる場所に保管されている。それぞれの壺には 固有の名前が付けられており,その来歴についての語りが伴う。家宝の壺は,親から子へ相続され, また,婚資として贈与される財でもある。壺のほかに,真鍮もしくは青銅製の銅鑼や短刀,植民地 時代の貨幣などが「宝」と呼ばれて相続されている事例があるが,銅鑼以外は婚資とはならないと されている。

なお、財産は父から息子に相続されるものであると語られることが多いが、女性が土地を相続することは頻繁に起きる。だが、「宝」と、家屋としてのlaminは、男性が所有するものであるとされる。いずれにせよ、「運ばれるモノ」にしても「宝」にしても、基本的には個人が所有するものである。しかしながら、彼らの実際の語りでは、その財産を所有する人が所属するlaminの所有と読み替えられて説明されることがほとんどである。つまり、例えば、妻名義になっている土地について夫は「私のlaminのものだ」と説明するし、父が所有する壺について、同居する息子は「私が結婚する時は、あの壺を婚資にする」と断言するのである。

### laminをめぐる実践

前項で述べたように,*lamin*は財産を所有し,生産・消費の単位にもなる社会集団である。そこで行われる人々の行為,つまり人々の*lamin*をめぐる実践の資料から,*lamin*の特徴を明らかにしていきたい。

#### 1.財産をめぐる実践

まず,laminが所有する財産に対する権利について見てみよう。土地,特に水田や焼畑用地は,彼らの生業の基盤であり,非常に重要である。KN村は,谷筋に位置しており,その地形的特性から,水田は特に貴重な財産であるし,また,集落に近い焼畑用地も高い価値を持っている。それゆえ,それぞれのlaminでは,なるべく土地を囲い込み,その一方で余所のlaminが所有する土地を有利に利用しようとする。要するに,土地を利用する権利に対しては,どうしても競争的になっていくのである。

#### <事例3> 土地の権利に対する対応の事例

J.K.「今日,パラゴムノキの植え付けをしたのは,私のlaminの土地だよ」

筆者「でも,登記上は,息子さんのA.J.の土地,ですよね?」

J.K.「その通りだ。だけど,A.J.がこの村へ帰ってきたら,私の*lamin*よりほかに寝る所も無ければ,行く所も無い。だから,A.J.は私の*lamin*の者なんだよ。土地も同じだ。私以外に使う者がいなんだしね」

(J.K 男性 52歳)

A.J.は,サバ州内陸第一の都市ケニンガウで小学校教員となっている。既に結婚し,ケニンガウに居住しているのだから,別のlaminを構えているわけである。該当する土地は,A.J.が,彼

の祖父であるK.BつまりJ.K.の父から現金で購入したものであった。

K.B.は既に高齢であり、自ら耕作することは出来ない。そのため、該当する土地を、在村する娘夫婦に土地を分与することを考えていた。しかし、J.K.はそれを嫌い、息子A.J.にその土地の一部を買い取らせたのだ。

事例3で見られるのは,親族関係の中でも,土地への権利をめぐって,戦略的に立ち回る人々の様子である。もちろん,親族関係の中で,無償での土地の貸借が行われるなど,互助的な関係が結ばれることも多く確認されている。

#### <事例4> 家宝の壺をめぐって

# [1.婚資としての壺をめぐる事例]

M.G. (51歳男性・既婚)は,息子A.G. (27歳)の結婚の際,3人の弟と相談の上,末弟D.G.が 所有する壺を譲り受けて,婚資とした。

M.G.「私が父から譲り受けた壺は,別の息子の結婚の際,彼の妻方へ贈ってしまった。だから,そのとき,適当な壺がなかった。だから,D.G.に頼み,D.G.が父から相続した壺を婚資にすることにした」

#### [2.壺の利用をめぐる語り]

J.M. (44歳男性・既婚)の父(2002年死去)は,複数の壺を所有していた。それらは*laminと*ともに,J.M.が相続した。一方,J.M.の兄であるU.M. (47歳)は,以下のように語る。

「あれらの壺は,父のものだった。だから,J.M.のものでもあるし,私のものでもある。あるいは妹(未婚;J.Mの/aminの構成員)のものでもある。私たちのものなのだ。壺を使う(ここでは婚資として贈与する,の意)機会なんて,滅多にあるものではない。使いたい者が,皆に許しを得て使えば,それで良い」

J.M.も,これに対して不服はなく,「将来,頼まれれば,U.M.の息子の婚資のために壺を提供する」と述べた。

事例4から指摘されることは、父から相続した壺は、個人が所有するとはいえ、そのシブリング 全員に権利の可能性があると考えられているという点である。

laminの財産に対する権利の事例から見えてくることは、血族関係、特にシブリング関係にある人を含むlamin同士が、財産に対する権利をめぐって、時に柔軟に、時に戦略的に対応する関係を結んでいるということである。

#### 2 . laminがうまれるとき

ここでは*lamin*がどのように発生するか,説明する。夫婦は,結婚後しばらくは夫方の両親と同じ*lamin*で暮らすが,しばらくすると,自分の家屋を構え,新しい*lamin*として独立する。独立をすることと,親の*lamin*を継承すること,その両方ともに価値が認められている。前項で,*lamin*の財

産に対する権利について明らかにしたが,シブリングの連帯に依存することが出来るならば,既存の lamin,つまり親の laminを継承することのメリットは少ないと言うことになる。ただし,親から相続できる土地の面積が小さく,また相続する兄弟姉妹が多い場合には, laminを継承することのメリットは大きくなると考えられる。

さて,その一方で,独立とは別の文脈でlaminが発生することがある。それは,親世代が,自らの意志で,子どもとlaminを別にする事である。これを,ここでは分離と呼ぶことにする。

# <事例5 > laminの分離

J.S. (28歳)と妻M.M.(25歳)は,2002年に結婚し,J.S.の両親と同じ*lamin*で生活を始めた。しかし,J.S.の両親とM.M.の折り合いが悪くなった。そして両親(夫S.S.61歳,妻M.K.61歳)は,2004年,集落から15分くらい丘を登ったところにある,S.S.所有のゴム林の中に小屋を建て,引っ越してしまった。その際,台所の灰を移す儀礼を行ったため,S.S.の小屋が,呪術的には正当に旧宅を引き継いだ*lamin*になってしまった。

J.S.の兄弟姉妹たちは,この出来事を,「M.M.が両親を慣れ親しんだ家屋から不便なゴム林の中の小屋へ追い出した」ものであると理解した。これにより,彼らやその配偶者たちはもちろん,村人の間でも,M.M.の評判は極めて悪くなった。

その一方で,J.S.が両親のlaminを相続する予定が白紙に戻った。それにより,J.S.の兄弟姉妹 たちの中には,自分たちの土地の相続が有利になるかも知れないと期待を語る者もあった。

事例5では、laminのメンバーたちの中で、laminをめぐる様々な思惑が働き、それに基づく彼らの行為の集積の結果として、分離が起きたのである。このような事件は、将来にわたって、いくつかのlamin同士の関係そのものに重大な影響を及ぼすと思われる。laminにおいては、血族関係、シブリングの連帯が、重要な意味を持っているのであるが、結婚を契機にlaminに入ってくる姻族たちによって、この連帯が危機にさらされることもあるのである。

#### 考察

ここで、「house」としてのドゥスン族のlaminの特徴として、以下の4点が指摘できよう。

- 1) laminは,家族的な集団であり,村落社会の構成単位となっている。個人は,laminの構成員となることで社会的な存在となっている。
- 2) laminには呪術的な永続性があり、建物が年月を経て朽ちても、laminは次の世代に順次相続される。
- 3)法的に個人の所有権が認められている土地のような財産も、その個人が所属するlaminの所有と読み替えられて語られる。
- 4)成員同士がシブリング関係にある lamin 同士の間には,家宝や土地について,時に柔軟に,時に敵対的に,つまり戦略的に対応する関係が結ばれている。ただし,事例5で見たように,結

婚によって laminに加入してくる姻族の存在によって,シブリングの連帯が危険にさらされる可能性がある。

この様な特徴を持つドゥスン族のlaminであるが、ここで、イバン族のビレック家族との比較を 交えて、考察してみたい。

ドゥスン族と同じボルネオ島に居住するイバン族の家族的な小集団について,内堀 (2003) は,非常に興味深い分析を行っている。内堀は,フリーマンの古典的研究を批判的に再検討し,ビレック家族の本質を,その歴史やその経緯には求めず,「永続することが望まれる,未来志向集団」であると指摘している。また,個々人の行為の戦略性こそが,ビレック家族の自立性と,さらには社会全体の生存基盤であるとしている。

ドゥスン族の社会においては,人々は,laminの始祖や祖先について,個別に特定することなく,人々の記憶にある系譜関係は直近3世代程度であり,また,laminは祖先崇拝とは結びついていない。 KN村の35のlaminについて,その継承の世代深度を確認したところ,継承を3世代以上遡って確認することができるlaminは,半数以下の16でしかない。また,6世代以上遡ることができるlaminは,わずか3つだけである。多くのlaminが新しく発生したものなのであり,あるいはlaminの生成や継承の物語は,必ずしも長く子孫に引き継がれることはないといえる。

つまり、ドゥスン族のlaminは、内堀がビレック家族に対して指摘したのと同様、「将来、永続することが願われる、未来志向的な集団」でありながら、しかし一方で「必ずしも、永続するとは限らない」集団である。新しいものがどんどん生まれる一方で、消えていくlaminも多く、またlaminの記憶と記録は、社会の中で、必ずしも長く受け継がれていく訳ではないということである。

ところで、イバン族のビレック家族では、一人の人間は、一つのビレック家族にだけ所属する。しかし、ドゥスン族のlaminメンバーは、語りの上では、流動的である。laminは、あたかも、関係性のカテゴリーとしての「家族」のような用語として使われる。事例3で、父親が、既に独立した息子を、自分のlaminのメンバーとして語ったように、laminのメンバーの範囲は伸縮自在に操作されうるのである。そしてさらに、事例5の、年老いた親が、子ども夫婦を置き去りにして、別の家屋へlaminを移す、という例からも分かるように、laminの生成そのものも、戦略的に行われるのである。

本稿では、ドゥスンの族社会において、親族が実践される場としての集団、「house」としての laminの特徴を明らかにした。例えばlaminの生成について紹介した事例で見られたように、個人個人が特定の状況下で行う行為は、親族の実践にほかならない。人々は、laminとlaminの間で、財産に対する権利を融通しあい、また、日常的な互助関係を結んでいる。あるいは、場合によっては、個人があたかも複数のlaminに所属するかのように語られたりもする。そのような社会的行為もまた、親族の実践であり、その背景には、個々人が一定目標の達成のために選択する「戦略」があるはずである。laminとlaminの関係性をめぐる実践に見られる「戦略」の分析を通して、「house」同士の関係をめぐる通時論的研究を展開することが、今後の課題である。

#### 付記:

本稿は,日本文化人類学会第40回研究大会(2006年6月4日,於・東京大学)にて口頭発表した「ボルネオ島・ドゥスン族の村落における社会集団としての「家」」の内容に,大幅に加筆・修正したものである。なお,本研究の一部は,財団法人日本科学協会の平成18年度笹川科学研究助成を受けて実施した。記して感謝します。

#### 参考文献

- Appell, G. N. (1976) Introduction, In G. N. Appell (ed.) The Societies of Borneo, pp.1-15
- Bourdieu, P. (1977) Outline of a Theory of Practice, Nice, R. (trans.) Cambridge, Cambridge Univ. Press
- Carsten, J. (1995) Houses in Lankawi: stable structures or mobile home?, In Carsten. J. & Hugh-Jones, S. (ed.) *About the House: Levi-Strauss and Beyond*, Cambridge Univ. Press
- Carsten, J. & Hugh-Jones. S. (ed.) (1995) *About the House: Levi-Strauss and Beyond*, Cambridge Univ. Press
- Embree, J.F. (1950) Thailand: a loosely structured social system, American Anthropologist 52: 181-193
- 遠藤 央 (1986)「<イエ>概念の可能性-東インドネシアの事例を手がかりとして」『社会人類学年報』12:55-85
- Errington, S. (1989) Meaning and Power in a Southeast Asian Realm, Princeton, Princeton Univ. Press.
- Freeman, J.D.(1960) The Iban of western Borneo, In G. P. Murdock (ed.) *Social Structure in Southeast Asia*, New York: Wenner-Gren Foundation for Anthropological Research Inc.,pp.65-87
  - (1961) On the concept of the kindred, Journal of the Royal Anthropological Institute 91: 192-220 (「キンドレッドの概念について」笠原政治(訳)武村精一(編)『家族と親族未来社 pp.199-229)
- Joyce. R. & Gillespie. S. (ed.) (2000) *Beyond Kinship: Social and Material Reproduction in House Societies*, Philadelphia, Univ. of Pennsylvania Press
- King, V. T. (1978) Introduction, In V. T. King(ed) Essays on Borneo Societies, Oxford University Press. Oxford
- 小池 誠 (1989)「イエとムラ インドネシア・東スンバ社会におけるイデオロギーと現実 」『民俗学研究』54-2:137-165
  - (2003)「「家」の人類学的研究 レヴィ = ストロースからブルデューへ 」『国際文化論集』29:237-264
    - (2005) 『東インドネシアの家社会 スンバの親族と儀礼 』, 晃洋書房
- Kuper, A. (1982) Lineage Theory: A Critical Retrospect, Annual Review of Anthropology, 11:71-95.
- Levi-Strauss (1982) *The Way of the Masks*, Modelski, S. (trans.), Seattle, Univ. of Washington Press (1987) Anthropology and Myth: Lectures 1951-1982, Willis, R. (trans.) Oxford, Blackwell

- MacKinnon, S. (1991) From a Shattered Sun: Hierarchy, Gender and Alliance in the Tanimbar Islands, Madison, Wisconsin: Univ. of Wisconsin Press
- 三浦哲也(2001)『東マレーシア山間部農耕民ドゥスン族の生計維持機構』筑波大学大学院修士課程環境科学研究科学位論文
- Murdock, G. P. (ed.) (1960) *Social Structure in Southeast Asia*, New York, Wenner-Gren Foundation for Anthropological Research, Inc.,pp.1-14
- 清水昭俊(1987)『家・身体・社会:家族の社会人類学』,弘文堂
- 内堀基光(2003)「サラワク・イバン社会における小家族の編成と機略的行為」『アジア・アフリカ 言語文化研究』65:pp.1-18
- 上杉富之(1999a)「民族と文化の創造 東マレーシア・サバのカダザン人の事例から」田村克己編『文化の生産』,ドメス出版

(1999b) 『贈与交換の民族誌』, 国立民族学博物館

Waterson, R. (1990) *The Living House: An Anthropology of Architecture in South-East Asia*, Kuala Lumpur and Singapore: Oxford Univ. Press.

(1995) Houses and Hieralchies in Lsland Southeast Asia, In Carsten. J. & Hugh-Jones, S. (ed.) *About the House: Levi-Strauss and Beyond*, Cambridge Univ. Press

山本博之(1993)「サバのマレーシア加入とカダザンナショナリズム」,『アジア経済』34(11), pp.18-36

(2002)「カダザン人のナショナリズムとエスニシティ」,『ODYSSEUS』 6, pp.41-60 (2006)『脱植民地化とナショナリズム』,東京大学出版会

# 民俗誌叙述の方法

# - 講義録「民俗学概説」第6講 -

# Description for Ethnographies

Introduction to Japanese Folklore (6)

# 真 野 俊 和

SHINNO Toshikazu

At The University of Tsukuba, I give lectures on "Introduction to Japanese Folklore" to undergraduate students. This paper is a transcript based on my lectures.

Scholars of folklore studies have many opportunities to write ethnographies after their fieldwork. Some ethnographies are books about histories published by localgovernments. I tried to classify them according to their describing style and find out every peculiarity.

- 1 . Description to Interpret: Many readers generally want to know every historical characteristic or, at a time, historical uniqueness of their villages, towns or cities. This interpretation is a purpose that cannot be bypassed, because such books are published by using people's tax. So the writers must try to make its hidden historical roots clear to answer readers' expectations.
- 2 . Description to Analyze: Some scholars who are influenced by sociology or social anthropology or other social sciences are more analytical. They do not research one custom or organization itself, but do it relating to many other customs or organizations. They think there are no people or organizations which do not have relations with other people or organizations. So their research and writing are analytical but sometimes complicated.
- 3 . Description to give a picture: A few writers begin to attempt descriptions of matters and things in detail as if he or she paints a miniature or takes a photograph. For instance, by one writer, eight pages were spent to describe just a scene that firewood lit up on a fireplace, flames flared up gradually and then a house filled with smoke. In another book, the writer wrote how and when villagers learn other house names, family names, of their village, how and in what opportunities they use those names very

closely and concretely. We can say this style is in the newest trend.

Thus there are some styles to describe ethnographies. But the most difficult and important problem is common. It is a balance between individuality and universality, because researchers can know only matters and things in their limited field through their fieldwork.

キーワード (Key Words): 民俗誌 (ethnography) 自治体史 (history of localgovernment)解説 (interpretation)構造機能主義 (structural-functionalism)描写 (giving a picture)

### . 「民俗誌」は何のために

民俗学という学問の領分は大きく二つに分かれます。一つは民俗誌といって,限られたある地域における民俗調査を通して得られた民俗事象に関する記述を本旨とした文章,もう一つはそうした民俗データに基づいて何らかの学問的主張を試みる文章です。後者をなんと呼んだらよいかというと,はっきりした呼び方はありません。たとえば地理学でしたら地誌学と系統地理学という二つの部門があると一般にはいわれていますが,上であげたせまい意味での民俗学とはいわば地理学における系統地理学に相当するものです。反対に民俗誌にあたるものでしたら,地理学における地誌のほか,生物学では動物誌とか植物誌といったものもあります。また文化人類学(民族学)でも民族誌とよんでいます。少々困るのは,民俗誌の場合,適切な英語名がないことかも知れません。民族誌でしたらethnographyと呼びますが,ethno-とは人種とか民族といった意味のことばですから,そのまま民俗誌にあてはめるのはやや抵抗があります。それでも一般的にはやはりethnographyと呼ぶしかないのでしょう。いずれにせよ,民俗誌とは民俗学のフィールドワーク,つまり民俗調査にいちばん近いところにある学問的著作であるのはまちがいありません。

ところで社会調査には一般に量的調査と質的調査があるといわれます。量的調査はむしろ統計的 社会調査といったほうが分かりやすいかも知れません。交通量調査とか選挙の投票行動などのよう に,大規模な事象を対象に,その全体像を量として把握しようとするための調査をさします。また 世論調査のように質問紙を使用したアンケートも,量的把握を目的とするかぎり一般には大規模な 調査になります。ただ小規模社会を対象にすることの多い民俗学では,ほとんどこれが行なわれる ことはないといってよいでしょう。

それにたいして民俗学で行なわれる調査は一般に質的調査に属するとされ,個別のインタビューとか,人の行動を直接に観察したり調査者自身がその行為に直接参加したりしてみる参与観察を主たる方法とします。民俗誌とは,こうして得られた民俗事象に関するさまざまな一次情報を主体とした記述集のことです。ただし上記のような質的現地調査にもとづいたデータばかりでなく,文書・記録や金石文,民具など現地に存在する諸資料が利用されることもたいへんに多く,さらに過去に実施された民俗誌データが引用されることもまれではありません。

ただきょうの講義'の目的は,そうした調査をどのように行なうかということではありません。 どんな方法にせよ,それらがどのように記述されているのかということを,さまざまな記述のスタ イルに即して考えてみようというわけです。

では民俗誌は誰が書き,誰が読むのでしょうか。まず書き手のほうから簡単に考えておくことに しましょう。書き手といえばもちろん民俗学の研究者や,民俗学の周辺にいる人びとにはちがいあ りませんが,どのような立場で,となるとさまざまです。

前にもはなしたように,初期の民俗誌は最初から最後まで一人の調査者によって書かれました。しかし今日そのような民俗誌はあまり多くは書かれません。20世紀のはじめごろには,文化人類学(民族学)者が独自の視点で対象とする小社会に関する民族誌をものし,その革新的な視点が文化人類学そのものを大きく揺り動かした,といった著作がいくつも登場しました(マリノフスキー1922,ラドクリフ=ブラウン1922など)。しかし今日,民俗学の研究者たちの意欲はさきほど述べた狭義の意味での民俗学的論文に向かっていくばかりで,民俗誌の執筆にはあまり情熱がないように見えます。といってもそれは無理からぬことで,かつて民俗誌の対象になったようなまとまりのある,そして機能的な地域社会というものが今日ほとんど存在しなくなっているのですから。

そして今日ほとんどの民俗誌は共同製作になっています。あるときには目的をともにする研究者の集団が一つの民俗誌のために集まり、またあるときには大学での授業の一環として民俗誌を作ります。このときの分担はたいていの場合、民俗事象そのものの分野分けになっていることが多いといえましょう。どんなふうに分けるかは、第3講「民俗学のデザイン」を思い出して下さい。地方に居住する民俗学研究者や大学の研究者集団が手がけるものは研究そのものが目的となりますが、学生が作るものはもちろん授業の一環としての意味をもちます。今日圧倒的に多いのはその後者のほうではないでしょうか。

また上記の民俗誌と形のうえでは似ていますが,似て非なるものが自治体史です。この場合には,都道府県や市町村が自らの歴史を描こうという企画がまずあり,それにあわせて調査スタッフを集める,という順序で作業がすすむことになるという点で,通常の民俗誌と異なる性格をもっているからです。最近では自治体史のうちに民俗編と称するものが一冊,ときには数冊が独立して入るという形のものが増えてきました。また本編としての民俗編にさきだつ形で,上に述べたような体裁の民俗誌が刊行されることも少なくありません。もう一つ自治体史が他の民俗誌と大きく異なっているのは,調査地域の広がりです。他の民俗誌では普通,一つの村落<sup>2</sup>大字とか字と呼ばれる範

<sup>1</sup> 本稿は第1講~第5講(真野2006a, 2006b, 2007a, 2007b, 2008)に続くものである。筆者が現在勤務する筑波大学では,人文文化学群人文学類において,おもに1,2年次生を対象とする講義「民俗学概説」(この授業は同学群比較文化学類において「民俗学概説(文化人類学 )」と呼ばれている)を開講している。人文学類には考古学・民俗学主専攻内に「民俗学・文化人類学コース」が設定されている。「民俗学概説」はそのなかでの入門的科目であるといえる。いうまでもなく民俗学を専攻しようとする学生たちにとっては必修科目であり,その後いくつかの専門科目を受講したのち,毎年10人台の学生たちがこの領域で卒業論文を書いている。本稿は筆者のこの講義にもとづいたものである。すなわち,2007年度およびそれに先立つ毎年4~6月ごろ,実際に教場で行われた講義録を基本としながらもそれを大幅に敷衍し,さらに脚注として若干の説明を補足した。

囲です やごくせまい町場集落を対象地として選びます。しかし自治体史はその性格上,その自治体全体を対象範囲としなければなりません。小さな町や村でしたら,そこに含まれる地域社会の数も知れたものですが,都道府県となると,その広がりと民俗誌的記述をどう折れ合わせるかという点で,執筆者たちはたいへんな苦労をすることになるでしょう。自治体史ではこれまでの民俗誌が積み上げてきた制作上のノウハウとは別の工夫が必要になるため,そこに大きな特徴がでてくるということにもなるのです。

きょうの講義でいう民俗誌とは,じつはこの自治体史を想定しています。そのうえで,その自治体史としての民俗誌をいったい誰が読むのかということも考えておきましょう。

自治体史において第一に想定される読者とは、いうまでもなくその自治体の住民です。自分の住んでいる土地がどのような歴史を経て今日に至ったのか、そして民俗編の場合でしたら、自分たちの生活がどんな民俗文化からなっているのか、そんな内容を読むことになります。ただ民俗編についてもう少し書き足しておくならば、今日でも多分、私たちの生活は文化とは別物と見なされているといってよいでしょう。文化とは能や歌舞伎や工芸や、そしてそれらを生み出す人間国宝と呼ばれる人たちのものであって、生活は文化と呼ばれるに値しないのだと。だから民俗が文化の仲間入りをし、自治体史のなかにそれなりの場所を占めるようになったのは、そんなに古いことではありませんでした。

そこでもう一つ重要な点を指摘しておきましょう。民俗編に書かれた記述は何とも言えないパラドクスに満ちています。歴史編のほうでしたら,歴史とはよほど身近な過去でないかぎり,すでに終わってしまった過去であり,だれもそれを体験した人はいません。いいかえれば自治体史の歴史編 考古編を含めて には,要するに自分たちの知らないことが書かれているのです。ですからここで多くの読者は,それなりの充足感を得ることが可能になります。しかし自治体史民俗編の場合はどうでしょうか。民俗学の調査は,基本的にその土地の上で営まれている生活を素材にして行なわれます。ですから調査対象も,基本的にはその土地に生きている人びとということになります。つまり民俗調査によって得られたデータとは,そもそも誰かが知っていたり実践していたりすることですので,誰もが知らないでいたことが見つかったなどということはありません。

そうはいっても、時には例外があります。たとえば第一に、同じ市町村とはいえ、町場に生まれ育った人びとと、山間部や農漁村地帯のいわゆる在に生まれ育った人びととのあいだには経験したことに大きな違いがあるので、それぞれの間で知らない生活習慣はたくさんあります。第二に、若い人びとはふつう、民俗学が得意としているひと昔ふた昔まえの時代のさまざまな風習にはうといものです。第三に、日時を同じくしてどこでもいっせいに行なわれるような年中行事になりますと、そもそもその日には自分自身がそれを行なわなければならないわけですから、となりの村のことも正確には知らないということがおこります。いっぽう、もし遠く離れた土地の人がその本を手にと

<sup>2</sup> 日本の民俗学において、従来、ムラとカタカナで表記されてきた地域社会のことである。「村」と漢字表記をすると自治体としての村とまぎらわしい、という理由でカタカナ表記が定着してきた。個別分析法という方法概念のもとにおいて最も重視されてきた社会的単位である。

る機会があったとしたなら、異境のめずらしい行事や習俗に関する記述を読むことになるでしょう。 けれども反対に、遠く離れた異境なのに自分のところにも同じような慣行があるじゃないかという ことになるかも知れません。

そんなふうにして未知の何かを発見させられるということがあるかも知れませんが,基本的には 民俗調査に新しい事実の発見というものはないのだといえましょう。こんなパラドキシカルな関係 は博物館においてもしばしばおこります。博物館の民俗展示のコーナーに行くと,民具と称して古 い農具を展示していることが一種の定番になっていますが,それを見て,博物館とは「『うちの納 屋にある農機具を展示』する場所なのか」(野中online³)といった程度の悪口ならいつでもたたけ ることになるのです。

こんな悩ましい状況のもとで、ではいったい、民俗誌というものに何を書くことができるのでしょうか。あるいは民俗誌に何が期待されていると受け止めたらよいのでしょうか。

従来考えられてきたことの第一は、記録の作成もしくは記録による保存です。自治体史に限らず 民俗誌の伝統的な記述スタイルは、一時代かそれ以上の昔の生活習俗を記述するというところにあ りました。ある自治体史では「この編で記述の対象とした年代は、明治・大正・昭和であり、特に 明治末から大正時代に重点をおいた」(佐野市史1975 凡例)とか、また別の自治体史は「本書の記 述は、主に明治から昭和期を対象としている」(麻生町史2001凡例)というふうに宣言しています。 つまりこれら自治体史の出版時からさかのぼること、前者では60~70年、後者ではそれよりもっと 昔の事象を掘り起こし記述することを目的としていたということになります。実際、ある年代から 下の若い人たちが、それ以上の年代の人たちが持っている習俗や生活感覚にうといということは、 もう少し時間がたてば必ず忘れ去られるであるうという推測がなりたちます。民俗学や民俗誌の目 的がそうした古い習俗の記録や保存にあるというわけでは必ずしもありませんが、いっぽうでそう した期待があるのも間違いのない事実でしょう。民俗誌を書く側にとっても、「いま眼前の古い習 俗が消え去ってしまわないうちに……」という焦燥が強い動機となっていた時代が確かにあったの です。

そうはいっても大きな問題はやはり残らざるをえないでしょう。一つ目には実際問題として,個人の記憶にたよってそこまでさかのぼることが可能かどうか,事象によっては不可能でもないでしょうが,それほど精密なデータが得られるとは期待できません。あるいは,記憶そのものがその後の情報や経験によって作られてしまうという現象もよく知られています。それにもかかわらず,記憶をさかのぼることに熱中するあまり,現在をどう記述するか,という問題がともすればおろそか

<sup>3</sup> 山梨県甲府市議会議員,野中一二が新潟県を視察した2004年5月,新潟県立歴史博物館に立ち寄った際の感想である。民俗学その他の研究者ではなく,したがって博物館の一享受者としての感想と位置づけてよいかと考えられる。民俗展示に対する,素朴ではあるが根本的な問題提起と受け止めることもできよう。

<sup>4</sup> 編集方針がこのように表明されていることと,実際の調査・執筆方針がどうであるかということとは,一般的には区別されてもよいだろう。しかしそれはあくまで情状酌量の問題であって,原則の妥当性の問題ではない,という点で批判の余地があろう。

<sup>5</sup> 民俗学が伝承という現象を手がかりに文化や社会を考えていこうとする目標を持つ限り、「現在」を語る際にも何らかの形で過去への言及が不可欠である。

になりがちなのも事実でした。記録保存という原則に徹するならば,より新しい時代の情報のほうが質量ともにゆたかであるはずですから,記憶の限界にいどむよりは,直近の過去から現在にむかって集中するほうが,より生産的だともいえます。

二つ目は,はるかに根源的な諸問題です。たとえば,何かあることがらを事実として記載することはそもそも可能なのかどうか,ということを考えてみましょう。というのは,事実とは単にあることがあったかなかったか,というレベルだけで記述することができるわけではないからです。およそすべての物事は とりわけ物事の意味あいは ほかの物事との関係のなかで存在するものです。食事のときには箸を用いる,といったごくあたりまえの生活技法にしても,スプーンやナイフ,フォーク,あるいは手づかみといった他の食事技法があるのかないのか,それぞれの頻度はどうなのか,どのような場面で使い分けられるのか,といったことに踏み込んだとき,その意味あいはけっして一色にはなりません。ですから「この土地では食事のときに箸を用いる」といっただけでは,その習俗のごくわずかの側面しか述べたことにならないのです。それではその習俗に関して,どこまで周辺への視線を広げていけばよいのか,それは際限なく難しい問題になってしまうことでしょう。

民俗調査をめぐるこのような根源的な問いかけは,近年さまざまな形でなげかけられるようになってきました。へたをすると,フィールドワークそれ自体に対して否定的な言辞をひきだしてしまうことさえまれではないようです。それでもやはりフィールドに出て行くこと,それを記述することは民俗学にとって不可欠であると,ほとんどの民俗学者たちは考えているといってよいでしょう。この問題にこれ以上は踏み込みませんが,民俗誌にとって考えておかなければならない深い問題が,じつはいくつもあるということだけは認識しておいて下さい。

#### 解説する叙述

以上のことをひとまず念頭においたうえで,民俗誌叙述のいくつかの方法について具体的にみていくことにしましょう。

最初にとりあげる事例は,鹿児島県鹿児島郡十島村 屋久島と奄美群島の間に点在するいわゆる

<sup>6</sup> たとえば菊池暁の「『フィールドワーク』という言葉は、自らのディシプリンを他から弁別しようとする人類学者たちによって しばしばその内実の差異や多様性を問われるままに 念仏の如く唱え続けられている」(菊池2003 pp.357-358)とか、浅羽通明の「所詮は、ほかならぬ『自分(たち)』の知的嗜好にかなった、見たいと思うものだけを選りぬいて見ているだけ、ようするに、大衆だの、異民族だの、前近代だの、異形な宗教だの、アウトローだのヘロマンチックにも投影された、この『自分』の願望しか見てはいないのである」(浅羽2000 p.228)といった主張を想起することができる。フィールドワークへのこのような省察あるいは相対化は、近年いわゆるポスト・モダニズムの風潮のなかでしきりに試みられるようになってきた。浅羽の発言はものごとの一面を肥大化させただけの粗雑な断罪でしかないが、菊池のぞれは多少なりとも、フィールドワークへの根源的な議論がなされないことへのいらだちから出発しているようにとれなくもない。ただしより正確に言えば、大きな政治的社会的状況を文化人類学のフィールドワークではとらえきれない点を指摘するという文脈で発せられたものである。しかし根源的と言うならば、もう一方で、それでもなぜフィールドワークは求められているのか、という観点からの議論もなされなければならないはずである。

吐喝喇列島の島々です の『十島村誌』(十島村誌1995)に見られる記述です。全体は「概観」「歴史」「民俗文化」「行政」の4編にわかれており、ここで検討するのはもちろん「第三編 民俗文化」の叙述です。

少々長くなりますが,まずは一部を引用してみましょう。

悪石島のネガミ様は、旧東村の海ぎわにそそり立つ小高い山で、ビロウ樹が茂る聖地である。ビロウ樹林の中には、高さ85掌・横幅122掌をどのコバの宮が見える。骨組みだけ小木を用い、屋根と壁はビロウの葉で葺いたもので、中には石躰をおき、杯や酒瓶を供えてある。この宮は、毎年霜月祭りのときに造りかえ、祭りは旧暦12月のヒチゲー(日違い)に行なう。ヒチゲーは古い節替り行事であり、吐喝喇各島で今も実修されている。このことと、今は途絶えてしまった海人村落の東村の地に右のネガミヤマがあることや、悪石島のネーシの祝詞中の「根神ヤヨモイ、サスカサの御子、乙姫じょう」の語を重ね合わせると、まず 古層・海・巫女 の指標が浮かんでくる。さらに、ヤヨモイは八重盛であるが、クバの八重森を意味し、サスカサは差笠で、琉球ではノロより上級の「きみ」階層の神女(『おもろさうし辞典』)であること、ネガミは沖縄ではニッチュ(根人)を宗教的に補佐する司祭巫女であり、ともにニーヤー(根家)すなわち本家筋の出であることを考えると、琉球 の指標をも加えねばなるまい。しかし、根神山の「根」は岩根、根の国などの語があるように古いヤマト語であり、いずれも大地にちなむ語である。したがって、琉球巫俗に連なるこの 琉球 指標は単なる沖縄文化でなくてヤマト文化圏の古層に通ずるものであるとせねばならない。

悪石島では、古い民俗をもつ東村と現村落とがかつて併立していたが、ヤマト的色彩の強い 先進村落の現村落に対抗し切れず、ついに移住合併したのである。それは数代以前というから 200年ばかり前のことであろうか。しかし、それまで長く続いた古層の民俗文化の力は強く、 その祭場、祭祀方法ともに現村落のなかに継承され、生き続けているのである。根神山は、海 人的性格の村落民の本家筋のシャーマンであるネーシが、大地にしっかりと根をおろしてそび えるその根っこの所に生い茂るビロウ樹林のなかで一年の節替りを希って忌み籠る、吐喝喇列 島第一の祭場であった。(十島村誌1995 p.915)。

ここは「自然の聖地」と題する一節のなかの記述で悪石島のネガミ山について記述している二つの段落です。中ほどにあるネーシというのはこの地方の巫女のことで,その人が唱える祝詞のなかにくだんの文言があるということが述べられているわけです。

一読してきわめて特徴的なことは,この文章の前半部がネガミ様なる神に関する描写,第一段落の中ほどから後半部がその解釈にあてられていることでしょう。むしろその解釈部分のほうが手厚いくらいなことは,分量の配分にあらわれています。

そしてその解釈にもさまざまなレベルがあります。もっとも低いレベルはカタカナ書きにされた 現地のことばに漢字をあてるという操作でしょう。このことによって,方言 民俗学ではふつう民

<sup>7</sup> 以下,他の民俗誌においても,引用にあたって若干表記法を変えたところがある。

<sup>8</sup> 下野敏見執筆。

俗語彙とよびますが で語られたその土地だけの習俗に,一定の普遍性が与えられることになります。そこからいくつかの中間段階を経て,最後にはヤマト文化圏と琉球文化圏が重層するありさまを悪石島の民俗のなかに見いだそうとする最高レベルの解釈に到達するというわけです。

民俗語彙をカタカナ書きにするのにはいくつか理由が考えられます。あてるべき漢字が見あたらない場合,推測できる漢字が複数あって,そのどれが最も妥当なのかが必ずしも明確でない場合,あてるべき漢字は推測できるが標準的な読み方と異なる読み方がなされるので,そのことを表現したい場合などなどです。このような考え方においてカタカナで表記するという手法は,どの場合も,いわばやむをえないという選択にすぎませんでした。

しかし民俗学という学問は、むしろもっと方法的な意味あいで民俗語彙を重視してきたのです。その土地の人びとがごくふつうに使用する名前や表現にものの考え方や文化の特色があらわれてくると考え、そのような意味あいでとらえる現地の言葉を、民俗学は民俗語彙と名づけました。カタカナ表記はそれが民俗語彙であるということの表現にほかなりません。ですからさきほど民俗語彙とは方言のことだととれるような言い方をしましたが、厳密には正しくありません。現地の言葉を単に方言としてとらえるならば、他の方言や標準語との間に一対一の対応関係を前提としておいてかまわないことになります。しかし民俗語彙という概念に意味とか表現まで含めるとしたなら、言葉の体系の異同として理解される可能性がでてきます。むしろ民俗語彙という概念の導入が求めていたのは、その土地その土地における言語の意味体系 さらには思考の体系 を再構成するところにあったと言うべきなのです。

とはいっても民俗語彙もまた日本語である以上,それぞれは他の方言や標準語に翻訳が可能でしょう。一般にはカタカナ表記した民俗語彙を漢字表記 あるいは標準語表記 したならばどうなるか,ということをカッコ書きで補足し,読解の助けにするという記述法がとられるのが普通です。しかしさきの引用にあらわれる漢字表記の補足はたんなる読解の補助といった意味あいをはるかにこえているように思えるのです。

その最初が十二月のヒチゲーにあてられた「日違い」です。この文字をあてることによってヒチゲーは「古い節替わりの行事」であるという一般化が行われ、さらにそこからいくつかの手続きを経て 古層・海・巫女 という指標を導きだすことになりました。ヤヨモイについても同様で、「八重盛」「八重森」をあてることによって、こちらからはニッチュ 根人、ニーヤー 根家という読み替えとあわせて 琉球 という指標が導きだされるのだというのです。さらに根神山の「根」に別の方向から注目することによってヤマト文化圏の古層までも引き出すことになりました。こう

<sup>9</sup> しかしながらこのような初発の理想は、民俗学において十分な成果につながったとはいいがたい。とりようによっては、インフォーマントの語るすべての言葉は民俗語彙としての資格をもっているはずであるのに、実際に調査者の興味をひいたごく一部の言葉のみが民俗語彙としてあつかわれ、機械的にカタカナ表記がなされたにすぎなかったからである。ただ意味体系という考え方とは別に、民俗事象の分布というマクロな視点からの成果がないわけではなかった。柳田国男の有名な『蝸牛考』(柳田1930)である。民俗語彙がある文化の中心地から同心円状に広がりながら分布するという理論(もしくは仮説)はのちに周圏論という述語で定式化されることになった。といってもほかに顕著な成功例は数少なく、周圏論の適用範囲はさほど広がることもなかった。

してこれら一連の作業は漢字への単なる置き換えではなく,その土地での方言から普遍的な観念への普遍化がはかられる最初の手続きにほかならなかったということがわかります。

そしてさらに上記の引用を含む「概観」や「歴史」編で再三強調されるのは,この十島村,つまり吐喝喇列島がヤマト(本土)文化圏と琉球文化圏のあわいに位置するということです。近世期には島津氏が吐喝喇を直轄支配しておりますので,両文化のあわいといいながらも,その二つの関係は決して対等ではありません。つまり「吐喝喇の文化は基層は琉球文化によりつよく連なり,上層はヤマト文化によりつよくつながっているといえよう」(十島村誌1995 p.794)というふうに位置づけられるのです。

この一文がたどりついた結論は読者にとって、とりわけその地域の読者にとって実にめざましいものとして映るに違いありません。なにしろこの文化をささえている当事者たちにこの壮大な図柄が直接見えることは、おそらくないのでしょうから。したがってこの結論は、この種の民俗誌が提供できる最良のものだといえます。少なくとも、読むものにこの上ない充足感をもたらしてくれることでしょう。

ここで誤解のないようにことわっておかなければなりませんが,読者が求めている充足感とは, ここでみてきたような,その文化の古層を抽出するような叙述に限られるわけではありません。ま た吐喝喇列島の文化的ルーツを『十島村誌』のように描くことが理論的に正しいのかどうかという ことも,当面はいま議論している問題の外にあります。ただその文化の歴史的由来が,率直な疑問 として多くの読者に求められるテーマであることは,多くの場合で想像できることに違いないでしょう。とりわけ自治体史のように地域住民の税金でまかなわれる民俗誌は,いやおうなしに地域住 民の関心に応えなければならないという要請を背負っていますので,こうした叙述法が一定の説得 力をもつことは確かだと考えられるのです。

# 自治体史のパラドクス 行政と民俗

ところで民俗学者たちが民俗誌を書こうというとき,民俗文化全体のとらえかたには,見落とすわけにいかない大きな特色の見られることがしばしばあります。それは民俗と行政との距離のとりかたとでもいったらよいでしょうか,もっと端的に行政との間に意識的に距離を置く姿勢とでもいったらよいでしょうか,民俗文化が生み出されている社会と行政が作り出す社会とは異質のものであるという強い姿勢です。したがって自治体史としての民俗誌にそのような姿勢が持ち込まれたとき,その基本的制約との間には抜き差しならぬパラドクスを内包することにならざるをえません。

ここでなぜこのようなことを言い始めたかというと,さきほどの『十島村誌』に叙述される基本 テーマは文化の古層という概念であったからです。社会の表層に現れる行政体のはるか下方には古 層としての文化のルーツが隠されており,民俗誌を編むということはその古層を見いだすことにあ るのだ,というメッセージをこの自治体史が強く主張しているように読みとれるのです。

このことについてたとえば三重県『四日市市史』は、冒頭でつぎのように述べています。

民俗というものは市の境界という行政的な区分によって規定されない.....。市史の一巻だから

といって,市域内の民俗事象にのみに完結させていたのでは,その民俗の意味は明らかにならない。同様の民俗事象がどのような広がりをもって分布しているかを明らかにすることで,その民俗の意味も分かってくることが多い。市域で見られる民俗は市の境界を越えてどのような地域にまで広がっているのか,またどこからは異なる姿に変わるのかという点に注意した。四日市の民俗を理解するためには,北は桑名,南は鈴鹿や津までは当然のことながら視野に入っていなければならない。また民俗によっては,伊勢湾を挟んだ対岸の知多半島や渥美半島の民俗との異同も考慮しなければならないし,鈴鹿山地を越えた西側の近江の民俗との共通性にも注意する必要がある。(四日市市1995 pp. 9 -10)  $^{10}$ 

『四日市市史』ではこの一文にさきだって、「この広い市域において多様な民俗が形成され、伝承されてきた……。伊勢湾の海岸部と鈴鹿山地の山麓部とでは当然ながら民俗に相違があるであろうし、また朝明川流域とも呼ぶべき北部と内部川流域の南部では相違が予想される」(四日市市1995 p.9)とも述べています。つまりある民俗事象はそれぞれ固有の分布域をもっており、それは市域の広がりかたとは重ならないということです。

市町村史よりも範囲が広くなる都道府県史のレベルでも,同じ事は当然言えることになります。たとえば『千葉県の歴史』(千葉県史1999)では民俗事象の地理的分布に大きな関心をはらっていて,そのことをテーマに全体を組み立てていこうとする姿勢で貫かれているほどです。県を単位に作られたこの民俗誌は,全体を「房総民俗の地域差」「民俗の広がりと地域形成」という二つのテーマに即して構成しました。そのうえで前者では個別の民俗の地域分布を明らかにし,後者ではその結果をふまえて千葉県全体の民俗分布域のありかたや,古代にさかのぼる上総,下総,安房三国の地域区分と民俗分布との関係,さらには日本列島全体を見わたしたときの千葉県民俗の位置づけなど包括的に検討したのです。少なくともこの部分に関する限り,ここでは千葉県という大枠にはしたがうものの,千葉県内の行政区分はまったく考慮されていません。

このように「行政的なエリアと民俗の分布とは別ものである」という考え方が出てくるのは、考えてみれば当然かも知れません。たとえば何か地理的条件に規定される民俗でしたら、地理環境が異なれば民俗事象のあらわれかたも当然異なってくることになります。簡単に変えることのできない地理的制約にくらべれば、たかだか100年から数十年ほどの歴史しかもたない自治体が民俗文化のありかたに及ぼすことのできる影響は、かなり限定されたものにならざるをえないからです。では地理環境が同じならば、そこに現れる民俗的な現象も同じになるのか、ということになると話は別でしょう。なぜ類似の民俗が共通して見られる民俗の分布域ができるのか、という問いは存外にむずかしいものになりそうです。まして千葉県ほどの広さになれば、地理的条件の相違だけで民俗の違いや分布域の形成を説明することはできません。分布域といえるほどの広さのなかにはさまざまな歴史や地理環境があるはずでしょう。そうした地域ごとのさまざまな違いをこえて、類似性をもつ民俗事象がある広がりのなかにおさまって一定の分布域を形作る理由を考え出すのはかなりむずかしいと想像されるからです。さまざまな要素がからみあって分布域という現象を生み出すのだ、

というほかはないのかも知れません。率直にいって日本の 日本に限られたことではないのかも知れませんが 民俗学は,民俗の分布ということがらに大きな関心をはらってきたわりには,それがなぜどのようにして生じるのかということを深く考えようとしてきた形跡はないように思えるのです。

ただそれよりも私がここで疑問に思うのは、さまざまな要因が民俗の分布域を形成するのだと考えたとき、そこからことさらに政治とか行政という要因をはずそうとするのはなぜなのか、ということなのです。

さきほどの『千葉県の歴史』では、民俗分布のさまざまなタイプを抽出していますが、そのなかでしばしば登場するのが、旧三国 古代の律令制のもとで設置された下総、上総、安房の三国 という要素を含んだ分布でした。ここではまず下総型、上総型、安房型という分布形態が抽出されますが、それよりも顕著なのが南北二分布型であるといいます。その南北型はさらに三つのタイプにわかれ、第一は旧上総の北限付近を境界とするもの、第二は上総と安房の国境地帯に境界があらわれるもの、第三が上総地方のなかに南北の境界があるもの、となるといい、ここでも律令の国が登場してくるのです(千葉県史1999第6章)1。このほかにもいろいろな分布型の設定が試みられますが、ひとまずそれはおいておきましょう1。はるか古代に作られた国というエリアが、なぜ近世から近代に形をなしてきたと考えられる民俗事象の分布に影をおとすのか、ということについては、やはり何の考察もされていません。ともかく所与の事実としてそれが認められるというだけです。

行政と民俗の関係について,ここまでの議論で注意をはらってきたのは地理的な広がりだけでした。しかしこのほかにも両者の関連が見いだされる場面というのは少なくないはずです。たとえば地域社会における生活機構や,農業・漁業をはじめとする生業のありかたなどは行政ときわめて密接な関係をもっているのが普通です。しかし自治体史を含む多くの民俗誌叙述において,その点に深い注意をはらうことはさほど多くはないというのが実情なのです。

もっともそのことこそが民俗学という学問の特色なのだと主張する立場もありうるでしょう。行政のおよぼす影響が生活のすみずみに行きわたるような現代こそ,こうした視点は必要かつ貴重だともいえます。しかしそれでも考えてみれば,さきほどの律令制下の国というエリアこそ政治=行政が作りだした地域の大枠でありました。またここまでの検討で触れることのなかった江戸時代の領国制や明治~大正期にわたって変遷してきた市町村制もまた行政が民俗に与える大枠にほかなりませんでした。そのことを考えるならば,今日の社会を叙述するにあたって行政の役割に対して相当程度に関心をはらうほうが,論理上はより整合的であるのではないかと思うのです。

そこでこの節を終わるにあたって,話をすこしだけ戻します。さきほどの『十島村誌』では,しきりに大和と琉球へのいわば両属性を強調されておりました。そのことの当否はともかくとして, このような認識方法が成立する根拠の一つが,民俗分布の行政からの独立というパラダイムがある

<sup>11</sup> 第6章は,小川直之,入江英弥,和田健の分担執筆である。

<sup>12</sup> 同書では県内に限定される民俗分布のほか,県境をこえるそれについても触れている。この場合には陸続きや海を介した移動が想定される事象のほか,東日本と西日本という大きな地域区分に即したものを想定しているようである。これらの場合,行政機構が影を落としようがないことはもちろんである。

ことはまちがいありません。ただ『四日市市史』や『千葉県の歴史』における叙述との大きな違いは、表面にあらわれた民俗の単なる分布ではなく、その古層という概念にまで踏み込んでそれを主張するところにあったということができるのでしょう。

#### 分析する叙述

『十島村誌』の特色が,各事象の解釈や解説を積極的に行なっているところにあるのはすでに見たとおりです。ところがそのさきの特色としてもう一つ,その解釈を導きだす枠組みはあくまで外部にあったということも指摘できるように思います。すなわちこの民俗誌の執筆者はすでに大和(日本本土,特に九州)と琉球(沖縄)にまたがる広い地域で研究を行っており,そこで得られた見解を十島村の事例にあてはめた結果として,この島の民俗文化の重層性が導きだされているのです。

このようなものの見方に対して、調査対象地そのものの内部に切り込んでいくという方法に徹底し、記述していくという書き方もあります。そのことを自覚的に行なった初期の民俗誌 = 自治体史として千葉県『成田市史』(成田市史1982) \*\*をとりあげてみることにしましょう。具体的にみていくのは「村のつきあい」という節です。

この成田市にかぎったことではありませんが、とりわけ旧来からの村落社会には「つきあい」とよばれる社会関係と社会的行為があり、つきあいの場面に応じてさまざまな名前で呼ばれることがあります。成田市の農村地帯の場合には、よく耳にするつきあいとしてつぎの9通りを数えることができるといいます。

イチマケの付合(本家と分家の付合)

シンセキ付合(ムラシンセキ,ソトシンセキ,イットーシンセキなど,シンセキも細かく分類されている)

カマス(叺)付合(ホンガマス,ハンガマスといった二種類の付合がある)

ケイヤク(契約)の付合

ナンドの付合

リョードナリの付合

クルワ付合

ムラ (ブラク)付合

仲人付合

しかしこの9通りはどこの村にもすべてがそろっているわけでも、その内容が同じになるわけでもありません。たとえばMクルワという地域社会で実際に聞き取ることができたのはつぎの7通りでした。内容と一緒にそれをたしかめておきましょう。

〔イチマケの付合〕イチマケと呼ばれる家のグループがある。イチマケとは本家と分家の関係を認

<sup>13</sup> 以下の該当部分はすべて斎藤修平の執筆になる。

知しあった家関係で,同姓の家集団である。

[カマス付合]カマス仲と呼ばれる家関係の上で展開する付合。カマス仲間は地縁,血縁その他の 契機を媒介にして形成される。付合の内容は米の贈答とハタラキシュー(働衆)と呼ばれる労働援 助である。

[ムラシンセキの付合] お互いの家のジャンボン (葬式)をつつがなくとり行なうための付合である。「お互いに死水をとる付合」だといわれている。

[クルワ付合]向山グルワの14戸はクルワ付合と呼ばれる近隣組の付合を行なっている。クルワが 葬式の互助的な役割を持っているので,葬式組としての付合が主であるが,日常生活のなかでよく 顔を出す付合である。

[仲人の付合]「仲人に損をかけてはならない」という観念が強く、仲人とは一代に限ってはカマス付合をする。また通過儀礼では7歳のオビトキまで「仲人付合」と称して非常に濃密な付合をする。 [リョードナリ付合] それぞれの家はリョードナリと称して特定の家とあらゆる場面で深い付合をする。

そのうえで出産と育児,結婚,葬式などにあたって,具体的にどのような付合が顔をだしてくるかを列挙します。たとえば出産・育児の場合,お産見舞いにはクルワ,リョードナリ,イチマケ,ムラシンセキ,ヨソシンセキ,トリアゲバーサンからお祝儀と餅米1升がお茶とともに重箱に入れて届けられ,当家からは赤飯が配られるとか,ヒモトキの際にはクルワ,ケイヤク,ムラシンセキ,リョードナリがカゴモチやオビトキモチを搗くのに協力し,ヒモトキの当日にクルワにはアンコロモチ,カマス仲,ケイヤク,リョードナリにはシロコモチが贈られる,といった具合です。

さらに念を入れて,カマス付合,ケイヤク付合,リョードナリ付合が生活のどんな場面で登場してくるのか,といったことにも目をむけます。これも地域ごとにその内容は同じでないのですが,カマス仲の構造,カマス仲の範囲,カマス付合の内容,カマス仲の新陳代謝について,詳しく事例が挙げられました。ある集落の場合,カマス仲の構造はつぎのようであると記述されています。

それぞれに家ごとでカマス仲の相手は異なっているのでカマス仲は定型的な家集団としては 把握できない。また、各家が関係しているカマス仲の家数も家の事情に応じて幅がある。例え ば家を創設して間もないシンタク(分家の意味)の家では、カマス仲をまだ持っていないとい うところもある。向山グルワでは最高14戸の相手とカマス仲の関係にある家からわずか4戸と のみカマス仲の関係になっている家までカマス仲の保有個数の幅は大きいようである。

さて,カマス仲となっている家同士の間にどのような関係があるだろうか。家関係の内容に注目してみるとまずイチマケ,ムラシンセキといった血縁的な関係が反映している。同じイチマケに属する家同士や,ムラシンセキの関係にある家同士はカマス仲となっている。また,リョードナリといった地縁関係,あるいは仲人関係(仲人をしてあげた,あるいは仲人をしてもらった)といった社会的な関係もまたカマス仲として包みこまれている。(成田市史1982 pp.150-151)

同様の分析はこのあとケイヤクやリョードナリ付合などでも行なわれます。さらに成田空港建設 に際して生じたある村落の移転にともなう付合の変化・再編についてもふれるのですが,これにつ いては割愛しましょう。

このように紹介してみると、さきの『十島村誌』における叙述方法と大変に異なっていることが 読みとれるでしょう。第一に『成田市史』では、つきあいという民俗事象 もっと一般的に民俗全 般といってしまってもよいと思いますが に関して、それと類似する地域における事例だとか一般 的な姿だとかを参照するということがあまりみられません。あくまでこの成田市におけるその事象 の姿を記述することに徹底しようとする姿勢がみてとれるようです。また第二には、ある民俗事象 の由来とか起源を説明するというとかいうことを重要な目的としていないようにも見えます。この 二つの特徴をもう少し抽象的なことばを使って説明するならば、民俗学の方法に関する二つの方法 論に対応しているといえます。すなわち一つは個別分析法、二つ目は構造機能分析です。

個別分析法とは1970年代に提唱された民俗学の研究方法です。それまでのスタンダードな研究法が比較研究とか重出立証法といって,民俗事象の類型化と変遷順序の推定を主眼としていたのに対し,それが伝承されている地域社会のなかで把握し理解しようとする考え方といってよいでしょう。この考え方と言葉を提唱した福田アジオさんの文章を二つ,直接に引用しておきましょう。

民俗をそれが伝承されている地域において調査分析し、民俗の存在する意味と歴史的性格を 伝承母体および伝承地域において明らかにすることが民俗学の主要な方法とされなければなら ない。(福田1974 p.175)

あるべき民俗学は伝承母体において相互関連して伝承されている民俗事象を分析し,歴史的 展開過程についての仮説を提示する個別分析法を方法とすべきである。(福田1976 p.108)

このように個別分析法の究極の目標は,当該地域の歴史的展開過程の解明にありますが,その前段階として民俗事象の詳細な記録が必要になるというふうに民俗調査を位置づけることになります。ただしさらに現在時点での記述から,その地域に残存する歴史資料にある程度まで積極的に踏み込んでいくことも少なくありません。

もっとも個別分析法という用語は、その提言当初における意味あいが歴史的展開過程の解明にあったのですが、その後のうけとめかたとしてはそのままであったとは必ずしも言えないところもあります。やや拡散した使い方のほうが普通になったともいえますが、具体的にどのようにして歴史を明らかにするか、あるいは歴史との関わりを述べるかということについては、また別の機会に譲ることにしましょう。

ともあれここまでは一般的な話であって,ここに見た『成田市史』の叙述は歴史的様相には触れていないので,福田さんが最初に提唱した意味あいでの個別分析法には必ずしもつながっていかないのはあきらかだといえましょう。むしろ次にのべる構造機能分析を意識した調査だといったほうがよいかも知れません。

その構造機能分析とは,学問的な立場を構造機能主義ということがあり,むしろ文化人類学や社会学など隣接する学問分野からの影響をうけたものです。もっとも構造も機能もその意味するところは,長い研究史があった分,きわめて複雑で,ときにはあいまいであるうえに,民俗学においてはそれらの概念そのものに関する立ち入った議論がほとんどなされてきませんでした。ただ『成田市史』におけるつぎのような記述は構造機能分析の思考法にもとづくものと言えましょう。

ムラはそこに住む人たちにとって大切な空間である。この生活空間には様々な慣行が秩序正しく詰っている人びとはムラの規範に従って生活していれば極端な不便さを感じることはない。「ムラのお付合はいろいろとうるさくて大変だ」という人がいる。なるほど外部から見れば複雑そうに見えるので仕方がない。「あっち(実家)とずいぶん違うから夫の両親に聞きながらお付合をしている」という嫁の言葉ともよく出会う。これも、そのムラの付合慣行を十分に知っていないのだから仕方がないことであろう。

ムラに生まれ育った,いわゆる生抜きの村人たちからは「ムラの付合は難しい」といった溜息まじりの言葉は聞かれない。日々の生活をおくるムラでの付合が,頭を悩ますほど難しかったら,安穏とした生活はおくれないし,能率の悪いいわば住みにくい社会に身を委せねばならず,健康で快適な生活はおくれないはずである。

外部からなかなか見えにくいのであるが、ムラにはそのムラ固有の交際のシステムがある。家と家をとり結んでいる関係とほぼ同じぐらいの種類の付合がムラにはあるがそれぞれの付合は、場面場面でうまく組み合わさって発現しており、決して種類の違う付合が競合したり反撥し合うようなことはないのである。(成田市史1982 pp.138-139)

ここでは構造とか機能とかではなくシステムという用語が使われているのですが,いくつかの要素が組み合わされ相互に関連しながら,全体としてある事態を生み出していること,そして住民たちの必要を充足しているとみなしていると考えれば,構造機能分析もシステム分析もそれほど異なった方向をむいているわけではありません。ですからこれをシステム分析ではなく,民俗学がより親しみをもってきた構造機能分析という用語で特徴づけるのは何のさしつかえもないことになりましょう。

そのうえで『成田市史』にあらわれた方法は、つきあいという事象を多角的に分析し記述しようとしていることがわかります。最初に成田市全域の調査を通して得られた「付合」とよばれる事象が列挙されます。その後の記述に必要となるアイテムのリストを作成したということになるでしょうか。しかし個々の地域社会にはそうして列挙されたアイテムのすべてが存在するわけではありません。一例としてある一つのクルワに見いだされたアイテムとその意味内容が次に確認されます。そのうえで叙述されるのは二つのことでした。一つは人生の折り目となる諸行事にあたって、どのようなつきあい関係が登場し機能しているか、です。特に葬式は一般に民俗社会にとってもっとも重要な行事の一つですから、その場面々々に機能する付合関係は多岐にわたらざるをえません。そして二つ目はさきほど列挙した付合が、具体的にどのような構造をもち、どんな場面で機能するかということに関する記述です。この二つ目のことについては、カマス付合、ケイヤク、リョードナリに関して詳細な検討がなされました。本来ならばこれらすべての検討を一つの地域社会を舞台にして行なわなければならないところですが、本書でとりあげたのはそれぞれに異なっています。これは市史という民俗誌の性格上やむをえないというべきでしょう。

構造機能分析やシステム論の一つの特徴は、歴史を語らないことです。ここで論じられるのはあくまでその構造がどのように働くかということであって、どのようにして成り立ったかとかどのような起源をもっているか、ということではありません。機能を語るときに時間という要素が入りこ

んでくるのは,あくまで事象を生み出し動かしていく変数の一つとしてにすぎないのであって,構造そのものが変化してしまう歴史ではないのです。それは現在を語るほどに精密な構造を過去にさかのぼって記述することが不可能であるということが,一つの理由としてあげられるでしょう。ですから構造が変化する歴史を語りうるのは,たかだか今現在おこっていること,そしてこれからおこるかもしれない変化に限られます。『成田市史』ではこの点について,さきほど紹介したように,成田空港の建設にともなうできごとをめぐって語ろうとしていました。

さてこの節の最後に,これらの叙述法のもう一つの特徴について話しておきましょう。個別分析法に関しては「個別地域の調査と,個別地域から導きだされる民俗学理論研究とを統一しようとする」(渡邊1999)ものであるといわれるように,調査それ自体が研究と直結するという特徴につながります。個別分析的記述や構造機能論的記述は,そこから考察や分析という性格をもう少し強めていくともう,一つの論文といった様相を示すようになってしまうかもしれません。その場合,フィールドワークを方法とする学問においてはモノグラフ<sup>14</sup>と呼ばれることが多くなるように思います。つまり民俗誌と論文とはなめらかにつながっているということができるのです。

#### 描写する叙述

まず,新潟県中里村の自治体史(中里村史1989)に載せられた,次のような文章を読んでもらいましょう。

マッチ以前の発火具は、いうまでもなく、ヒウチイシとヒウチガネである。前者は河原で拾い、後者は鍛冶屋に打たせる。両者を打ち合わせて出た火花が、ヒウチバコに詰めたホクチに落ちて、小さな火種ができる。それを、ツケギのイワに移せばよい。葎沢では、ケヤキの炭を自分で作ってホクチに使った。白羽毛のホクチは、朽ちたアカマツの根またはアワガラを炭にしたものであった。マッチが普及してからも、腰のズッキレ(煙草入れ)から刻み煙草をつまみ出して煙管につめ、かちかちと器用に火を起こして、ズッキレに付いているホクチイレというタカヅット(竹筒)のホクチに落とし、それで一服する老人の姿が、野外ではよく見受けられた。葎沢では、カマガンサマの御神体を新しく作ると、切り火をしてこれを清めていた。

(中略)

薪の燃やし方は,白羽毛の例で述べる。まず,ジロの嫁の座である二ワジロと姑の座であるバサジロの境から,節があって割ろうにも割れない太い薪を一本,斜めに差し出す。そして,その反対側のヨコザとヤマジロとの境からはボヨを差し出して,この太い薪に凭せ掛け,両者がジロに対して常に対角線をなすようにして焚いてゆく。この太い薪は,コロといわれる。こういう割れない木は,このようにして少しずつ燃やす以外に焚くすべがない。ツクロウのが遅

<sup>14</sup> モノグラフ (monograph) ということばの辞書的意味は「一つの問題を詳細に取り扱った研究論文」(『広辞苑』) といったところにあるが,社会学や文化人類学においてはある個人や社会を多角的に調査・分析したレポートを指示するという使い方が多くなる傾向にある。すなわちモノグラフとは論文とレポート この場合は民俗誌 の中間に位置する学術的文章といえるのである。

れてボヨが燃え尽きてしまっても,コロの方をフキダケでちょっと吹けば,またすぐに火を起こすことができる。ボヨは,丈が六尺もあるので,鉈でコナシ(短くし)てからジロにくべる。

(中略)

ボヨが勢いよく燃えると,上昇する煙と一緒に,真っ赤な,火の粉の大きなものも舞い上がる。これを,堀之内ではホソクラといっているが,吹き抜けになっているソラまで上っていったのでは,失火の虞がある。それで,このムラでは,箱の蓋を下へ向けたような形のものをジロの上に吊っておいて,ホソクラを受け止めた。これを,ケブリゲーシと呼んでいた。(中里村史1989 pp.787-789) 15

どうでしょうか。この民俗誌では,冬になって雪に埋もれた家のなかで,いろりに火を起こし煙が舞い上がり,人びとが暖をとる,ただそれだけの経過を,ここに引用した文章を含めてなんと8ページにわたって綴ってゆくのです。煙と一緒に舞い上がる火の粉にさえもホソクラという名前がついているという事実,それをまた地元の人からきちんと聞き取っているという筆者の周到さは,感動的とさえいってよいくらいです。調査と叙述にみられる緻密さは,絵画になぞらえるならばさしずめ細密画とかスーパーリアリズムといったところでしょうか。

そこでこの細密画を思わせる微細な描写が,民俗誌の場合にどんな意味をもつことになるのか, 少し考えをめぐらして見ましょう。細密画そのものについて,ある人はつぎのように言っています。

これはやってみるとわかるのですが普段はいかにものを見ていないかということと,描くことでだんだんとそれが見えてきて,見えてくるとまたよくも描けるという目と手の相乗効果を実感できるでしょう。始めからものがよく見えているわけではありません。こちらが目と手を最大限に使って働きかけることで,だんだんと見えてくるのです。(田嶋online) <sup>16</sup>

細密画とかスーパーリアリズム絵画というジャンルの絵画は写真と見まがうような微細な描写に最も大きな特色があるといってよいのでしょうが、それだったら写真をとればすむことではないか、という疑問がただちに生じてくるに違いありません。たしかに写真は目の前にあるものを、なんの苦もなしにやすやすと再現してくれる手段です。それにもかかわらず両者は決して同じではありません。その決定的な違いを(芸術論には一切立ち入らずに)一つだけあげるとするならば、描き手が認識しないもの、あるいは描かないものは、けっして画面に登場しないというきわめて単純な事実でしょう。

そんなことを頭においたうえでさきほどの民俗誌の叙述を読み返してみると,描写するということの意味するところがよくわかるにちがいありません。私たちはふつうだったら空中をただよう火の粉に名前があるかもしれないなどと考えもしないでしょうし,したがってその名前をたずねてみ

<sup>15</sup> 多田滋執筆。

<sup>16</sup> この文章は「特定非営利活動法人芸術環境支援機構の会」が経営する美術学校「美学校」における「細密 画教場」という授業案内の一節である。

ようという気にさえならないだろうと思うからです。問題はですから,そのようにふつうだったらあり得ないような問いというものがどのようにして聞き手のなかに起こってくるのか,ということになります。民俗誌にとって,細密画に対する写真と同じ位置関係にあるものを想定してみるならば,たとえば映画をあげることができるかも知れません。しかし映画は決して写真とは同じものにはならないでしょう。ここで私は撮影所のセットで撮影される映画を考えているのですが,この種の映画が写し取れるのは,つまるところ監督がそのようにしようと考えてそこに置いたものに限られるはずです。仮にある家庭の茶の間の場面ならば,テーブルの位置もテレビの置き場所も,時計が柱にかかっているかいないかも,そのテーブルのどこに家族の誰が座るのかも,それら一切を決めることができるのは監督だけです。反対に画面のなかのどこに何があり,人びとがそこでどのようにふるまっているか それを描写する,といってもよいですが は,すべて監督がそのことを認識しているか,知っているかということだけにかかっているのです。そう考えてみると,民俗誌を書くという作業は,映画の撮影となんとよく似ていることかと思いはしないでしょうか。つまり書き手の主観を一切排除した客観的で忠実な描写などというものは決してありえず,それはただひとえに書き手の主観 といってわかりにくければ,書き手の認識能力 にかかっているのです。

さきほど引用した『中里村史』のような叙述スタイルは,じつのところ今日それほど一般的ではありません。この書き手のたぐいまれな描写能力 それは同時に認識能力でもあります があってはじめて可能になることでした。しかしいささか特異なこの叙述スタイルと,前節でみたような今日一般的に見られる叙述スタイルとの間にさまざまなバリエーションを見いだすことは十分に可能です。

ここで私の講義の第3講「民俗学のデザイン」(真野2007a)を思い出して下さい。そこで私は、 民俗学の研究視点が制度・儀礼から個の営みへ、そこからさらに個別の営みへと展開・深化してきた、といった意味のことを話しました。そのことは民俗学そのものだけでなく、民俗誌に関しても同様に言えるだろうと思うのです。

たとえば次のような叙述を読んでみて下さい。

屋号がどこに住む人まで通じるかといえば、当然そこにはつきあいの広さによる個人差がでてくる。現在、屋号を使うことのある地域では、自分の住む部落内の屋号しか知らない人が大半である。しかし、大正生れの人になれば、桑取地区、谷浜地区、春日地区藤巻のように、自分が学んだ小学校区の範域までの屋号を知っている人もかなりいる。桑取地区、谷浜地区では、青年会活動が小学校卒業後もその範域で行なわれていたことで、より一層屋号が刷り込まれたと思える。

#### (中略)

屋号は家族の日常会話のなかで使われてきたから,子どものころから慣れ親しんでいたのであり,小学生になれば部落内の屋号を知っていた。親はよその子の名前を覚えていなくても,屋号をつけて「コウジヤのうちで遊んできた」などと表現されれば,すぐ理解できたのである。しかし,部落から離れて生活するようになると,屋号の認識も薄れていく。関東の専門学校で学ぶ桑取谷中桑取の青年は,部落内の屋号を判別できても,自分の口から出てくる屋号は三分

の一に満たないという。(上越市史2003 pp.507-508) 17

屋号とは名字とは別に,個々の家々を区別するために使用する名前のことです。同族による同じ名字が同一地域内に複数あるとき 屋号によってそれらを区別することができることになりますが,同姓の家々の併存が屋号成立の起源になるかといえば,必ずしもそうではないかもしれません。なぜなら同姓の家々がほとんどない場合にも屋号はしばしば使われているからです。このように屋号の起源について確たる説があるわけではありませんが,ともかく屋号はごく一般的にみられる事象であり,したがって多くの民俗誌でも屋号に関する記述はごくふつうのことといえます。ただ多くの民俗誌における屋号の記述は,その地域社会にどのような命名方法があるか,ということに集中する傾向があるように思われます。つまり屋号の名称分類がほとんどであり,そこでとどまっているといってよいでしょう。

またある民俗学辞典に見られる屋号の説明では、やはり屋号を命名の由来によって11種ほどに分類しました。位置・方角によるもの、地形によるもの、家の格式や職分を示すもの、家の新旧や本文家によるもの、などなどがあげられるといいます。そのうえで屋号を調べることにより「村落の発展過程や家々の関係秩序をうかがい知ることができる」(宇田2000)としています。民俗誌ではこうしたところまで分析されることはあまりありませんが、一般的に屋号の記述は、村落社会の歴史とか構造の解明に資するという目標を想定しているといってよさそうに考えられます。

ともかくも屋号は地域社会において一種の制度として存在します。そして制度というものはいわば抽象的な約束事にすぎませんから,具体的になんらかの様相をもって現実化されなければなりません。しかし民俗誌の記述はこれまでともすれば,制度そのものを描いてことたれりとされてきた面がありました。それに対してさきほど引用した屋号に関する記述は,そうした制度がどのようにして現実の事象となり,あるいは運用されているか,というところに主たる関心をいだいているように読めます。村に生まれ育った人びとは,たぶん子どものころは屋号と無縁に成長したでしょう。それがなんらかの過程を経て屋号の使用を身につけてきたに違いありません。それは人によって立場によってことなっていたことでしょう。それに加えて,屋号は日常生活のどんな場面で使われるものなのか,といった関心のもちかたもあるでしょう。面白いことにかなり広い範囲で家々の屋号を知っている人も少なくないようです。もし屋号というものが,自分たちが属する地域社会の家々を,姓とは別に識別する手段だとするならば,他村の屋号は何の意味もないことになるはずです。とすると,さきほど述べた屋号成立の契機への疑問とは別の角度から疑問が提示されることになるでしょう。

おなじ自治体史からもう一つ別の叙述を例示してみます。こちらは神社の祭りについて書かれた節の一部で,「家業としての神職」という文章です。このくだりでは専業の神職と兼業神職の二人が素材になっていますが,そのうち専業の神職さんが自分と神主としての仕事との関わり方について,みずから語っています。

神社の石段の改修とか神楽殿などの寄附金とかお金が絡むことが大変。神社の会計は氏子総

代さんがやってくれていて、神社の決めごとは町内の寄り合いのときとか祭りの後とかに集まって決めている。ただ、自分が宮司になったときに3人いる氏子総代が一斉に世代交代という形で40歳前後の若い人に代わってくれた。世代が近いので話しがしやすく、感謝している。自分になってから父との祭式の違いをいう人がいても自分はこう習ってきたんで、ということはちゃんと言って自分の形でやっている。だけど、神主風吹かせないというか、我がでないようにしている。地域の行事には一市民として参加しても、お祭りのときには神主なんだという意識を強く持って、氏子の人に信用・信頼してもらうことを大切にしているので気が抜けない。宮司として人前に出るのは早いけどいずれは親は亡くなるし、60になって宮司になるより、30代で宮司になったことは、良かったのかもしれないと思う。こうして振り返ると、氏子まわりも父の亡くなる最後の年について行って飾り付けを覚えたりしながら、父の後ろ姿を見て育ったんだと思う。(上越市史2003 pp.496-497) 18

そもそもこれまでの民俗学において、職業的な神職はほとんど関心の外にいました。民俗学が主たる関心を向けたのは、もっぱら一年間主などといって氏子のなかから指名をうけて一年間だけつとめる臨時の神主 ですからもちろん職業的な神主ではありません だったといってよいでしょう。その神主が村落神社の司祭者であることをこえた職能に踏み込んでいるということでもあれば別ですが、この場合はそういうわけでもありません。そうしたごくありふれた神主という存在を、この民俗誌では家業経営者という視点からとりあげているところに特色があるといえます。

民俗学において職業をとりあげるとき,多くは二つの特色をもっていたと思います。一つはそれがいわゆる第一次産業かせいぜい第二次産業に分類される家内産業であること,もう一つは家に代々伝わる家業であることです。農業や漁業はその典型的な職業であったといえるでしょう。それに対して僧侶や神主などの宗教者は,地域社会に帰属している限り家業としてその職業が代々伝えられていくことが大多数なのですが,従来の民俗学は宗教者に対して家業という性格づけをすることにかなり強いためらいをもっていたように思えます。民間信仰とか民俗宗教といいながらも,宗教者という存在を家業とわりきることに,近代的な感覚から無意識に抵抗していたということなのかもしれません。上の文章はそうしたためらいから一歩踏み出し,家業としての神主が地域社会のなかで生きていくには何が必要なのかということを率直に問い直してみようという発想からでてきたのではないでしょうか。すなわちこれもまた先の屋号の記述と同じく,村落神社の神職という制度的存在がどのような社会的行為を通して現実化しているのか,ということをある特定の神職の述懐を通して描いてみたということになります。

ところで二番目の神職の話は、ある特定の個人にスポットをあてているという点で、ライフヒストリーと名づけられるジャンルとつながってきます。ライフヒストリーの英語原文はlife historyですが、これを日本語に訳せば、生活史と人生史 むしろ個人史と訳されることが普通です との二通りがあります。生活史とは文字どおり生活の歴史ということですから、そう考えてしまえば特別な方法やスタイルはともなわなくてもよいことになります。しかしこの述語から私たちがふつう思

い浮かべるのは後者のほうでしょう。辞典の表現を借りるならば「個人の一生(人生)を個性記述的アプローチによって描いていく」(有末1993a)というものをさします。同じ辞典では,ここで描かれる個人は「類型的側面と個人的側面とを共に含みこんでいる」というふうに特徴づけられるとしています。このようなライフヒストリーの方法は主として社会学において開発されたもので,20世紀のはじめごろから多くの研究が生まれ,1960年代には日本にも導入されるようになりました。その後,ライフストーリーとかオーラルヒストリーなどさまざまなバリエーションを生みながら,社会科学や人文科学に市民権をもとうとしているところだといえましょう。

ライフヒストリーはフィールドワークをもとにする民俗学の研究者たちも大いに関心をよせ、民俗誌においてもその手法をとりこんだ叙述が試みられるようになってきました。神奈川県の『大和市史』(大和市1996)はその一例かと思われます。この民俗誌では全体を3編にわけて構成し、第1編を「暮しの心」、第2編を「暮しの伝承」、第3編を「暮しの変化」としました。その第1編を、市域に生きて暮らしてきた個人の個性的な生き方のなかに民俗を見ようとしているとし、つぎのようにその意図を述べています。

従来からも市町村史民俗編のなかでも,個人史とかライフヒストリーという形で,個人の生活史を描くことは行われてきたが,それは主として優れた技術をもった職人や特別な経験をした宗教者であることが多かったし 記述内容もその人々の行動の軌跡を跡づけるものであった。それに対しここでは,ごく普通に暮してきた農家の人々に重点を置いてその人生を振り返ってもらい,その生き方を記述した。それは外に現れた行為のみでなく,内面的な感覚や感情も把握しようとしている。喜怒哀楽をもって暮してきたその全体をとらえて,その中から大和らしい生き方を考えようとしたものである。(大和市1996 p.10) 19

この第1編「暮しの心」はおよそ80ページにわたっていますから,この種の叙述法を採用した自治体史のなかでもかなり多くをさいているといえ,みずから書いているように,今までの他の市町村では採用されなかった独自の組み立てであることはまちがいないといえましょう。しかしその具体的な記述がどのようであったかということ,それがどのように効果をあげていると言えるかということについて考察する時間はもうありませんので,やむをえず割愛することにします。

また一般論として、民俗学におけるライフヒストリーはどれほどの成功をおさめたかということになると、これも手放しで高い評価を与えることができるとは、残念ながら言いかねるというところが現実かもしれません。その問題に関する検討も別の機会に譲らざるをえません。

# 個性記述と普遍性記述のあわいで

以上,さまざまな民俗誌のスタイルを三つにわけて考察してみました。もちろんこれ以外にもさまざまなバリエーションがありえますし,そこから論じられることも多岐にわたります。しかしこれら三つのスタイルを通してどんなことが見えてくるだろうか,ということを簡単にまとめて講義

を終わることにしましょう。

さて今回の話の論点とはつまるところ,民俗誌において個性記述と普遍性記述という二つのベクトルのバランスをどのようにとるか,ということではなかったかと思います。あるいはもうすこし分かりやすく,見えるものの記述と見えないものの記述の折り合い,と表現することができるかもしれません。ともかくそれらのことをめぐって,さまざまな立場とか主張があり,それがさまざまなスタイルを生み出してきたといえるように思います。

最初にあげた「解説する記述」というスタイルにおいて重視されたのは、その土地の民俗(=個性)を、もっと大きな文化環境(=普遍性)のどこにおさめたらよいのかということでした。もちろんその大きな文化環境なるものがどのようなものであるか、ということが問題になりますが、それは直接には描かれません。それは当然で、あくまで吐喝喇列島という限られた地域の民俗を描くことがこの民俗誌に課せられた任務なのですから、吐喝喇列島の外にある文化にそれほどのエネルギーも紙幅もさけるわけではないのです。そのかわり著者の長年の研究から得られた知見 それは一般に理論と呼ばれ、一定の普遍性を獲得していると見なされます が参照されます。自治体史の主たる読者であるその地域の住民は、自分たちが日ごろなじんでいる、したがって何の変哲もない行為がどのような文化的脈絡のもとにあるのを、きわめて鮮明なかたちで理解することになるでしょう。それは他の地域に暮らしている読者たちにとってもほぼ同じです。また研究者たちでしたら、そのような記述をとおして、その著者が主張している理論がどのようにして成り立つのかということを知ることができ、その理論に対して自分なりの評価を下すことになるでしょう。

二番目の「分析する記述」であげた例ではどうでしょうか。このスタイルでは「歴史」という目に見えない要素を示すわけではなく、土地の人々が行っている行為それ自体について、人々の証言に依拠しながら記述しているのですから、基本的に目新しことはないともいえましょう。にもかかわらず読者に提示しうることがあるとするならば、それはどんなことでしょうか。

第一に,土地の住民と調査者のあいだにおこる情報格差です。あたりまえといえばあたりまえですが,住民はその土地にある自分たちの文化のすべてを知ることはありません。文化や民俗のあらわれかたは人それぞれに異なっているでしょうし,場所によって違うのも当然です。それに対して調査者は,多くの場所をたずね,多くの人にあって,多くのことを知ります。ですから土地の人々はそうした民俗誌を通して,自分たちの民俗についてさえじつに多くを知ることになるでしょう。もっともそれだけでしたら,知らないことを知りえたとか,情報格差などと仰々しいことばで語るというほどのことではないかもしれません。ただもし仮に,調査者が知り得たすべてのことを土地の人も同様に知っている,ということを前提に何かある理論が作られてしまったとするならば,それは重大な誤解に基づくあやまりというほかはないことになります。その危険があるということを,読むものは十分に心得ておかなければなりません。

もう一つはもっと本質的なことです。先ほどの『成田市史』に記述されたつきあいの例にもどりましょう。この地域に住む家々はそれぞれに,本家・分家,近隣,地縁,血縁などさまざまな契機で結びつく家々をもっています。そのような社会関係の範疇を成田市の人びとは,イチマケ,シンセキ,カマス仲,ケイヤク,リョードナリなどなどと呼んでいました。これらはかなりの程度に安

定した関係で、そうした家々の集合はそれぞれにある構造をつくっていると言えます。このなかで 人びとは、どんな時に誰にたいしてどんなふうにふるまうべきか、それぞれの社会関係がどんな仕 組みをもっていて、どんなときに必要とされるのか、等々をよく理解しており、したがって私たち の質問に応じてくわしく説明することができます。聞き手はそうやって説明されたことを、できる だけまちがいのないように書き記していきます。それが叙述の第一段階です。

しかし『成田市史』の書き手としての関心はここで終わりませんでした。人びとは自分の社会のなかでごく普通にふるまい,難なくそれらの関係を別々のものとして使い分けているようにみえました。しかし書き手には,なぜそんなことがなんの苦もなしにできるのか,ということが不思議でならなかったのです。じっさいよその土地からここに婚入してきた女性たちにこれらの関係は複雑きわまりないもので,周囲の家々との間でなすべき習俗を身につけるには大変な苦労をともなうものであったくらいなのです。その疑問に対する書き手の答えは,地域社会というものを,つきあいを実現するための交際システムだと考えることでした。地域社会は住民のさまざまな必要を満たすためにさまざまなシステムをもっているものです。ただしこの点について書き手は直接には述べておりませんが、その一つに「つきあい」があると考えたのです。つまり地域社会で生きていくためには日常的なつきあいが必要不可欠であり,その習熟にかなりのエネルギーを投入することは当然だと認識されていた,という仮説がここでの書き手の視点となりました。

住民にとって,こうした習俗の全体をシステムとしてとらえる視点はないといったほうが自然でしょう。人びとはその時その時の場面に応じて,むかしから伝わってきた生活上の知恵を働かせているにすぎないのであって,地域社会がそのためのシステムをもっているなどと考える必要はないからです。むしろ外部の人間で,しかも当事者になるわけでもない書き手であるからこそ,そのような突き放した見方 客観的と言いかえられます ができるに違いありません。

そこからさらに書き手には、システムを作り上げている内部の構造もまた見えてきました。つまりたった一つの関係だけでそのシステムは組み立てられているのではなく、そのなかに地縁や血縁などさまざまな社会関係のそれぞれが作りだしている構造があり、さらにそれらの複合体として組み立てられているということです。考えてみれば地域社会というのは大変に狭い社会ですから、だれか一人をとりあげても、その人はイチマケの人であったり、シンセキであったり、さらにはケイヤク関係にある人であったり、というように、複数の社会関係が錯綜しているものです。そうした複雑な社会関係をどのように使い分けるか、ということを住民自身は何の苦もなくやってのけますが、外部の書き手にとってはいちいち分析してみなければ理解できないのがふつうでしょう。

こんなふうに総合的な視点と分析的な視点との両方から描くことによって,書き手はこの社会がどのように作られているかをようやく理解できるにちがいありません。それは同時に,当事者の理解とは別の客観的普遍的な理解の方法を手に入れたということにほかならないのです。すなわち分析する叙述とは,構造とその構造の上ではたらく機能®を発見することであり,以上に述べたような書き手の理解の仕方を記述する方法ともいえるのです。

では最後に「描写する叙述」です。個性記述と普遍性記述という論点から考えてみようとするとき,この描写法はもっとも難しい問題をかかえてしまいます。最初にそのことを説明しましょう。

ここでは二つの民俗誌を例にとりあげてみましたが,じつをいえばその目指すところと,それにともなう課題は正反対の方向を向いているといってよいかもしれません。はじめの『中里村史』の場合,そこにみられる叙述方法を他の民俗誌でも維持できるのかということを考えてみてください。いろりの薪に火がついて燃え上がって家のなかに煙が充満していくというありさまは,どの土地をとりあげてみたところで変わりがあるわけではないでしょう。つまりこの細密画のような描写は,徹底した事実の記述ではあるのですが,それはけっして個性の記述にはならず,むしろはじめからどこでも見られる一般的な記述にならざるをえないのです。ですからこのような叙述スタイルから,経験科学として不可欠な個別のデータをどのように見いだしていくことができるのか,という問題が浮上してきてしまいます。

いっぽう『上越市史』にみられる二つの叙述は、あきらかに一般性のほうは向いていません。できるかぎり個別の事例描写に徹底しようとしているかのように見えます。ですから誰かが屋号をどのように学びとろうが、神主さんが父親に対してどのような思いを持とうが、それはその人だけの問題にすぎないと言われてしまえばそのとおりには違いないのです。したがってここに生ずる問題は、個々の事例の提示からどのようにして普遍性を見とおす視点への経路をみつけてくることができるのか、ということになることでしょう。

そういうことを確認したうえで、ではどういう対処の方法がありうるかということを考えてみなければなりません。後者の『上越市史』の場合でしたら、かなり明確に姿勢は打ち出されていたように思います。それは同時に社会をみることでした。単に屋号を覚えていたとか身につけたとかいうだけでなく、屋号による家の指示がどのような場面でなされ、それが家族や社会の生活のなかでどのような意味を持つのか、ということに対する関心が、屋号に関する叙述のもう一つの柱になっていました。また神主さんの個人史的描写においても同様でした。その神主さんは父親の姿を参照枠組みとしながらも、いっぽうで自分は今日の状況のなかでどのようにふるまっていくべきか、ということへの深い省察がなされていたように思います。

描写に際しての,このような視点は確実にその射程を伸ばしてくれるにちがいありません。人があることをめぐって他の人に働きかけると,それをうけた反作用があり,というふうにして人びとの行為とか,行為の集合体である習俗というものは作られていくのでしょう。さらには社会それ自体もそうしたやりとりの延長上に形成されるのです。ただ個人史的叙述のなかに社会という要素をどのように組み込んでいくかという問題は,それほどたやすくはありません。そもそも個人史を生

<sup>20</sup> 機能という日本語を英語にもどすならばfunctionという。そしてfunctionのもう一つの日本語訳は関数である。であるならば機能という概念を、関数概念を利用して再定義することができるはずであろう。現代的に数学における関数とは写像(map)の一種とみなされる。写像とは二つの集合があったとき、一方の集合の元(要素)に他方の集合の元を対応させる対応関係をいう。そして写像の二つの集合が数であるとき、それを関数と呼ぶ。このような考え方にしたがえば、構造機能分析における機能とは、 構造と当該の社会や文化に含まれるあらゆる事象との対応、あるいは ある構造から別の構造への対応関係、というふうに定義できるであろう。徳安彰が機能という概念について「狭義には、システム全体について設定された目的に対する貢献」、「広義には、要素や下位システムの作用を、他の要素や下位システムについて設定される目的に対する貢献」、(徳安1993)と定義したのは、上記の および にそれぞれ相当するといえよう。

活史とかlife historyという用語で学問のなかに取り入れたのは,さきほども言ったように社会学でした。したがってこの手法に関する議論も,民俗学よりは社会学において進んでいます。そこにはたとえば三角測量的手法<sup>21</sup>,雪ダルマ式手法<sup>22</sup>,羅生門式手法<sup>23</sup>などが提唱されているといいますが,それらの方法を含めた民俗誌の叙述法についての検討がなされなければならないのです。

ではもう一つの『中里村史』でみたような細密画的手法においては、一般論としてどのような可能性があるでしょうか。じつのところこちらに関して、私にもよい考えがありません。ただここで思いおこすことができたのは、柳田国男の『明治大正史 世相編』でした。この本のなかで柳田は、民衆の生活のなかに木綿とか紙障子などが入ってきたとき、単に生活の手法がかわったというだけでなく、人の触感だとか色彩感覚にどんな影響があったのか、といったことにまで注意をはらった一文があります。つまり時代の違いといった要素を加えることによって、単なる細密画としての驚きを超える普遍性の獲得が可能になるかもしれません。せっかく屋内の描写を読んだばかりですので、やはり屋内の変化について書いたものを例にとることにしましょう。商品経済の浸透により、ごくふつうの農家でも紙の障子をそなえることができるようになったという指摘に続く文章です。

家が明るくなったといふことは、予想以上の色々の結果を齎した。第一には壁や天井の薄ぎたなさが眼について、知らず知らずに之を見よくしようといふ心持の起こつて来たことである。障子に日の影の一ぱいに指す光は、初めて経験した者には偉大な印象であつたに相違ない。ちゃうど同じ頃から勝手元の食器類に、白く輝くものが追々に入つてきたことは、必ず相映発する所があつたらうと思ふ。所謂白木の合子の清いのは最初の一度だけであつた。始めて染まったものは永久のしみになって残つた。粗末でも塗物の拭うて元にかへるものを農家が使はうとしたのも同じ刺激からであらう。(柳田1931 pp.77-78) 24

庶民の生活上の変化は、火というものをめぐっても大きくかわったのはもちろんです。 石油がはいり、ガスがはいり、さらにそこに電気という熱源が加わってくることにより、生活手法はかわってきます。 それがどうかわったのかは人により場所によってもちろん違いますから、そこに土地の個性が現われ、他との比較が可能になるでしょう。 普遍性の表現への一つの道筋です。またそれだ

<sup>21</sup> 特定の対象を研究するのに、多元的な方法を利用する調査方法論上の戦略形態、とされる(桜井厚1993)

<sup>22</sup> 最初にインタビューした人から次に彼の友人に,さらにまた友人にとインタビューの輪を広げていって, 雪だるまを作っていくようにして,ライフ・ストーリーを重ねあわせていくやりかた,と解説される。た だし単なる事実の積み重ねでなく,そこから釈迦構造的諸関係の規則性を抽出しようとしている点が強調 される(有末1993b)。

<sup>23</sup> 家族の各構成員の長い詳しい自伝を通して、その家族を各メンバー一人ひとりの目を通してとらえるアプローチとされる。家族生活における同一の事件を、個人個人の立場から独自に説明するという個人生活史的調査手法である点に特徴があるとされる(有末1993c)。

<sup>24</sup> この文章が民俗誌叙述という目的をもっていたわけでなかったのは周知のとおりであるが,同様の方向での関心はたとえば『木綿以前の事』(柳田1939)などにおいてもしばしば主題化されるところであった。そればかりでなく初期の民俗学者たちの間にも,ある程度の広がりをもってうかがえる傾向であったようにさえ思える。このように繊細な感性のあり方にまで書き手の関心を向けることが,今日のきわめて機能的な民俗誌においてどこまで可能なのか,といわれれば大きな限界を感じざるをえない。しかしそれだからこそ民俗誌表現の一つの方向として,試みられる価値があるのではないかと考えたいのである。

けでなく、生活感覚はどのようにかわってきたのかということに関しても、書き手の感性をとぎすますことによって何かが表現できるかも知れません。民俗という概念のなかに感覚とか心情とかいったレベルのものまで含まれるのならば、民俗誌にそうした叙述があってもよいのだろうと、私は思います。それは書き手の感性にかかってくることですから、私自身にさえそんな能力があるとはとうてい思えませんが、いっぽうで民俗誌の叙述に限りない可能性が生まれてくるにちがいないと私は考えているのです。

## 文献およびWebpage

麻生町史編さん委員会2001『麻生町史』茨城県行方郡麻生町(現行方市)

有末賢1993a「生活史」森岡清美ほか編『新社会学辞典』有斐閣

有末賢1993b「雪ダルマ式手法」森岡清美ほか編『新社会学辞典』有斐閣

有末賢1993c「羅生門式手法」森岡清美ほか編『新社会学辞典』有斐閣

宇田哲雄2000「屋号」福田アジオほか編『日本民俗大辞典 下』吉川弘文館

菊池暁2003「帝国の『不在』:日本の植民地人類学をめぐる覚書」山本有造編『帝国の研究:原理・類型・関係』名古屋大学出版会

桜井厚1993「三角測量的手法」森岡清美ほか編『新社会学辞典』有斐閣

佐野市史編さん委員会1975『佐野市史』栃木県佐野市

上越市史編さん委員会2003『上越市史 通史編7 民俗』新潟県上越市

真野俊和2006a「人文学の基本システム 講義録『民俗学概説』第1講 」筑波大学地域研究研究 科編『地域研究』26

https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/dspace/handle/2241/13896

真野俊和2006b「フィールドの発見 講義録『民俗学概説』第2講 」筑波大学地域研究研究科編 『地域研究』27

https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/dspace/handle/2241/13888

真野俊和2007a「民俗学のデザイン 講義録『民俗学概説』第3講 」筑波大学人文社会科学研究 科歴史・人類学専攻『歴史人類』35

https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/dspace/handle/2241/88697

真野俊和2007b「ホモ・フォークロリカスのゆくえ 講義録『民俗学概説』第4講 」筑波大学地域研究研究科編『地域研究』28

https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/dspace/handle/2241/91404

真野俊和2008「『定義する』ことは可能か 講義録『民俗学概説』第5講 」筑波大学人文社会科 学研究科歴史・人類学専攻『歴史人類』36

https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/dspace/handle/2241/98486

千葉県史料研究財団1999『千葉県の歴史 別編 民俗 (総論)』千葉県

徳安彰1993「機能」森岡清美ほか編『新社会学辞典』有斐閣

十島村誌編集委員会1995『十島村誌』鹿児島県鹿児島郡十島村

中里村史専門委員会1989『中里村史』新潟県中魚沼郡中里村(現十日町市)史編さん委員会

成田市史編さん委員会1982『成田市史 民俗編』千葉県成田市

福田アジオ1974「民俗学における比較の役割」日本民俗学会編『日本民俗学』91(福田1984『日本 民俗学方法論序説』(弘文堂)の第2篇第2章「重出立証法」の一部として再録された。引用 はこの福田1984によった)

福田アジオ1976「民俗学」児玉幸多・林英夫・芳賀登編『地方史の思想と課題』柏書房(福田1984 『日本民俗学方法論序説』(弘文堂)の第1篇第4章「民俗学の方法と地方史」に再録された。 引用はこの福田1984によった)

柳田国男1930『蝸牛考』刀江書院(『底本柳田国男集』18筑摩書房)

柳田国男1931『明治大正史 世相編』朝日新聞社(引用は,1967年平凡社版(東洋文庫)による) 柳田国男1939『木綿以前の事』創元社

大和市1996『大和市史 8(下) 別編 民俗』神奈川県大和市

四日市市1995『四日市市史 第5巻 史料編民俗』三重県四日市市

渡邊欣雄1999「個別分析法」福田アジオほか編『日本民俗大辞典 上』吉川弘文館

マリノフスキーMalinowski 1922 "Argonauts of the Western Pacific" (泉靖一編訳1967『西大西洋の遠洋航海者』『世界の名著 (59) マリノフスキー / レヴィ=ストロース』中央公論社)

ラドクリフ = ブラウンRadcliffe-Brown 1922 "The Andaman Islanders"

田嶋 徹online: http://www.bigakko.jp/saimitsu.htm 最新アクセス: 2007/11/26

野中一二online: http://www.nonaka12.com/gikai/hokuriku2004-3.htm 最新アクセス: 2007/11/26

# アメリカ合衆国における福祉国家の再編と市民権

- 1996年福祉改革法の移民への影響 -

Restructuring of Welfare State and Citizenship in the United States

- The Welfare Reform of 1996 and Immigrants -

# 佐 藤 千登勢

SATO Chitose

This article examines the impact of the Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act (PRWORA) on welfare participation of immigrants in the United States. In August 1996 President Bill Clinton signed the PRWORA which transformed the federal entitlement program of the Aid to Families with Dependent Children (AFDC) into the Temporary Assistance to Needy Families (TANF). The act introduced a new state-run, block-grant program to end the guarantee of a safety net for low-income families with children. The purpose of the law was to encourage recipients to get a job and leave welfare within two years.

One of the most controversial aspects of the PROWA lay in the fact that it restricted the eligibility of immigrants in federally funded welfare programs during their first five years of residence in the United States. Since, before the enactment, legal immigrants had enjoyed access to welfare benefits that was almost equal to citizens, this change marked a turning point in social welfare policy which had started in the 1930s. In addition to citizenship status, the timing of arrival in the United States became another criterion of eligibility. Immigrants entering after the date of the passage of the act were ineligible for federally funded benefits during their first five years in the United States. It was entirely up to the state governments to decide whether they would spend their own funding on benefits to immigrants who were ineligible for federal programs.

The State of California, which was a home to nearly 30 percent of the nation's

<sup>\*</sup> 本稿は第41回アメリカ学会年次大会のシンポジウム「アメリカにおける『公』を問い直す」(2007年6月9日,於立教大学)での報告に大幅な加筆・修正を行ったものである。当日,たいへん貴重なコメントをくださった方々に,この場を借りてお礼申し上げたい。

immigrants, chose to offer generous welfare benefits out of its own budget for immigrants ineligible for federally funded programs under the PROWA. In August 1997, State Governor Pete Wilson, by signing the California Work Opportunity and Responsibility to Kids Act (CalWORKs), guaranteed some of the most generous benefits for immigrants. While along the line of PROWA, CalWORKs adopted a Work First approach to move people from welfare to work, it spent a large amount of money on child care programs as well as ESL, general equivalency diplomas, and vocational training to encourage recipients to get jobs and leave welfare. However, according to several researches conducted among immigrant women in California, most of them still found it difficult to lift themselves out of poverty because of their limited English proficiency and little work experience. Even if they found a job through the Work First program, most of the jobs were low-waged and contingent. In addition, quite a few immigrant women lacked accurate information about CalWORKs and misunderstood the eligibility of benefits. That many immigrant families were composed of non-citizen parents and citizen children tended to make the eligibility complicated and cause a persistent lack of understanding about CalWORKs.

Since the PROWA drew an important distinction between citizen and non-citizen status in eligibility for welfare, it highlighted the strong linkage between citizenship and social rights in the United States. After its enactment, there was a dramatic increase in naturalization applications. The surge in naturalization could also be attributed to an increase in population eligible to naturalize as a result of the amnesty program of the Immigration Reform and Control Act of 1986. State governments played an active role in encouraging immigrants to naturalize, so that they could shift the financial burden of state-funded welfare programs to the federal government. Coincidentally constitutional amendments that recognized dual nationality in several Latin American countries including Mexico also gave immigrants an impetus to naturalize in the United States.

# はじめに

1990年代の民主党政権による福祉改革は、1992年の大統領選挙戦でビル・クリントンが福祉改革を公約の一つとして掲げ、セーフティー・ネットの見直しを約束したことに始まった。クリントンは1993年1月に政権に就いたが、民主党が議会の多数を占めていた最初の2年間は福祉改革への抵抗が強く、主導権を握ることはできなかった。その後、1994年の中間選挙で共和党が大きく躍進し上下院の多数を握ると、「アメリカとの契約」に掲げられていた抜本的な福祉改革へ向けた動きが共和党の保守派を中心に本格化した。翌年、共和党は二度にわたり福祉改革法案を通過させたが、行き過ぎた福祉削減であるという理由でクリントンによって拒否権が発動され、いずれも成立には至

らなかった。しかし大統領選挙を間近に控えた1996年8月に3度目の法案が議会を通過すると,福祉改革に取り組む姿勢を国民にアピールする必要に迫られていたクリントンはついに法案に署名し,個人責任と就労機会調整法(Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act: PRWORA 以下,福祉改革法とよぶ)が成立した。

同法は全部で9条から成り,その中心的な改革は1935年の社会保障法の制定以来,連邦政府の公的扶助として子供のいる貧困家庭へ給付されてきた要扶養児童家族扶助(Aid to Families with Dependent Children: AFDC)を廃止し,それに代わるものとして貧困家庭への一時的扶助(Temporary Assistance for Needy Families: TANF)を新たに導入したことであった。TANFは受給を生涯で最長5年に制限し,受給開始から2年以内に就業することを義務付けており,いわゆるワークフェアを徹底することによって,受給者数を大幅に削減することを目指した。また福祉改革法には保育制度の充実とならんで,結婚を奨励したり,離婚した父親から強制的に養育費を徴収したり,婚外子を減らすための対策も盛り込まれ,受給者の多くを占めるシングルマザーの生活を厳しく規制していく姿勢が前面に打ち出された。

こうした就労や「健全な」家庭生活の重視に加えて、福祉改革法がこれまでのアメリカにおける福祉政策を大きく転換したとされる所以は、「個人のエンタイトルメントの否定」という規定にあった。同法には「TANFとして連邦補助金を受ける州のプログラムについて、いかなる個人または家族に対し給付を受ける権利を与えるものではない」ことが明記されている。エンタイトルメントとは「制定法で定められた一定の要件を満たす限り受給資格が認められる」ことを意味し、AFDCでは連邦から州へオープンエンド型のマッチング方式の補助金で財源が提供され、補助金の上限が定められていなかったため、受給資格が認められれば誰でもAFDCを受給することができた。それに対し、TANFでは連邦から州へ包括(ブロック方式)補助金が交付されるが、その額には上限が設けられ、受給要件を満たしていてもすべての人が給付を受けられるわけではなくなった。このようにエンタイトルメントを否定する条項が設けられたことにより、福祉改革法は、それまで社会的な権利として国民に広く保障されてきた福祉を終焉させた(Public Law 104-193, Part A, Section 401 (b))。

さらに同法はTANFだけでなく、補足的保障所得(Supplemental Security Income: SSI)、フードスタンプ、メディケイドなどの受給者を減らし、福祉関連の予算を大幅に削減するために、市民権の有無や在留資格、合衆国への入国の時期などによって、移民の受給資格を厳しく制限した。同法の制定以前は、合衆国に合法的に居住する移民はアメリカ市民とほぼ同一の条件で福祉を受給することができ、こうした変更はそれまでの合衆国の福祉政策からの大きな転換となった。移民への福祉の制限はまた、合衆国の移民政策の変化とも密接に関わりあっており、福祉改革法の成立から約1ヵ月後には、国境警備の強化や不法移民に対する罰則強化を定めた不法移民改革・移民責任法(Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act: IIRIRA)が成立した。

本稿の目的は,こうした合衆国における福祉国家の再編が移民にどのような影響を及ぼし,福祉と市民権をめぐる問題がいかに変化しているのかを考察することにある。第 節では,1996年福祉改革法の移民に関する条項を詳しく検討し,福祉改革をめぐる議論の中で移民への福祉給付がいか

なる理由で制限されるに至ったのかを明らかにする。第 節では,今日最も多くの移民を受け入れているカリフォルニア州を事例として取り上げ,福祉改革法の制定後同州で施行されている CalWORKs (California Work Opportunity and Responsibility to Kids Act)の実態と問題点を探る。さらに第 節では,福祉改革と市民権の問題を,特に福祉受給と帰化の関連に焦点を当てながら検討していく。

# 1996年福祉改革法と移民

1996年福祉改革法の第4条には「外国人に対する福祉・公的給付の制限」という項目が設けられ、様々な福祉プログラムの受給資格が市民権の有無や渡米の時期によって細かく分類されている。その冒頭には、移民と福祉に関する政府の基本的な指針が述べられており、移民への福祉給付を制限することの正当性が説かれている。それによるとまず合衆国の移民法は建国以来、移民の「自助」を原則としており、移民は自らの能力や家族・身元引受人の資力を頼りにすべきであり、決して福祉を受給できることが合衆国への移住の動機になってはならないとしてきた。しかしこうした原則にもかかわらず近年、渡米後に福祉を受給する移民が増え続けており、今後それを抑制するには、移民の自活を促すような福祉改革を断行する必要があるとしている(Public Law 104-193, Title IV)。

	SSI	フードスタンプ	メディケイド	TANF
法の成立前に入国した移民	有	有	州が決定	州が決定
法の成立後に入国した移民	無	最初の5年間は無	最初の5年間は無	最初の5年間は無
			その後は州が決定	その後は州が決定
不法移民	無	無	救急医療のみ	無

表 1 1996年福祉改革法の下での移民の受給資格

(出典: Public Law 104-193)

第4条の具体的な内容は以下の通りである。表1に見られるように,福祉改革法の成立以前から合衆国に合法的に居住している移民に対して,SSIとフードスタンプはこれまで通り給付されるが,連邦の補助金を用いてTANFとメディケイドを給付するか否かは各州の判断に委ねられることになった。これには免除規定があり,次の2つのグループが除外されている。ひとつは合衆国ですでに10年以上働いている合法移民とその配偶者,18歳未満の子供であり,もうひとつは現役の米軍兵士,ないしは過去に兵役に就いた経験のある合法移民とその家族である。これらの人々にはTANF,メディケイド,SSI,フードスタンプの受給資格があるものとされた。さらにこれとは別枠の措置として,1980年難民法によって認定された難民には渡米後,最初の5年間はTANFの受給資格が与えられ,その後,受給を継続するか否かは各州が決定するものとされた(Public Law 104-193, Title IV; Singer 2004: 24; Fix, Zimmermann 2004: 340-341)。

福祉改革法の下で最も厳しく福祉を制限されたのは、同法の成立後に合衆国へ入国した合法移民と不法移民であった。まず同法の成立後に入国した合法移民に対しては滞在期間が5年に達するまで、TANFとメディケイドの受給資格は与えられないことが明記され、滞在が5年を経過した後、TANFとメディケイドを給付するか否かは各州の判断に委ねられることになった。またフードスタ

ンプとSSIに関しても子供と障害者を除いて,渡米後最初の5年間は受給することができないことが定められた。不法移民に対しては,緊急時の医療に対するメディケイドを除いて,いかなる福祉も給付しないが,親が不法移民であってもアメリカ生まれの子供に受給資格があれば給付を行うとされた(Public Law 104-193, Title IV; Singer 2004: 23-24; Borjas 2001: 374, Table 14-1)。

さらに同法では移民への福祉給付を制限するために「見なし措置」(deeming)と呼ばれる規定が強化された。同法の制定以前にも通常,移民が渡米する際,身元引受人(市民権か永住権を持つ者に限られる)を選定し,入国後3年間は身元引受人が当該移民に対し生活上の責任を負うことが定められていたが,同法の下では移民が帰化するか10年間合衆国で働き続けるまで身元引受人が経済的な責任を負う旨を宣誓供述しなければならなくなった。また同法では身元引受人になるには,連邦政府が定める貧困線の125%の収入がなければならないとされ,「見なし措置」という名称が示しているように,移民が福祉を申請する場合には,受給資格の審査に際して移民本人の収入だけでなく身元引受人の収入も勘案されるようになった(Public Law 104-193, Title IV, Subtitle C; Public Law 104-208, Subtitle C, Sec. 551; Fix, Zimmermann 2004: 340) %。

こうした措置は渡米後,移民が経済的な困窮に陥った場合,身元保証人がまず生活の面倒を見る 義務があることを明確にし 移民を福祉の受給申請から可能な限り遠ざけることを目的としている。 このような変更の背後には,合衆国に定住している家族や親族が身元引受人となり,合衆国へ呼び 寄せられる移民が1995年には全体の77%を占めていたという事情があるが,これは1965年移民法以 降合衆国の移民政策の柱となっている「家族の再結合」という枠の運用を厳しく制限することを意 味していた(Schneider 2000: 264)。

移民への福祉の制限を正当化する議論としては、19世紀末から連邦法で規定されながらも、近年まで形骸化していた「パブリック・チャージ」(public charge)という概念を援用したものがある。合衆国では自力で生計を立てることができず社会に依存する者を「パブリック・チャージ」と見なし、そうした状態になる可能性の高い移民の入国を拒むことができる法律が植民地時代からあり、連邦レベルでは1882年移民法で明文化された。「パブリック・チャージ」は入国やビザの申請時に審査基準のひとつとされるとともに、入国後「パブリック・チャージ」となった者は、渡米後の事故や病気により働けなくなったことを証明しない限り強制退去させることができる。これは合衆国にとって「好ましくない」移民の入国を阻止することを目的としており、移民は渡米後、懸命に働いて自活し、社会に貢献すべきであるという発想に基づいている(Edwards 2001: 2-3)。

しかしこうした規定は移民法に明文化されているにもかかわらず,現実には近年までほとんど形骸化していた。1981年から1990年の間にビザの申請時に「パブリック・チャージ」になる可能性が高いという理由で却下されたものは全体の約10%にすぎず,実際に「パブリック・チャージ」を理由に入国後,強制送還された者はこの間わずか12人しかいなかった(Edward 2001: 2-4; Borjas 2001: 371)。

<sup>1 1996</sup>年の貧困線は4人家族で15,600ドルなので,その125%は19,500ドルとなる。身元引受人は貧困線の125%以上の所得がなければならないとする条項は,福祉改革法への追加規定としてIIRIRAで明文化された。

だが1996年福祉改革法の施行後は,主としてTANFとSSIの受給が「パブリック・チャージ」と判断される要件のひとつとされるようになり,「パブリック・チャージ」の定義が以前よりも具体的なものになった。無論,TANFやSSIの受給以外にも当該移民の年齢や健康状態,家族,経済状況,教育,職能など様々な要因を総合的に判断して「パブリック・チャージ」であるか否かの決定がなされるため,TANFやSSIを受給するだけで直ちに「パブリック・チャージ」と見なされるわけではない。しかしこれまでほとんど実効力を持たなかった規定が突如,運用されるようになったことは,移民を福祉申請から遠ざけるのに十分な効果があった(U.S. Citizenship and Immigration Services 1999: 2-3)。

またこれまで州や地方の福祉行政機関が受給者に関する情報を移民帰化局に提供することは,社会保障法によって禁じられていたが,福祉改革法ではこうした情報提供が可能になった。そのため多くの移民が福祉を受給すると,将来,ビザを更新したり帰化申請をしたり,家族や親族を合衆国へ呼び寄せたりする際に不利になるではないかという疑念を抱くようになった(Public Law 104-193, Title IV, Subtitle D, Sec. 434)。

移民の福祉受給に関して「パブリック・チャージ」という概念を援用する考え方は,福祉改革法の法案提出者であるE・クレイ・ショー・ジュニア下院議員(共和党,フロリダ)によって早くから提唱されていた。ショーは1994年に『タイム』誌の取材に答えて,「疲れた人,貧しい人を私のもとへ連れてきなさい」という「自由の女神の台座に刻まれた言葉は,福祉というものが生れる前に書かれ」たのであり,今日「この国へ来る人々は働くために来ているのだ。…施しがこの国へ人々を引き付ける磁石となってはならない」と述べている(Lacayo 1994)。ショーは法案の提出に際して「パブリック・チャージ」の現実的な運用を提唱しており,「合衆国に来て勤勉に働かない外国人への福祉給付を終わらせることは,わが国の伝統的な政策を適用する」だけのことであると主張した(Shaw, Smith 1997: A19)。

このように福祉改革法は,在留資格などではなく,市民権の有無や入国の時期によって受給資格に差を設け,以前は不法移民にのみ適用されていた受給資格に関する制限を多くの合法移民にも拡大することになった。同法の制定以前には合法移民はアメリカ市民とほとんど同じ条件でAFDCを初めとする公的扶助を受給することができ,市民権の有無を理由に,州がAFDCなどの給付を制限することは禁じられていた。これは1971年に最高裁がグラハム対リチャードソン判決で,非市民への福祉給付に関して15年の居住要件を課していたアリゾナ州法と福祉給付を市民に限定していたペンシルヴァニア州法を,憲法修正第14条に違反すると判断したことに基づいていた(403 U.S. 365)。1996年福祉改革法が定めた市民権の有無に基づく受給資格は,こうしたそれまでの合衆国の福祉政策からの大きな転換となった。

こうした変化の背景には1990年代の急速な移民の増加があり、それに対する国民の間での反移民感情の高まりがあった。外国生まれの者の数は1990年から1996年の間に1,977万人から2,456万人へと増加している(Bureau of Census 1996)。また移民の福祉受給率の変化を見ると、1970年にはわずかではあるが移民はアメリカ人よりも福祉受給率が低く、1980年代には両者の間にほとんど差はなかったが、1990年になると移民が9.1%、アメリカ生れの者が7.4%となり、移民の方が福祉受給率

が高くなっている<sup>2</sup>。特に移民の受給率が高いとされているのはSSIであり,1984年から1995年の間に非市民の受給者数は18万1,100人から78万5,400人へと増加し,SSI受給者に非市民が占める割合はこの間4.5%から12%へと上昇した(Haskins 2006: 358)。

移民の福祉受給率が増加しており、給付を制限すべきだという議論は1990年代初めから共和党を中心に展開され、1990年代半ばには民主党からもそれに同調する議員が出てきた。そこで繰り返し主張されたのは、移民は帰化して市民権を獲得するまで、福祉の受給資格を与えられるべきではないという考え方であった。合衆国の移民政策の根幹は移民に対し母国では得られないような経済的機会を提供することにあり、市場経済の中で就労し生活していく際に必然的に発生するリスクは移民自身が負うべきであり、国民が支払う税金で移民に福祉を給付する必要はないという論理である(Haskins 2006: 359)。

こうした見方に対し、多くの移民を抱える州から選出されている議員からは、福祉改革法案の審議過程で厳しい反対意見が出された。それらの議員の主張は、移民への福祉制限を人道的な立場から非難するというよりも、福祉改革法の制定によって生じる州の財政的な負担増を懸念して異論を唱えるというものであった。なかでもカリフォルニア州選出の上院議員であるバーバラ・ボクサー(民主党)とダイアン・フェインスタイン(民主党)は、移民に対し連邦政府がこれまで財源を負担してきた福祉を制限すると、特定の州へ福祉のコストが大幅に移転されることになるとして法案の第4条の大半の規定に反対した。

ボクサーによると福祉改革法が成立すると、今後6年間にわたり600億ドルの予算が削減されると見込まれるが、この約3分の1は合法移民への給付を制限することから生じる。現在、カリフォルニア州には全米の合法移民の40%が暮らしており、単純に計算しても、同法の成立後、以前と同水準の福祉を継続するには、州が240億ドルを新たに負担しなければならなくなると述べた(Congressional Record, Senate, July 23, 1996: S. 8524)。またフェンスタインも1994年に同州でAFDCを受給している人のうち15.4%が非市民であり、その数は39万人に上る。全米でSSIとAFDCを受給している合法的な移民の52%が同州に住んでいるが、福祉改革法が成立すると、最も移民が多い口サンゼルス郡は5億ドルの負担を負うことになるとした(Congressional Record, Senate, July 23, 1996: S. 8527)。こうした膨大な財政負担への懸念から、両議員は共同で上院に修正案を出し、すでに合衆国に居住している移民には現在受給している福祉を継続させ、「ゲームのルールを変えない」よう求めた。その一方で、両議員はこれから合衆国へ移民する人々に法案の規定が適用されることには反対しなかった。しかしこの修正案は上院で否決され、両議員は最終的に福祉改革法案に反対票を投じた(U.S. Senate Roll Call Votes 104<sup>th</sup> Congress 2<sup>thl</sup> Session, H.R. 3734)。

こうした移民の多い州から選出された民主党の議員の声や移民団体からの抗議に呼応して,クリントンは法案への署名時に,同法の移民に関連する部分を早期に修正することを明言した(Public Papers of the Presidents of the United States 1996: 1329)。クリントンがその後実際に行った改正は,

<sup>2)</sup> この統計には難民も含まれており,難民を除くと就労年齢にある移民の福祉受給率はアメリカ人よりも低いという見方もある。

主にSSI,フードスタンプ,メディケイドの受給資格に関するものであった。まず1997年予算均衡法によって、1996年福祉改革法の成立以前から合衆国に合法的に居住している移民で、すでにSSIを受給している者に対し受給の継続を認めるとともに、SSIの受給者である限りメディケイドも受給できるようにした。また1998年には農業調査・拡張・教育法が制定され、福祉改革法の成立以前から合法的に居住している移民の子供や高齢の移民、障害を持つ移民で、立法以前にフードスタンプを受給していた者に対し給付を回復した。さらに同法は難民がフードスタンプを受給できる期間を5年から7年へと延長した。その後ブッシュ政権期の2002年には農場保障・僻地投資法が制定され、少なくとも5年間合法的に合衆国に居住している移民の子供や難民に対し、フードスタンプを給付できるようにした。しかしクリントン政権期にもブッシュ政権期にもTANFに関する大きな修正は行われず、連邦レベルでは移民のTANF受給は厳しく制限されたままになっている(Singer 2004: 27-28; Fix, Zimmermann 2004: 337; Clarke 2004: 154 )。

# カリフォルニア州の対応とCalWORKs

前節で見たように1996年福祉改革法の制定以前から合衆国に居住している移民に対し,TANFを 給付するか否かを決定する権限は州政府に与えられ,各州は独自の判断を迫られるようになった。これまでのところ人道的な配慮から50州すべてとワシントンDCが,立法以前から合衆国に合法的 に居住している移民に対しTANFの給付を継続している。また各州はTANFの受給資格のない移民 に対し,独自の財源を用いて代替的な公的扶助を給付するかどうか決めることを求められているが,これについても当初から19州が,TANFの受給資格のない移民にも合衆国に居住している期間が5年に達するまでの間の移行的な措置として公的扶助を給付している。さらにいくつかの州では 移民に対し独自の財源による医療保険やフードスタンプが給付されている(Zimmermann, Tumlin 1999: 59-60)。

こうした各州の対応を移民の多い州を中心にまとめたものが表2であり,なかでもカリフォルニア州が移民に対し最も寛容な対応をしていることは注目に値する。TANFのみならず,フードスタ

	フードスタンプの	入国後最初の	入国後最初の	SSIの
	代替プログラム	5 年間のTANF	5年間のメディケイド	代替プログラム
カリフォルニア				
ニューヨーク				
テキサス				
フロリダ				
ニュージャージー				
イリノイ				
アリゾナ				
マサチューセッツ				
メリーランド				
ヴァージニア				

表 2 各州の対応

(出典: Wendy Zimmermann, Karen C. Tumlin, Patchwork Policies, 1999, Table 4より抜粋)

ンプ,メディケイド,SSIのすべてにおいて州で独自の「代替プログラム」を導入しているのはカリフォルニア州とメイン州だけである。カリフォルニア州では1996年には州人口の18.8%が非市民であり,全米の外国生まれの者の32.6%がカリフォルニア州に居住していた。また同州の貧困者の33.7%は非市民であり,移民が同州のTANF受給者の約3分の1を占めていた(Zimmermann,Tumlin 1999: 56,58)。こうした同州の対応は合法的な移民には寛大な福祉を給付し,不法移民には給付を厳しく制限するという方針を明確にしたものである。これは1994年の住民提案187号に見られたような州民の反移民感情に一定の理解を示し,不法移民には厳しい態度を取る一方で,合法的な移民で福祉の受給資格がある者には充実したセーフティー・ネットを保証することによって,ヒスパニック系をはじめとするマイノリティ有権者の反発を招かないよう配慮した政策であるといえよう。

カリフォルニア州では1997年8月にピート・ウィルソン知事がCalWORKsに署名し、翌年からTANFのカリフォルニア版として施行が開始された。CalWORKsの運営は主に郡政府に任されているため、地域により若干の違いはあるが、全般的に給付水準は高く、1ヶ月の最高給付額は子供が3人いる家庭で565ドル(1998年1月)となっており全米第5位である³)(Zimmermann, Tumlin 1999: 88; Montgomery 2002: 25)。またCalWORKsでは収入の最初の225ドルまでは給付額が減額されず、それ以降は1ドルの所得につき0.5ドル減額されるようになっており、就労との関係でも全米で最も優遇されている(Coe et. al. 1998: 3)。

TANFと同様, CalWORKsでも生涯の受給可能年数は最長5年とされ,それを越えると成人の給付は停止されるが,CalWORKsでは子供に対する給付は継続される(Zimmermann, Tumlin 1999: 90)。 さらに現金給付以外に提供される保育サービス,通勤のための交通費補助,教育や職業訓練,アルコール・麻薬乱用・メンタルヘルス・家庭内暴力の治療プログラムなどに関しても,TANFよりも柔軟性のあるプログラムがCalWORKsでは導入されている(久本 2005: 74)。

CalWORKsでは現金給付よりも就労支援につながるサービスが大きな比重を占め、なかでも保育サービスに対する支出の増加が顕著である。表3に見られるように1993年から1994年は現金給付がAFDCの支出全体の約80%を占めていたが、2003年から2004年にはCalWORKsの現金給付は55%程度に留まり、その代わりに保育サービスへの支出が35%へと上昇している(Legislative Analyst's Office 2005: 1)。このようにCalWORKsでは福祉イコール現金給付という等式が崩れつつあり、就労支援、特に保育サービスへと重点が移行していることがわかる。CalWORKsの保育サービスは主に民間部門で提供されるため、予算の多くが直接受給者にではなく民間部門へまず支出され、そこからサービスとして受給者へ提供されるようになっている。また移民との関連では、外国人である親への直接的な現金給付が減り、アメリカ生まれで市民権を持つ者が多い子供へのサービスへと比重が移っていることを意味している。

このように移民への福祉をめぐり,カリフォルニア州は先駆的な対応をしているが,現行のシス

<sup>3)</sup> アラスカ,ヴァーモント,コネチカット,ニューヨークに次ぐ。さらに2000年の統計ではアラスカ,コネチカット,ハワイ,ニューヨーク,ヴァーモントに次いで第6位となっている。

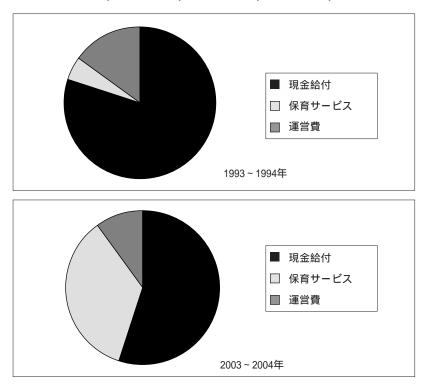


表 3 AFDC (1993~1994年) とCalWORKs (2003~2004年)の支出内訳

(出典: Legislative Analyst's Office, CalWORKs Program Overview Hearing, March 9, 2005, p.1)

テムがすべてうまく機能しているわけでは決してない。CalWORKsの重要な問題点を指摘している調査として、ERA(Equal Rights Advocates)が1998年にカリフォルニア州サンタクララ郡で150人のメキシコ系とヴェトナム系の移民女性を対象に行った聞き取りがある。この調査の対象は、市民権を持たない75人のメキシコ系の女性と75人のヴェトナム系の女性であり、そのうち128人が当時福祉を受給していた。また残りの22人も過去に福祉を受給した経験があったり。この調査では、福祉から就労への移行がどれくらい進んでいるのかという点に関して、次のようなことが指摘されている。まず調査対象者のうち67%が働いた経験があり、その半数が現在も働いている。しかし就職を強く望んでいるが英語力やスキルがないため安定した職を得られない者が多く、CalWORKsの就労支援が実際の就職に役立ったとする者はわずか7%となっている。またCalWORKsの職業訓練に参加している者は少なく、低賃金の非正規雇用に従事している移民女性が、より良い仕事に就くた

<sup>4)</sup> 同郡はシリコン・ヴァレーのある豊かな地域ではあるが、人口160万人のうち25%が移民で占められ、低所得層が集住している地域も多くある。人口の20%がアジア系、23%がラテン系、53%が白人である。調査対象のうち68人のメキシコ系、37人のヴェトナム系がシングルマザーであり、メキシコ系は平均年齢34歳で平均3.5人の子供を持ち、ヴェトナム系は平均年齢39歳で平均3人の子供がいた。またメキシコ系の90%、ヴェトナム系の68%が高校を卒業しておらず、メキシコ系の48%、ヴェトナム系の87%が英語が全くできない、ないしはほとんどできないとしている。ヴェトナム系の90%が1989年以降に合衆国へ移住しているのに対し、メキシコ系では72%が1968年から1989年の間に移住しており、合衆国での居住年数が長い。

めの機会は依然として閉ざされている(Ng 2004: 168-171)。

この調査からわかるのは、移民の場合、働きながら福祉を受給している者がアメリカ生れの者よりも多く、低賃金労働では生計を維持するのが困難であり、より良い賃金を得られる仕事に転職し、福祉の受給を止めることを望んでいる者が多いという点である。福祉に依存し働こうとしないシングルマザーを就職させることを主眼としているCalWORKsの就労支援プログラムは、移民女性の場合、必ずしもうまく機能しておらず、移民のニーズにより合った英語教育や低賃金の非熟練労働から抜け出すための職業訓練が必要とされている。

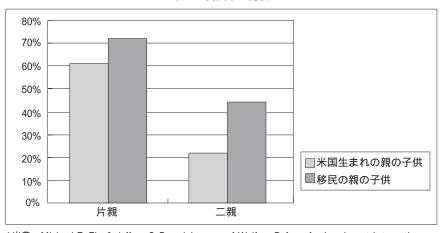


表 4 貧困率の比較

(出典: Michael E. Fix & Jeffrey S. Passel, Lessons of Welfare Reform for Immigrant Integration, Urban Institute, 2002, p.4. 連邦の貧困線の200%で計算)

また移民の場合,二親世帯で福祉を受給する比率がアメリカ生れの世帯よりもかなり高くなっている。表4に見られるように,二親世帯の子供に貧困率は親がアメリカ生れの場合22%であるのに対し,親が移民の場合は44%にも上っており,シングルマザーであるがゆえに生活が苦しく,CalWORKsを受給するという家庭の比率がアメリカ生まれの者に比べて低くなっている。。そのためCalWORKsで重視されているような,未婚の母に結婚を奨励する類のプログラムは,移民にはそれほど効果があるとは言い難い(Fix. Passel 2002: 4)。

またERAの調査では,メキシコ系もヴェトナム系も多くの女性がCalWORKsに関して誤った情報を得ており,5年間の受給制限や2年以内の就労義務について正しく理解していたのは62%にすぎなかった。さらにケースワーカーの対応が差別的であり,受給申請時に不愉快な思いをした経験から,受給資格があってもCalWORKsのサービスを活用していないケースも多く見られた(Ng 2004: 170-171)。

この点に関しては、対象者を移民に限定していない別の調査でも指摘されており、2003年5月にCalWORKsの受給を止めた理由として最も多くの者が挙げたのは「受給者の判断」であり、全体の

<sup>5)</sup>連邦の貧困線の200%で計算した場合。

70%程度を占めている。これには手続きが面倒で書類を提出しなかった者や受給申請が屈辱的だと感じ、断念した者などが含まれている。それに対し、「収入の増加で所得が基準を超えた」ため受給を止めたのは10%に満たず、受給者の経済的自立はほとんど達成されていない(久本 2005: 79-80)。特に移民の場合は受給資格があっても福祉を申請しない傾向が強く、英語が十分に理解できないため法律を誤解したり、福祉を受給すると永住権や帰化の申請時に不利な扱いを受けるのではないかという疑念から申請を断念するケースが多く、このような現象は「萎縮効果」(chilling effect)とよばれている。

またこれに関連して指摘できるのは,非市民の親と市民の子供から成るいわゆる「混合家族」(mixed-status family)が数多く存在することから発生する問題である。1997年の調査によると合法移民家庭の子供の84%が市民であり,合衆国の子供の10人に1人が「混合家族」に属している。移民が多いロサンゼルス市では全世帯の45%が「混合家族」となっており,さらに貧困家庭に限るとその3分の2が「混合家族」である(Fix、Zimmermann 2004: 339)。このような家庭では親がCalWORKsの受給資格を喪失すると,子供を対象としたサービスも受けられなくなると誤解してしまうケースが多く,低所得の「混合家族」の子供は一般家庭の子供よりも福祉の受給比率が低くなっている(Fix、Passel 2002: 2)。

このように福祉改革法に対する誤解や混乱のため,受給資格がありながら申請を断念してしまう者が多くおり,問題は深刻化している。全国レベルで1994年から1999年の福祉受給者数の変化を市民と非市民に分けて見ると表5のようになる。それによるとTANF,フードスタンプ,メディケイドの受給者数は市民,非市民ともに減少しているが,減少率はいずれも非市民の方が大きくなっている(Borjas 2001: 387; Fix, Passel 2002: 5)。またカリフォルニア州について見てみると,1994年から1998年のAFDC / CalWORKsの受給率の減少はアメリカ生れの場合5.5%から3.6%であるのに対し,移民では11.3%から5.1%となっている。興味深いのは,カリフォルニア州では他州に比べて

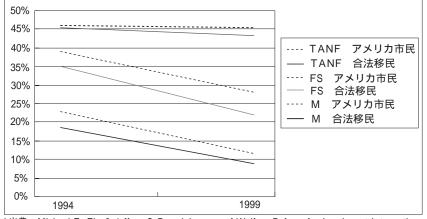


表 5 受給率の推移

(出典: Michael E.. Fix & Jeffrey S. Passel, Lessons of Welfare Reform for Immigrant Integration, Urban Institute, 2002, p.6. 所得が連邦の貧困線の200%未満で子供のいる家庭に占める受給者の比率。FS=フードスタンプ, M = メディケイド)

移民の福祉受給者の減少率が大きいという点である<sup>6)</sup>。前述のようにカリフォルニア州では他州よりも移民に対し寛大なプログラムを独自に提供しているが、それにもかかわらず、移民の福祉受給者数が大きく減少しているのは、一見奇妙な現象に見える(Borjas 2001: 375-377)。

## 福祉改革と市民権

これまで見てきたように1996年福祉改革法が移民の福祉受給を厳しく制限したことにより,福祉を受給している移民の数は1990年代半ば以降,全国的に減少し,その減少率はアメリカ市民の福祉受給者の場合よりも大きくなっている。また実際には受給資格がありながらも,上述のような「萎縮効果」によって受給の申請を断念する移民も多く,さらなる受給数の減少に拍車をかけている。このように市民権の有無や入国の時期に基づいて受給資格を差別化した福祉改革は移民に大きな影響を与えているが,移民には受給資格を獲得あるいは回復するために帰化申請をし,市民権を取得するという選択肢が残されている。福祉改革法案に署名する際に移民の福祉受給が大幅に制限されることに対し異議を唱えたクリントンも,受給資格の喪失を逃れるための手段として移民に帰化を勧め,移民帰化局に審査を迅速化するよう指示した(Public Papers of the Presidents of the United States 1996: 1329)。

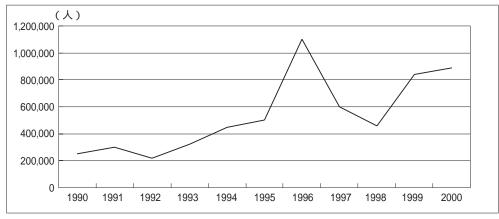


表 6 帰化者数の推移

(出典: U.S. Department of Homeland Security, Yearbook of Immigration Statistics, 2006より作成)

表 6 に見られるように,1995年から1996年にかけて帰化をした移民の数は急増している。こうした現象はもちろん福祉改革だけによって引き起こされたものではなく,市民権USAなど連邦政府による帰化キャンペーンやグリーンカードに関する規則の変更などにより移民の帰化が促進されたことなどの影響もある(Gilbertson, Singer 2003: 37; Public Papers 1996: 1330; Balisteri, Van Hook 2002:

<sup>6)</sup>カリフォルニア州の移民の受給者の減少率は54.9% (11.3% 5.1%)であるのに対し,他州の減少率は32.7% (5.2% 3.5%)に留まっている。

6) $^{70}$ 。またより長期的な流れとしては,1986年に制定された移民改革・統制法(Immigration Reform and Control Act)によって,270万人の不法移民が1990年前後に合法化されており,それらの人々が 5 年間の居住要件を満たすようになった1990年代半ば以降,帰化申請を始めたこともある(Fix, Haskins 2002:5; Balistreri, Van Hook 2002:9)。しかし表 6 に見られるように1996年の帰化者の増加は著しく,これには福祉改革がある程度の影響を及ぼしたものと推察できる。その後,帰化者数は1996年をピークに低下したが,1999年には再び急増している $^{80}$ 。

前述のように,多くの州では人道的な立場から独自の財源で移民に対する福祉給付を継続しているが,その一方で,州レベルで移民に帰化を勧め,市民権を取得させることで,連邦からの補助金で賄われる福祉を受給できるようにすることも積極的に行われている。これは市民権を持つ者を増やすことによって,州が福祉関連の財政的な負担を連邦へ再シフトさせることを意味しているが,統計的には市民権を獲得する者が増えれば,移民の福祉受給者の減少として現れることになる。

例えばカリフォルニア州では州政府とともに35の郡が福祉改革との関連で帰化を推進する活動を行っている。州レベルではESLと市民権取得のためのクラスを開催し,郡レベルではそれらに加えて帰化申請のための相談窓口を設けたり,申請に必要な書類や手続きに関する情報提供をしている。予算としては成人教育のために連邦から交付される補助金1,250万ドルに加えて,州政府が200万ドル,郡政府が1997年から1998年までに総額550万ドルを帰化推進のために費やしている®。多くの地域では福祉事務所が帰化申請を担当する窓口に移民を紹介するという方法も取られ,地元の移民支援団体が様々な言語で帰化申請を手助けする体制も整えられている(Zimmermann, Tumlin 1999:82; Johnson et al.1999: 67-71,78)®。

こうした帰化申請者の中で最も多いのは、高齢者や障害者の移民であり、福祉改革法の成立後、 喪失したSSIの受給資格を回復するために帰化するケースである。1997年にトマス・リヴェラ政策 研究所がロサンゼルス郡で行った調査によると、調査対象となった非市民でSSIと在宅介護支援を 受けている873人のうち、福祉改革法によって受給資格を喪失し、帰化の要件を満たしている者の 実に91%が1年以内に申請手続きをしたという(Correa 2002: 240)。

しかし福祉改革法によって喪失した受給資格を回復するために市民権を取得した移民が全米でどれほどいるのか詳しい調査は行われていない。また大半の移民は,自分や家族をとりまく様々な要因を総合的に判断して帰化するか否かを決断するため,福祉の受給という単一の要因が帰化数の増加にどれだけ寄与しているのかを把握することは事実上困難であり,これまでなされたいくつかの研究でも見解が分かれている。

<sup>7)</sup> グリーンカードを新種のものに更新させるプログラム (Green Card Replacement Program) が導入され,永 住権を持っていても国外に長く滞在していると再入国できなくなる可能性が生じるようになったため,グ リーンカードを更新するのであればこの際,帰化申請をしようと考える人々が増えた。

<sup>8)1997</sup>年に帰化数が低下したのは,移民への福祉給付が1997年以降徐々に「回復」されたことが一因であるとされている。

<sup>9)1997</sup>年には成人教育のための連邦補助金1,260万ドルのみを帰化推進プログラムに充てていた。

<sup>10) 1997</sup>年に福祉事務所のキャンペーンをきっかけに市民権を獲得した者は9万5,000人以上おり,その大半がロサンゼルス郡に居住していた。

出身国	1994-95	1997-98	増加率
ニカラグア	16.50%	36.20%	119%
カンボジア	29.10%	57.80%	99%
タイ	37.50%	65.50%	75%
メキシコ	16.50%	28.20%	71%
ドミニカ	28.80%	44.50%	55%
ジャマイカ	41.50%	60.10%	45%
中国	47.60%	69.10%	45%
韓国	39.40%	55.20%	40%
キューバ	52.50%	72.70%	38%
エルサルバドル	18.40%	25.40%	38%
イラン	48.90%	66.60%	36%
旧ソ連邦	65.70%	81.20%	24%
ハイチ	35.80%	43.70%	22%
ラオス	33.20%	40.40%	22%
フィリピン	65.40%	75.90%	16%
ヴェトナム	64.00%	73.10%	14%

表7 出身国別帰化率の推移

(1990年以前に渡米した18歳以上の人口に占める帰化者の比率)

(出典: George J. Borjas, "Welfare Reform and Immigrataion," 2001, p.380より作成)

福祉の受給資格と帰化にはかなり高い相関関係があると見ているのはジョージ・ボラスであり、福祉改革以前に福祉の受給率が高いグループは帰化率の増加が著しいとしている。出身国別に福祉改革の前後の帰化率を比較したのが表7であり、1994-95年と1997-98年の帰化率を比較して上昇が著しいのは、ニカラグア、カンボジア、タイ、メキシコ、ドミニカ、ジャマイカ、中国、韓国、キューバ、エルサルバドル、イランなどの国々の出身者である(Borjas 2001: 380-381)。

それに対し福祉改革と帰化にはそれほど強い相関関係はないとしているのが,バリステリとヴァン=ホックであり,福祉の受給よりも他の要因が帰化の決定により強い影響を与えていると見ている。彼らの調査によると,福祉の受給そのものよりも家族を合衆国へ呼び寄せる際,身元引受人となる者の条件が福祉改革法とIIRIRAによって厳格化されたことが,とりわけメキシコ人移民に帰化を決断させる原因となっているという。特に配偶者も非市民である場合,配偶者ビザの更新や将来,家族を母国から呼び寄せる時のことを考えると,夫婦のどちらかが早く市民権を取得しておいた方が望ましいと判断し,帰化に踏みきる者が1990年代半ば以降増えているとしている(Balisteri, Van Hook 2002: 8,16,18)。

さらに帰化の決断には複合的な要因が作用することを示しながらも,ジェンダーにより帰化に対する考え方が異なるとする研究もある。ギルバートソンとシンガーは,ニューヨークのドミニカ系移民が1996年の福祉改革後,どれほど帰化するようになったのかを,インタビューを中心に調査している。そこで明らかにされたのは,男性よりも女性の方が市民権を取得して合衆国に定住する意思が強いということである。その理由としては,女性の場合,合衆国の方がドミニカより賃金の高い仕事に就ける機会が多く,家庭の外で賃金労働に従事することへの偏見も少なく,ある程度の経済的な自由を確保できる。またドミニカよりも生活が便利で,豊かな消費文化を享受でき,合衆国に定住する子供や孫の近くに住むこともできる。さらにこの先,夫と死・離別した場合や病気,障

害,高齢などにより経済的な困窮に見舞われた場合も,福祉や年金を受給できることが帰化に積極的な理由としてあげられている(Gilbertson, Singer 2003: 42-43)。それに対し,男性は将来,ドミニカへ戻りたいという願望が強く,女性ほど市民権の取得に積極的ではないという。その理由としてギルバートソンとシンガーは,合衆国で低賃金の移民労働者として働く中で傷いた男らしさや男性性を,母国へ戻ることによって回復したいという気持ちが心の中に潜んでいることを指摘している(Gilbertson, Singer 2003: 47)。

帰化の増加については,また別の影響も指摘されている。それは中南米の多くの国々が1990年代に入り,憲法や国籍法の改正によって二重国籍を認めるようになったことである。コロンビアは1991年に,外国籍を取得してもコロンビア国籍を喪失しないことや国外居住者も投票できることをいち早く認めた。ドミニカでも1994年の憲法改正によって二重国籍が認められるようになり,1996年にはメキシコとブラジルがこれに続いた。メキシコでは憲法改正により1996年8月に在外メキシコ人の投票権が認められ,同年12月には他国の国籍を取得してもメキシコ国籍を喪失しないことが定められた(Escobar 2006: 115; Castańeda 2006: 149-151)。メキシコ政府はこうした法改正の理由として,国外,なかでも合衆国に住むメキシコ人の政治的,経済的,社会的権利の擁護を第一にあげている。これまでメキシコは最も多くの移民を合衆国へ送りながらも,在米メキシコ人の帰化率は低く,メキシコ人がアメリカ社会へ同化しない証左とされてきたが,1996年の憲法改正以降,合衆国におけるメキシコ人の帰化申請は飛躍的に増加した(Martin 2002: 228-229)。

二重国籍の保持が可能になったことは,多くの移民にとって帰化を決断する最後のハードルを取り除いたと言えよう。これまで見てきたように,1990年代半ば以降,移民に帰化を決断させる政策的な要因が合衆国国内でいくつか生まれ,福祉改革もそのひとつとなったが,メキシコをはじめとする中南米諸国の法改正がこうした流れをさらに後押しした。母国の国籍を保持したまま合衆国の市民権を獲得することで,移民はトランスナショナルな存在となり,双方の社会で権利を主張できる「多重メンバーシップ(multiple membership)」を得ることになる。しかしそれはまた移民にとって,合衆国の市民権を取得することが必ずしも合衆国に永住し「アメリカ人になる」ことやアメリカ社会に積極的に参画することを意味しなくなり,福祉受給などの社会的な権利を得るための単なる手段として,市民権を獲得する者が増えていくことにもなる。かつては非市民も享受することができた社会的な権利が徐々に侵食されていくことを懸念せざるを得なくなった移民にとって,市民権の獲得は合衆国での日々の生活を守るための「防衛策」のようなものになってしまっているのかもしれない。

#### おわりに

福祉改革法は当初5年間の時限立法として制定されたが,2002年に連邦議会で2年間の延長が決定され,その後さらに2005年財政赤字削減法によって継続されることになった。同法の更新に当たり,福祉受給者の就労をさらに積極的に進め,自立を促進するようなプログラムを強化することが確認されるとともに,「健全な結婚」を奨励するための予算や保育サービスへの予算が増額された。

(U.S. Department of Health and Human Services 2005: 1-2),

1996年福祉改革法が市民権の有無や合衆国への入国の時期によって福祉の受給資格の差別化を図ったことは、これまで合衆国に合法的に居住することによって移民でも享受することができた社会的権利が狭められたことを意味している。これは福祉政策による「国民」の境界線の厳密化であり、国家の再統合への動きであるとも言える。その一方で当事者である移民の中には、帰化申請の手続きをし、合衆国の市民権を取得することによって、現在受給している福祉を継続する、あるいは将来的に福祉に頼る必要が生じた場合に備えておこうとする動きが見られる。

1996年の福祉改革は、アメリカ社会において「市民」であることの意味を問い直す契機となった。もし市民権が福祉の受給資格を確保するために取得するものと見なされるようになれば、それは国家のメンバーとして福祉を受給するための市民権、すなわち「メンバーシップとしての市民権」という考え方を助長することにもつながる。アメリカ人となりアメリカ社会により積極的に参画するために市民権を取得するのではなく、福祉を受給する権利を得るために市民権を取得するのは、会員として様々な特典が得られるために会員制のクラブに入会することに似ている。

福祉から非市民を排除することは,市民権をより魅力的なものにする一方で,政治や社会に参加することなく,福祉の受給を目当てに市民権を獲得しようとする移民を増やし,市民権の「価値を切り下げる」(devaluation)ことになると懸念する人々も少なくない(Correa 2002: 235)。1994年8月に移民改革委員会の委員長を務めていたバーバラ・ジョーダンは,下院の歳出委員会で「我々のセーフティー・ネットへの唯一のルートであるという理由で移民に市民権を獲得してもらいたくはない。それは私にとって市民権を貶めることを意味するからだ」と述べている(Martin 2002: 224)。ジョーダンは,アメリカ民主主義を尊び,政治やコミュニティに自発的に参加することこそが,移民が市民権を獲得する動機となるべきであり,福祉の受給権を得るために市民権を取得するようなことはあってはならないと考えていた。

だがそもそも社会的な権利を享受するために市民権を獲得することが,政治的な市民権の積極的な行使につながっていくような回路はありえないのであろうか。1996年福祉改革法の成立後,多くの移民団体などによって行われた福祉受給権を求める運動などは,そうした可能性の萌芽となるのではないだろうか。政治的な市民権と社会的な市民権がどのように交錯し,相互に影響を及ぼしあっているのかという問題は今後,さらにいろいろな事例をもとに検討されていかなければならない。

#### 参考文献

葛西まゆこ「エンタイトルメントとしての福祉 アメリカ連邦最高裁判所における社会福祉を受ける地位 」『法学政治学論究』第61号(2004年6月)

小井土彰宏(編)『移民政策の国際比較』(明石書店,2003年)

久本貴志「アメリカの福祉改革と就労支援 カリフォルニア州を中心に 」『経済学雑誌』第105巻

- 第4号(2005年3月)
- 佐藤千登勢「福祉国家の後退と移民女性の労働 福祉改革とケア労働のグローバル化を中心に 」 秋元英一・小塩和人(編)『豊かさと環境』(ミネルヴァ書房,2006年)
- Aleinikoff, T. Alexander. 2000. *Semblances of Sovereignty: The Constitution, the State, and American Citizenship*, Cambridge, Mass., Harvard University Press.
- Balistreri, Kelly Stamper, and Jennifer Van Hook. 2002. "The More Things Change the More They Stay the Same: Mexican Naturalization Before and After Welfare Reform," Center for Family and Demographic Research, Working Paper Series 02-14, Bowling Green State University.
- Borjas, George J. 2001. "Welfare Reform and Immigration," in Rebecca M. Blank and Ron Haskins (eds.), *The New World of Welfare*, Washington D.C., Brookings Institution Press.
- ------. 2002. "Welfare Reform and Immigrant Participation in Welfare Programs," *International Migration Review*, vol.XXXVI, no.4 (Winter 2002).
- Bureau of Census, 1996. 1990. Foreign Born Data, Bureau of Census, Current Population Survey Report, Washington D.C., Government Printing Office.
- California Budget Project, 2007. Budget Brief, Sacramento, CA, CBP.
- California Department of Social Services. 1990. Supplemental Report: Characteristics Survey: Temporary Assistance for Needy Families, Sacramento, CA, California Department of Social Services.
- Castaneda, Alejandra. 2006. "Roads to Citizenship: Mexican Migrants in the United States," in Suzanne Oboler (ed.), *Latinos and Citizenship: The Dilemma of Belonqing*, New York, Palgrave Macmillan.
- Clarke, Velta. 2004. "Impact of the 1996 Welfare Reform and Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Acts on Carribbean Immigrants," *Journal of Immigrant and Refugee Services*, vol.2, nos.3-4 (2004).
- Coe, Norma B., Gregory Acs, Robert I. Lerman, and Keith Watson. 1998. "Does Work Pay? A Summary of the Work Incentives under TANF," The Urban Institute, Series A, No A-28, December 1998.
- Congressional Record, Senate July 23, 1996, Washington D.C., Government Printing Office.
- Correa, Michael Jones. 2002. "Seeking Shelter: Immigrants and the Divergence of Social Rights and Citizenship in the United States," in Randall Hansen and Patrick Weil (eds.), *Dual Nationality, Social Rights and Federal Citizenship in the U.S. and Europe*, New York, Berghahn Books.
- Edwards, James Jr. 2001. *Public Charge Doctrine: A Fundamental Principle of American Immigration Policy*, Washington D.C., Center for Immigration Studies.
- Escobar, Christina. 2006. "Dual Citizenship and Political Participation: Migrants in the Interplay of United States and Colombian Politics," in Suzanne Oboler (ed.), *Latinos and Citizenship: The Dilemma of Belonging*, New York, Palgrave Macmillan.
- Espenshade, Thomas J. 1998. "U.S. Immigration and the New Welfare State," in David Jacobson (ed.), The Immigration Reader: America in a Multidisciplinary Perspective, Malden, Mass., Blackwell.
- -----, Jessica L. Baraka, and Gregory A. Huber. 1997. "Implicationso of the 1996

- Welfare and Immigration Reform Acts for US Immigration," *Population and Development Review*, vol.23, no.4 (December 1997).
- Fix, Michael E. and Jeffrey S. Passel. 2002. *Lessons of Welfare Reform for Immigrant Integration*, Washington D.C., The Urban Institute.
- ----- and Ron Haskins. 2002. "Welfare Benefits for Non-citizens," Brookings Institution, http://www.brokkings.edu/papers/2002/02immigration\_fix.aspx?p=1 (accessed on November 9, 2007)
- Fix, Michael and Wendy Zimmermann. 2004. "The Legacy of Welfare Reform for U.S. Immigrants," in Douglas S. Massey and J. Edward Taylor (eds.), *International Migration: Prospects and Policies in a Global Market*, Oxford, Oxford University Press.
- Gilbertson, Greta and Audrey Singer. 2003. "The Emergence of Protective Citizenship in the USA: Naturalization among Dominican Immigrants in the Post-1996 Welfare Reform Era," *Ethnic and Racial Studies*, vol.26, no.1 (January 2003).
- Grogger, Jeffrey and Lynn A. Karoly. 2005. *Welfare Reform: Effects of a Decade of Change*, Cambridge, Mass., Harvard University Press.
- Haskins, Ron. 2006. *Work over Welfare: The Inside Story of the 1996 Welfare Reform Law*, Washington D.C., Brookings Institution Press.
- Johnson, Hans P., Belinda I. Reyes, Laura Mameesh, and Elisa Barbour. 1999. "Taking the Oath: An Analysis of Naturalization in California and the United States," San Francisco, Public Policy Institute of California.
- Klerman, Jacob Alex, et. al. 2003. Welfare Reform in California: Early Results from the Impact Analysis, Sacramento, CA, California Department of Social Services.
- Lacayo, Richard. 1994. "Down on the Downtrodden," Time, December 19, 1994.
- Legislative Analyst's Office. 2005. CalWORKs Program Overview Hearing, Washington D.C, LAO.
- MaCurdy, Thomas and Margaret O Brien-Strain. 1998. *Reform Reversed?: The Restoration of Welfare Benefits to Immigrants in California*, San Francisco, Public Policy Institute of California.
- Marchevsky, Alejandra and Jeanne Theoharis. 2006. *Not Working: Latina Immigrants, Low-Wage Jobs, and the Failure of Welfare Reform*, New York, New York University Press.
- Martin, Susan. 2002. "The Attack on Social Rights: U.S. Citizenship Devalued," in Randall Hansen and Patrick Weil (eds.), *Dual Nationality, Social Rights and Federal Citizenship in the U.S. and Europe,* New York, Berghahn Books.
- Montgomery, Debrah et. al. 2002. *Recent Changes in California Welfare and Work, Child Care, and Child Welfare Systems*, Washington D.C., The Urban Institute.
- Ng, Doris. 2004. "Welfare Reform in Santa Clara County: The Experiences of Mexican and Vietnamese Immigrant Women," in Philip Kretsedemas and Ana Aparicio (ed.), *Immigrants, Welfare Reform, and the Poverty of Policy*, Westport, Conn., Praeger.

- Public Papers of the Presidents of the United States, Administration of William J. Clinton, 1996. Washington D.C., Government Printing Office.
- Schneider, Dorothee. 2000. "Symbolic Citizenship, Nationalism and the Distant State: The United States Congress in the 1996 Debate on Immigrant Reform," *Citizenship Studies*, vol.4, no.3 (2000).
- Shaw, E. Clay Jr. and Lamar Smith. 1997. "Immigrants, Welfare and the GOP," *Washington Post*, May 28 1997.
- Singer, Audrey. 2004. "Welfare Reform and Immigrants: A Policy Review," in Philip Kretsedemas and Ana Aparicio (eds.), *Immigrants, Welfare Reform, and the Poverty of Policy*, Westport, Conn., Praeger.
- United States Citizenship and Immigration Services. 1999. Fact Sheet, Public Charge, May 25, 1999. Washington D.C., Government Printing Office.
- United States Department of Health and Human Services. 2005. Fact Sheet, Welfare Reform: Deficit Reduction Act of 2005, Washington D.C., Government `Printing Office.
- United States Department of Homeland Security. 2006. *Yearbook of Immigration Statistics 2006*, Washington D.C., Government Printing Office.
- United States General Accounting Office. 1995. Welfare Reform: Implications of Proposals on Legal Immigrants' Benefits, Washington D.C., GAO.
- ------. 1998. Welfare Reform: Many States Continue Some Federal or State Benefits for Immigrants, Washington D.C., GAO.
- Zimmermann, Wendy and Karen C. Tumlin. 1999. *Patchwork Policies: State Assistance for Immigrants under Welfare Reform*, Washington D.C., The Urban Institute.

# 留学が日本人学生の文化的アイデンティティに 与える影響に関する一考察

- 中国における留学生と本国の学生との比較を通して -

An Examination of the Effects of Studying Abroad on the Cultural Identity of Japanese Students

# 一二三 朋 子

HIHUMI Tomoko

The purposes of the present study were 1) to reveal the cultural identity of Japanese students , 2) to examine the effects of host-country's evaluation to Japan and Japanese culture on cultural identity, 3) to examine the structure of the cultural identity and intercultural adaptation . 113 Japanese students who study at universities in China (JC) were asked to rate questionnaires. By factor analysis, the cultural identity consisted of 1) attachment and belonging, 2) exploration, 3) inheritance. By covariance structure analysis indicated those both negative and positive evaluations enhanced cultural identity. Exploration and inheritance had positive influence on acceptance of Chinese culture. Attachment and belonging enhances maintenance of one's culture. Acceptance of Chinese culture facilitated intercultural adaptation. To the contrary maintenance of one's culture disturbed it. By comparison between JC and 180 Japanese students who study at university in Japan (JJ), there were not so much difference in cultural identity factors. But JC's self-esteem was stronger than JJ.

#### 問題と目的

## 問題の背景

日本は島国という地形的条件により、外国人と接触する機会は少なく、そのため自分たちの文化 的アイデンティティを意識することも稀であったと考えられる。しかし、近年の経済的発展や科学 技術の発達に伴い、人・物・情報の国際移動が急速に活発となってきており、1980年代頃からは、 日本人の海外進出と同時に多様な外国人の日本への流入も増え、日本人の異文化接触の機会は飛躍 的に増大した。その中で,日本人の異文化接触と日本人のアイデンティティとを関連付ける視点での研究は,海外帰国子女などの研究以外にはあまり見当たらず,その重要性が指摘されている(新井,1995)。

文化的アイデンティティとは,ある社会的集団への所属意識を意味し,個人的アイデンティティと区別される。社会的集団には国籍・民族・言語・宗教・文化・職業などがあり,その所属意識が個々人に肯定的自己概念を与えるとされる(Tajfel,1978)。文化的アイデンティティには,所属意識だけでなく,その集団への愛着や誇りといった感情的要素や,「文化を担った自分」とは何なのかといった疑問や関心,自文化に関する慣習や伝統の遵守などの行動的要素も含まれる。

Tajfel (1978)の社会的アイデンティティ理論によると、人は自分が所属する社会的集団(以下、内集団)を自己概念の源泉とし、内集団の成員であることを強く意識させられる場合には、社会的アイデンティティが優勢になり、集団の特徴に沿った行動を取る。内集団の評判が低いと自己概念を肯定的に保つことが難しくなるので、内集団の評価や社会的アイデンティティを維持・高揚しようとする動機が高まり、内集団の仲間をひいきする現象が発生する。個人の内集団に対する同一視の程度が強いほど、こうした現象も強く表れるとされる(大石,2001)。

Karasawa (1991) は,日本の専門学校生を対象に,集団への同一視の低い者は内集団への評価が低いと内集団を蔑むが,同一視の高い者はそうでないことを見出し,社会的アイデンティティ理論を検証した。

異文化接触は自分の文化的アイデンティティを問い直す契機であるが,時に自らの文化的アイデンティティが失われる危機感さえ伴う体験でもある(袰岩,1986)。特に青年期の留学は文化的アイデンティティを鮮烈に意識する体験といえよう(大野,1990)。外国人からの日本社会や日本文化に関する素朴な質問にさえ答えられなかったことをきっかけに,自分が日本人であることの意味や,自分が生まれ育ってきた国や地域の文化とは何なのか,異文化と自文化との間で自分が取るべき態度・行動とはどのようなものかといった,自問自答を余儀なくされる。Bochner(1972)は,留学生が自文化の代表者として自文化に対する文化的アイデンティティを構築することを,留学生の克服すべき課題の1つとして挙げている(吉,2001)。他にも,鈴木・井上(1995)は留学生が日本文化を受け容れるという課題と同時に,自らの文化的アイデンティティを修正・確立することの重要性を指摘し,井上・伊藤(1995)は自文化と異文化の双方を重視する統合(integration)という態度が,来日1年目の留学生の異文化適応に最も望ましいことを報告している。これらの研究は,留学生の異文化適応における自文化への文化的アイデンティティの重要性を裏付けるものといえよう。しかし,文化的アイデンティティの詳細な内実は検討されておらず,また,文化的アイデンティティが異文化接触のどのような体験で変化し,異文化適応にどのように影響するのかも明らかではない。

ところで、留学生の異文化接触と文化的アイデンティティに関しても、社会的アイデンティティ理論は当てはまるのであろうか。一二三(2008)は、日本に学ぶ中国人留学生を対象に、日本人の中国人に対する差別や偏見を認知すること及び、関心や期待を認知することのどちらも、中国人留学生の文化的アイデンティティを高めることを検証し、さらに、自分自身の文化的アイデンティテ

ィを模索することで異文化の積極的受容と自文化の保持の両面が強化され,そうした態度が異文化 適応を順調に促進することを明らかにしている。

ここで紹介した幾つかの研究は日本の大学に学ぶ留学生たちの調査であった。そこで本研究では,海外に学ぶ日本人留学生の文化的アイデンティティに関して,一二三(2008)の枠組みと同様の調査を行ない,日本人の留学生と日本国内の日本人学生との比較を通し,日本人学生の文化的アイデンティティの特徴を明らかにすることを目的とする。

### 目的

中国の大学で勉強する日本人留学生を対象に,文化的アイデンティティと異文化適応との関係を明らかにすることを目的とし,次の4点を検討する。

日本人留学生の文化的アイデンティティはどのようなものか。

自文化に対するホスト社会(中国人)の評価は文化的アイデンティティにどのような影響を与えるのか。

文化的アイデンティティは自文化及び異文化に対する態度(自文化の保持及び異文化の受容)にどのような影響を与えるのか。

自文化及び異文化に対する態度は異文化適応にどのような影響を与えるのか。

上の4点を検討するために,本研究では一二三(2008)と同様の質問紙調査を行ない,それぞれの因果関係を仮定する。先ず,中国人との交友関係を通して,留学生たちは自文化が中国人にどのように評価されているかを知ることが予想される。そして中国人の自文化(日本文化)に対する評価によって文化的アイデンティティは何らかの影響を受けると考えられる。そしてその文化的アイデンティティの持ち方により,自文化を保持するか否か,異文化(中国文化)を受容するか否か,という自文化・異文化への態度が影響を受けるであろう。さらに,自文化・異文化への態度の取り方により,中国社会への適応感が変化するであろう。以上の関係を表わしたのがFIGURE 1 の因果モデルである。

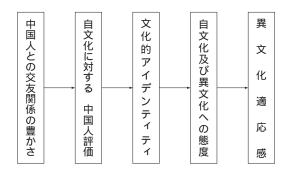


FIGURE 1 文化的アイデンティティと異文化適応感の因果モデル

# 方 法

被調査者 中国の大学(3大学)で学ぶ日本人留学生(以下,留学生)113名(男性59名,女性54名,平均年齢21.5歳,平均滞日期間25.5ヶ月)から協力を得た。

**質問紙構成** 本研究では一二三(2008)で作成した中国人留学生対象の質問紙を日本人対象に書き換えたものを用いた。本稿で分析に用いる質問項目は以下の通りである。

- 1)中国人との交友関係の豊かさ 5項目
- 2) 自文化に対する中国人の評価の認知 12項目
- 3) 文化的アイデンティティ 17項目
- 4) 自文化及び異文化への態度 9項目
- 5)異文化適応感 25項目
- 1)2)については山﨑他(1997)を参考にした。
- 3)についてはPhinney (1992)のMultigroup Ethnic Identity Measure (以下, MEIM)を参考にした。
- 4)については井上・伊藤(1995)を参考にした。
- 5)は外的適応感と内的適応感の2側面から異文化適応感を捉え,上原(1988)の在日留学生適応尺度,吉(2001)の適応感尺度,山本・松井・山成(1982)の自尊感情尺度(堀・山本,2001)を参考にした。

回答は全て5段階評定である。

調査時期 質問紙の配布・回収時期は2006年5月から10月までである。

分析 まず,各概念の構造を検討するために,質問紙の1)~5)について固有値1.0以上とした 因子分析(主因子法,バリマックス回転)を行なう。次に,各因子を構成する項目を観測変数として,FIGURE1の妥当性を共分散構造分析により検討する。

## 結 果

## 各構成概念の構造

因子負荷量が.30以下の項目を削除した因子分析の結果は以下の通りである。中国人留学生を対象に行なった質問紙調査の分析結果とほぼ一致していた。

先ず,「中国人との交友関係の豊かさ」に関しては,1元性が確認され,「中国人友人の豊かさ」と命名した(TABLE1)。

自文化に対する中国人の評価の認知」に関しては2因子が抽出され,日本・日本人に対する「差別・偏見」と「関心・期待」と命名した(TABLE 2)。

TABLE 1 中国人との交友関係の豊かさ

		中国したしの曲かさ
		中国人友人の豊かさ
X 1	一緒に遊んだり食事したりする中国人友人がいる	.871
X 2	個人的な悩みを相談できる中国人友人がいる	.838
X 3	中国語や勉強についてアドバイスしてくれる中国人友人がいる	.817
	帰国しても付き合って生きたい中国人友人がいる	.790
	中国人との友人関係に満足している	.746

TABLE 2 自文化に対する中国人の評価の認知

		差別・偏見	関心・期待
X 4	中国人は日本人をばかにしている	.738	169
X 5	中国人は日本の伝統や文化を低く評価している	.735	.044
X 6	中国人は日本人が皆悪人か犯罪者のように思っている	.706	.077
	中国人は日本・日本人への差別意識が強い	.703	013
	中国人は日本の経済力を低く評価している	.392	.271
	中国人は日本の歴史について無知である	.384	130
X 7	中国人は日本の将来に関心を持ち期待している	.018	.775
X 8	中国人は日本の伝統や文化に関心を持っている	075	.638
X 9	中国人は日本人の習慣や考え方を理解・尊重してくれる	139	.609
	中国人は日本人に対して好意的な感情を抱いている	209	.599
	中国人は日本の歴史に関心を持っている	.079	.467
	中国人は日本の政治・経済に関心を持っている	.134	.298

「文化的アイデンティティ」に関しては3因子が抽出された。日本の伝統文化や歴史・言語を大切にしようとする「自文化の継承(以下,継承)」,日本人・日本文化への誇りや愛着を感じる「自文化への愛着(以下,愛着)」,日本の文化や歴史を学んだり自分が日本人であることの意味を内省する「文化的アイデンティティの探索(以下,探索)」と解釈・命名した(TABLE 3)。

TABLE 3 文化的アイデンティティ

		愛着	継承	探索
X10	日本人であることを幸せに思う	.805	.107	.082
X11	日本文化や日本人であることをすばらしいと感じる	.765	.361	.142
X12	日本文化や日本人であることの誇り	.754	.216	.245
	自分の子どもへの日本人としての誇りの継承	.711	.462	.009
	日本・日本人人への強い愛着	.676	.445	.142
	日本・日本人への強い帰属意識	.582	.272	.161
	日本語はとても大切	.336	.273	.099
X13	自分の子どもへの歴史・伝統文化教育	.360	.837	.146
X14	自分の子どもへの日本語・伝統・文化・習慣の継承	.406	.794	.143
	日本の文化・歴史について多くを学ぶために努力したい	.355	.645	.366
	日本の伝統料理・音楽・文化を大切に感じる	.403	.584	.263
X15	日本人であることの意味の理解	.089	.017	.849
X16	日本の歴史・伝統・習慣を知るために勉強	080	.288	.654
X17	日本人であることが人生に与える影響を考える	.246	.175	.632
	他国との関係からの日本人であることの意味の理解	.328	.009	.524
	日本人であることが人生に果たす役割がわからない	061	120	485
	日本をより深く知るために他の日本人からの話を聞く	.146	.443	.459

「自文化・異文化への態度」については3因子が抽出され,「異文化の消極的受容(以下,消極的受容)」「異文化の積極的受容(以下,積極的受容)」「自文化の保持(以下自文化保持)」と命名した(TABLE 4)。

		~		
		消極的	積極的	自文化
		受容	受容	保持
	中国人から差別されたくないので中国人と同じように行動している	.761	.078	.086
	トラブルを起こしたくないので仕方なく中国人の考え方 などに合わせている	.739	040	.240
	中国にいるので仕方なく中国の習慣や伝統に従っている	.696	133	.351
X18	せっかく中国にいるのだから中国の伝統行事などに積極的に参加したい	084	.852	.064
X19	中国の文化や習慣が好きなので積極的に取り入れたい	053	.593	023
X20	中国人の集まるサークルに入って中国人との交流を深め	.044	.536	066
	たい			
X21	中国にいても日本の生活習慣や年中行事を守っている	.246	.208	.658
X22	中国にいても日本での生活習慣・行動などを貫くつもりだ	.105	084	.534
X23	中国にいても中国人と同じように行動しようとは思わない	.292	135	.359

TABLE 4 自文化・異文化への態度

「異文化適応感」に関しては4因子が抽出された。自分は有能で役に立つ人間だと感じる「自己有能感」,中国人の考え方やコミュニケーションの取り方に慣れてきたと感じる「対人関係習熟感」,勉強に集中し,やりがいを感じる「学業充実感」,自分はこれでいいと満足する「自己肯定感」と解釈・命名した(TABLE 5)。「学業充実感」,「対人関係習熟感」は外的適応感に,「自己有能感」と「自己肯定感」は内的適応感に対応する。

有能感 習熟感 充実感 肯定感 X24R 私はいつも自分が役に立たない人間だと思う .919 -.020 - .122 -.030 X25R 私は全くだめな人間だと思うことがある .789 - .071 .010 -.024 X26R 私には自慢できることがあまりない .560 - .244 - .111 -.156 私はいろいろな良い素質を持っている - .533 .099 .013 .468 私は敗北者だと思うことがある .484 -.047 - .192 -.038 私は物事を人と同じくらいにはうまくやれる - .466 .212 - .068 .400 私は他の人と同じくらい価値ある人間である .430 .176 .112 - .446 X27 中国人とのコミュニケーションに困らない - .104 .785 .019 -.112 X28 最近は中国人と同じように行動できる -.054 .610 .287 .096 - .074 X29 中国人の考え方が理解できる - .183 .581 .242 大学の事務の人たちに気軽に声をかけることが出来る - .134 .504 .235 .084 日本人に対する中国人の態度に慣れてきた - .051 .429 .243 .226 X30 自分の大学が好きである - .153 .250 .086 .749 X31 大学での勉強にやりがいを感じている - .076 .245 .714 .177 X32 大学での勉強に集中できる - .146 .307 .596 .284

TABLE 5 異文化適応感

自己

-.030

- .141

- .045

対人関係

.335

-.060

- .008

.423

340

.199

.178

.715

.701

学 業

自己

Rは逆転項目である。

大学の先生に気軽に相談できる

私は自分はこれでいいと思う

私は自分に満足している

#### 因果モデルの妥当性の検討

仮定した因果モデルの妥当性を共分散構造分析により検討した。因果モデルの構成概念の観測変数には,因子分析の因子負荷量が高いものを用いた。TABLE 1~TABLE 5内の下線を付したものが観測変数である。統計パッケージはAmos 5を使用した。

適合度指標が最も高くなるようにパスを調整し,また,適当でない構成概念(「消極的受容」と「自己肯定感」)は削除して,最終的に得られたパス・ダイアグラムをFIGURE 2に示す(図中の観測変数XnはTABLE 1~TABLE 5のXnと対応している)。適合度指標はCFI=.820,PCFI=.739,RMSEA=.076,構成概念から観測変数への影響指標は.36~.95であり,適切に対応しているといえよう。パス係数は有意または有意傾向のものであり,標準化されたものを示してある。

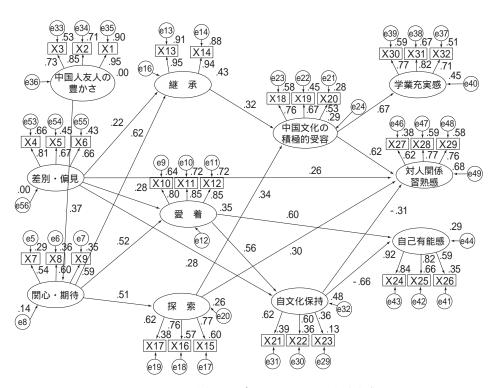


FIGURE 2 文化的アイデンティティと異文化適応感

#### 考察

本研究の目的は,中国に留学した日本人学生の文化的アイデンティティを明らかにし,ホスト社会の評価と文化的アイデンティティ,さらに,文化的アイデンティティと自文化・異文化に対する態度及び異文化適応との間の因果関係を検討することであった。

FIGURE 2より、「中国人友人の豊かさ」から、日本に対する中国人の「関心・期待」に正のパスが認められる。中国人との良好な交友関係により、中国人が日本に対して関心を持ち、理解しようとしていることを認識することがわかる。

次に、日本に対する「関心・期待」から文化的アイデンティティの「継承」「愛着」「探索」の全てに正のパスが認められた。また、「差別・偏見」からは「継承」「愛着」に正のパスが認められた。これも中国人留学生の調査とほぼ同様の結果であった。自国・自文化に対する肯定的評価が自文化への愛着やそれを継承しようとする意欲、さらに自分の文化的アイデンティティの根源を知りたいという欲求を刺激することは容易に推測できる。一方、中国人の差別的視線や低い評価もまた文化的アイデンティティの感情的側面を強めている。異国で自文化を貶められるような体験をしたとき、その精神的苦痛を乗り越えるために、逆に自文化への誇りを強めることで精神面を支え、逆境を乗り越えようとすることがわかる。言い換えれば、差別や偏見に遭遇することは、文化的アイデンティティの確立につながると考えられる。

次に,文化的アイデンティティのうち,「継承」「探索」は「中国文化の積極的受容」に正の影響を与えている。自文化をしっかり継承しようということは,自文化の大切さを明確に自覚することである。そうした自覚は,異文化の担い手である相手にとっても彼らの文化が大切であることへの気付きを促すのであろう。また自分の文化的アイデンティティを知的に探求することは,自文化の客観的意識化につながると思われる。自文化の自覚や客観的意識化は,異文化にも目を向け,それを受け容れようとする心の準備を促すことが推測される。一方,「愛着」は「自文化の保持」に正の影響を与えている。自文化をすばらしいと感じることは,異文化の中でも自文化を保持したいという気持ちを強めることは十分推測可能である。

さらに、「中国文化の積極的受容」は、外的適応感である「学業充実感」「対人関係習熟感」に正の影響を与えている。異文化の中にあって中国文化を積極的に受け容れようとする態度は、充実した学業や円滑な人間関係を促進することがわかる。一方、「自文化の保持」は「対人関係習熟感」に負の影響、「自己有能感」に正の影響を与えている。「自文化の保持」に影響を与えているのが、中国人の「差別・偏見」と自文化への「愛着」であること、「愛着」を強める要因の一端に「差別・偏見」が影響を与えていることを鑑みると、自文化を保持することは中国への反感・拒絶感に起因する可能性が考えられる。中国人が日本人・日本文化を差別・偏見の目で見ているという認知は、中国人に対する反感を生じさせ、中国文化の拒否と自文化の固執へと発展し、ひいては中国人とのコミュニケーションなどにも支障を来たす過程が推察される。また自文化に拘泥することにより中国社会の中で中国文化に溶け込めなくなり、そのために無能感や孤立感を深め、結果的に自尊感情も大きく傷つけられることが想像される。これらの結果は、一二三(2008)の、日本文化の積極的受容と自文化保持が異文化適応感を補強しあうという中国人留学生対象の調査結果とは異なるものであった。

以下,因果モデルでは仮定しなかったパスについて考察していく。「差別・偏見」から「自文化の保持」「対人関係習熟感」に正のパスが認められた。上でも触れたが,中国人が日本・日本文化を差別し,低く評価していると感じることは,中国への反感や拒絶感を生じさせ,そのことが自文化を保持しようという気持ちを強化すると推察される。また,差別や偏見を認知する背景には,中国人の考え方を理解しているという自負が伴うであろう。そうした自負が,「対人関係習熟感」を強めていると考えられる。

また、「愛着」から「自己有能感」、「探索」から「対人関係習熟感」に正のパスが認められた。 自文化を愛し誇りに思うことは、自己への肯定的意識を強めることがわかる。これはTajfelの説を 裏付けるものといえる。また、自分の文化的アイデンティティを探索することは自文化への理解を 深めると同時に、自国と他国との関係との理解や、自文化と異文化との比較をも伴うであろう。そ うした理解を背景に、中国人の考え方や行動の意味の理解が深まり、結果的に中国人との対人関係 への習熟感が強まると推測される。

#### 留学生と本国学生との比較

最後に、中国留学の影響を検証するために、中国で学ぶ日本人留学生と日本国内の日本人学生について比較する。比較する項目は、日本に対する中国人の評価と文化的アイデンティティ及び自尊感情である。

被調査者は、中国に留学している日本人留学生113名(先述)と、日本国内の日本人大学生180名(男性55名,女性125名,平均年齢18.8歳)である。因子分析の結果、各因子の構成項目のうち因子負荷量.40以上のものを尺度項目とした各尺度のクロンバックの 係数は、.73~.90であり、内的整合性は十分であることが確認された。各尺度の構成項目の合計得点を項目数で除した尺度得点についてt検定を行なった。結果をTABLE 6に示す。

		留学生( n=113 )	本国学生( n=180 )	t 値
差別・偏見(	= .83 )	2.56 ( .82 )	2.95 ( .89 )	- 3.82***
関心・期待(	= .73 )	2.78 ( .64 )	2.54 ( .62 )	3.29**
継承 (	= .84 )	3.91 ( 1.04 )	4.01 ( .75 )	- 0.95
愛着 (	= .90 )	3.58 ( 1.03 )	3.64 ( .84 )	- 0.53
探索 (	= .77 )	2.94 ( .80 )	2.74 ( .70 )	2.31*
自己有能感(	= .85 )	3.26 ( .81 )	3.03 ( .78 )	2.45*
自己肯定感 (	= .82 )	2.79 ( 1.16 )	2.90 ( 1.05 )	- 0.78

TABLE 6 各尺度得点平均値・標準偏差・t検定結果

( )内は標準偏差 †p<.10 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

## (1) 相手国の自文化に対する評価の認知

「差別・偏見」に関して本国学生のほうが留学生よりも強く感じ,逆に,「関心・期待」に関しては留学生のほうが本国学生よりも強く感じている。留学することで,日本に対する中国人の偏見や差別感が本国にいるときに認知していたほど強いものではないこと,日本への期待が強いことへの気付きが促進されることが示された。中国に留学することで,日本人に対する中国側の評価の認知が,本国で感じていたほど否定的でないことを認識し,より肯定的な方向に変化することがわかる。

#### (2) 文化的アイデンティティ

「探索」について、留学生と本国学生との間に有意差が見られた。異文化における様々な体験により、それまで空気のように自明のこととして接していた自文化を改めて深く知りたいという欲求が高められるのであろう。一方、「継承」「愛着」のいずれも、留学生と本国学生との間に有意差はなかった。

#### (3) 自尊感情

「自己有能感」については留学生のほうが本国学生よりも自分の有能性を高く評価している。留学生活は様々な困難と対峙する体験である。そうした様々な困難を克服することで自分の能力に対する自信を強めることがうかがえる。

#### まとめ

教育的示唆 本研究では、中国における日本人留学生の文化的アイデンティティの構成要素を検討し、中国人の日本に対する評価、自文化・異文化への態度、適応感との関係を検討した。また、留学生と本国学生との比較を通して、留学が文化的アイデンティティその他に与える影響を検証した。以上の結果より、日本人大学生の文化的アイデンティティに関して次のような示唆が得られよう。

第1に,文化的アイデンティティを高める教育の重要性である。FIGURE 2より,自文化への愛着・誇りは自己有能感を高めることが示されている。これは,自国・自文化に対する誇りや帰属意識を持てないことが自尊感情をも損なう可能性を示唆している。自己への肯定意識や自尊感情を持てないことは,決して望ましいことではない。自己への自信や有能感を培うためにも,しっかりした文化的アイデンティティを育成する教育が必要であろう。

第2に、留学による様々な効果が示唆された。日本に対する中国人の差別意識が弱いことの気付き、自文化への深い探索、自己有能感の強化などが、留学の効果として認められた。中国人が日本に対して予想していたよりも差別的でないことを学ぶことは、両国の友好にとっても大きなプラスであろう。また、それまで無意識に受け容れ、あまり強い関心を持たなかった自文化への探求を深めることも文化的アイデンティティ確立には有効である。さらに、異文化の中で苦労しながらも自立して生活することで自己への有能感を高めることは、青年期の精神的発達を大いに促進するであるう。青年期の留学はアイデンティティの危機を孕む一方で、大変有益であるといえる。

今後の課題 本研究では中国における日本人留学生を対象に文化的アイデンティティを検討し、日本本国の学生と比較した。しかし、被調査者の平均年齢が異なるため、本研究での結果をそのまま留学による影響と断定することは出来ない。今後は同一の被調査者の縦断的調査が必要であろう。また、中国以外の国に留学している日本人についての研究も必要である。今後の課題としたい。

#### 参考文献

新井郁男 1995 日本人の異文化接触とアイデンティティ 異文化間教育,9,37-51.

井上孝代・伊藤武彦 1995 来日一年目の留学生の異文化適応と健康 質問紙調査と異文化間カウンセリングの事例から 異文化間教育,9,128-142.

上原麻子 1988 留学生の異文化適応 言語習得及び異文化適応の理論的・実践的研究(広島大学教育学部日本語教育学科・留学生日本語教育),111-124.

- 大野裕 1990 若者の留学体験 青年心理,84,45-49.
- 吉元洪 1999 中国人留学生のビリーフ・システムと学習態度・意欲が異文化適応に与える影響 学生相談研究, 20, 143 - 152.
  - 2001 在中日本人留学生の異文化適応に関する研究 ビリーフ・システムと自我同一性の 観点から 広島国際研究,7,183-199.
- 周玉彗 1995 受け取ったサポートと適応に関する因果モデルの検討 在日中国系留学生を対象と して 心理学研究,66,33-40.
- 鈴木康明・井上孝代 1995 異文化間カウンセリング 渡辺文夫(編)異文化接触の心理学 川島 書店 159-168.
- 田中共子 2000 留学生のソーシャル・ネットワークとソーシャル・スキル ナカニシヤ出版 鑪幹八郎・宮下一博・岡本祐子(編)1997 アイデンティティ研究の展望 ナカニシヤ出版 早矢仕彩子 1997 外国人就学生の自己認知,自・他文化への態度が適応感に及ぼす影響 心理学研究,68,346-354.
- 一二三朋子 2006 異文化接触と親の教育方針がエスニック・アイデンティティ及び自尊心に与える影響 日本人学生と中国人留学生の場合 文藝言語研究言語篇,49,61-81.
  - 2008 留学が中国人学生の文化的アイデンティティに与える影響に関する一考察 中国人 留学生と中国本国の学生との比較を通して 文藝言語研究言語篇,53,1-15.
- 堀洋道・山本眞理子(編)2001 心理測定尺度集 サイエンス社
- 堀洋道・吉田富士雄(編)2001 心理測定尺度集 サイエンス社
- 袰岩ナオミ 1986 メタ的な生き方のすすめ 青年と医学,34,51-56.
- 山崎瑞紀・平直樹・中村俊哉・横山剛 1997 アジア系留学生の対日態度及び対異文化態度形成に おけるエスニシティの役割 教育心理学研究,45,119-128.
- 山本真理子・松井豊・山成由紀子 1982 認知された自己の諸側面の構造 教育心理学研究,30, 64-68.
- Bochner, S. 1972 Problems in Culture Learning. In S.Bochner & P.Wicks (Eds.), Overseas Students in Australia. New South Wales: New South Wales University Press.
- Karasawa, M. 1991 Toward an Assessment of Social identity: The Structure of Group Identification and Its Effects on In-group Evaluations. British Journal of Social Psychology, 30, 293-307.
- Phinney, J.S. 1989 Stages of Ethnic Identity Development in Minority Group Adolescents. Journal of Early Adolescence, 9, 34-49.
- \_\_\_\_ 1991 Ethnic Identity and Self-esteem: A Review and Integration. Hispanic Journal of Behavioral Science, 13, 193-208.
- \_\_\_\_ 1992 The Multigroup Ethnic Identity Measure: A New Scale for Use with Diverse groups. Journal of Adolescent Research, 7, 156-176.
- Tajfel,H.(Ed.) 1978 Differentiation between Social Groups: Students in the Social Psychology of Intergroup Relations. London: Academic Press.

# "来不及"型可能補語句型の成立過程

Historical Consideration of Complement structures '来不及'

# 伊原大策

IHARA Daisaku

Theoretically, the presence of the complement structures '来得及/来不及'in the current Chinese entails the corresponding structure '来及,' but the latter is not in use. This paper deals with the prototype of 'V及'and the birth of '来得及/来不及' from historical perspective, revealing the reason why '来及' does not exist.

#### 1 はじめに

筑波大学 地域研究29:113-127,2008

現代漢語の可能補語構造"来得及/来不及"について、その起源を尋ねようとしても、容易に古形に辿り着けない。これに対応する機能を持った結果補語構造"来及"がもともと存在しないので、途中で手がかりを失うからである。そのため、"来得及/来不及"句型の由来を明らかにするには、単に可能補語構造から結果補語構造へと語法史を遡るのではなく、機能と形態の両面に基づきその変遷過程を跡づけなければならない。

小論は,"来得及/来不及"の起源を求めて中古漢語の"V得及/V不及"にまで遡り,そこで確認できる機能と形態を頼りに更に上古漢語にこの語の原初的形態を探る。その過程において,複数の要素が"V得及/V不及"に重層的に作用し,その結果,本来存在しなかった機能がそれに付与されたために,「間にあう/あわない」を意味する"来得及/来不及"が成立したことを示そうとする。このことにより,現代漢語において,"来得及/来不及"が常用されるにもかかわらず"来及"が用いられない理由も自ずと明らかとなる。

なお,小論は,あわせて別の研究誌に発表される拙論2本と関連を持つ。紙幅の制限により小論で扱うことのできない点については,これらの拙論で触れられる。

# 2.1 "及"を含む三つの句型

<sup>1</sup> 拙論2007および拙論2008。

"来得及/来不及"の古い用法を求めて語法史を遡ろうとすると,形態に基づく限り,近世漢語以前に行き着かない。「間にあう」という意味の"来得及/来不及"は明代にようやく発生したからである。しかし機能と形態の両面に基づきながら上古漢語にまで遡ると,関連するいくつかの句型を見いだすことができる。例えば,"V+及""VO不及""及V"などである。

今,行論上の必要から,拙論2007および拙論2008で述べたことがらについて,その概略を以下に示す。

#### -a [" V + 及 "]

- "V+及"は移動に伴う空間的到達を示し、「~にいたる」という意味を表す。
- 1,射人納賓,賓<u>入及</u>庭,公降一等揖之。(《儀礼》燕礼)(射人が客を迎える時,客が邸の庭にまで入ると,主人は階段を一段下りて客に挨拶する)

さらにこれが原義となって抽象的用法に拡張されることもある。

2 , 君貺寡君 , 延及二三老 , 拝。(《儀礼》聘礼)(君主が我が君を慰問され, さらに二・三人の 大夫にまで慰問を続けてくれると, それに拝謝する)

しかし,この場合も空間意識が抽象的に置き換えられたものなので,それを「空間型」機能から離れたものと見なさない。また,上古漢語期は結果補語構造が未成立だった時期であるため,その内部構造に基づいて見た場合,"V+及"は動詞連語と見るべきである。

# -b (" V及")

中古漢語期は多くの動詞連語が結果補語構造に向けて変質し始めた時期なので,中古漢語において用いられるこの句型は,動詞連語"V+及"と同質ではなく,結果補語句型"V及"に近い構造を持つものと考えられる。

3 , 莫爲此女人損着府君性命 , <u>累及</u>天曹。(敦煌変文 葉浄能詩 )(この女のために府君の体面 を傷つけて天曹にまで災いが及ばないように)

#### -a [空間型 "VO不及"]

この句型は形態的には中古漢語期以降の可能補語構造と同一であるが,上古漢語期に既に存在していた。上古漢語期には可能補語構造が成立していなかったことが確認されているので,この "VO不及"は動詞連語であると見なすのが適当である。上古漢語期におけるこの句型は空間的到達を示すので,「空間型」機能を持つと言える。

4 , 冬十月甲申 , 呉太子諸樊入郥 , 取楚夫人與其寶器以帰。楚司馬遼越<u>追之不及</u>。(《春秋左氏 伝》昭公二十三年)(冬の十月の甲申の日に呉の太子諸樊は郥に入って楚夫人とその宝器を奪って帰った。そこで楚の司馬遼越は諸樊を追いかけたが追いつかなかった)

「空間型」のこの句型は中古漢語期になると補語構造に接近し,肯定形"VO得及"という形態でも用いられる。

5 ,屋下<u>擧手得及</u>,指内窠中,燕子亦出口承受。( 宣験記 )(軒下で〔燕の巣に〕手が届いたので,巣に手を伸ばすと燕の子も口を開けて〔餌を〕受けようとした)

#### -b [時間型 "VO不及"]

この句型は「空間型」"VO不及"と同一の形態を持つが、機能が異なり、時間的到達を示す。また上古漢語には存在せず、中古漢語期にようやく姿を現すので、「空間型」"VO不及"と別に扱うのが適当である。形態的には可能補語否定形と同型を有し、「時間型」機能を備え、「~するのに間にあうことができない」という意味を示す。

- 6 ,僧死後 ,闔宅常聞經聲不絶。張尋知其冤 ,<u>慙悔不及</u>。(《酉陽雑俎》続集 寺塔記上)(僧が死んだ後 ,家中でいつもお経の声がずっと聞こえた。そこで張はその僧が無実だったことを知り ,心に恥じて後悔するのに間にあわなかった)
- 7,皇帝與高力士見一條紫氣昇空而去,皇帝<u>追悔不及</u>。(敦煌変文 葉浄能詩 )(皇帝は高力士 とひとすじの紫の煙が空に上がるのを見て,皇帝は[浄能が天に去ったことを知ったので]後 悔するのに間にあわなかった)

#### ["不及V"]

この句型の肯定形"及V"は「~する時になる」という意味を持ち、時間的到達を示す。しかしこれに否定詞が着くと些か意味が異なる。例えば"未"によって已然の否定が示された場合は「~する時間が来る前に…する」という意味が表され、"不"によって否定形が構成された時は可能の意味をも含んで「~するのに間にあうことができない」となる。

- 8,生十年而喪先君,<u>未及習師保之教訓而應受多福</u>。(《春秋左氏伝》襄公十三年)(生まれて十年で父を失い,まだ守り役の教えを学ぶのが間にあわないうちに君主の地位を受けることになった)
- 9 ,壁壘天旋,神抶電撃,逢之則碎,近之則破。鳥<u>不及飛</u>,獣不得過,軍驚師駭,刮野掃地。 (《漢書》揚雄伝上)(壁塁は天のように回らし,〔士卒は〕鬼神の如く笞ち,稲妻の如く撃つ つので,逢えば砕かれ,近づけば破られる。鳥は飛び去るのに間にあわず,獣はその場から逃 げることができず,軍隊が一斉に動くと,すべてが殺されて原野は根こそぎ掃蕩され尽くす)

小論は時間表現に関わる可能補語構造"来得及/来不及"の起源を検討するのが目的であるから,可能の意味を含む「時間型」"不及V"を考察の対象にする。

"不及V"は上古漢語に既に存在するが、中古漢語期には「間にあわない」を示す句型として多用され、定型化する。

10, 漢時, 会稽句章人, 至東野還, 暮不及至家, 見路旁小屋燃火, 因投宿止。(《捜神後記》6) (漢の時代に会稽句章の人が東野に行って帰ろうとしたところ, 日が暮れて家に着くのに間にあわず, 道ばたに小さな家が明かりを灯しているのが見えたので, そこで宿を取った)

以上の三句型は,それぞれ肯定形に偏って用いられるものと,否定形に偏って用いられるものとが截然と分かれている。すなわち,"V+ 及"は肯定形で使用され,「時間型」の"VO 不及"に肯定形は存在せず,"D 及"は肯定形と否定形が共に可能とはいうものの,可能を示す「時間型」で使用される時,"D 不"を否定詞とした否定形"D 不及 D が採用される。

#### 2.2 上古漢語期から中古漢語期にかけての三句型の系譜

以上の句型について、機能ごとに分類し、上古漢語期から中古漢語期にかけてのそれぞれ使用状況を整理すると、次の表が得られる。

	上古漢語	中古漢語
「空間型」"V及"	あり( " V + 及 " )	あり("V及")
「時間型」"V及"	なし	なし
「空間型」" VO不及 "	あり	あり
「時間型」" VO不及 "	なし	あり
「空間型」" VO得及 "	なし	あり
「時間型」" VO得及 "	なし	なし
「空間型」"不及V"	なし	なし
「時間型」"不及V"	あり	あり

表 1 時代別に見た各句型の使用例の分布

注:"V+及"は動詞連語", V及"は結果補語構造を示す。両者は同形態であるが語の内部構造が異なる。

時代を縦軸にして、機能にもとづいてこれに再整理を加えると、以下の表が得られる。

表 2 時代別に見た各句型の機能の分布

	「空間型」機能	「時間型」機能
上古漢語	"V+及""VO不及"	" 不及V "
中古漢語	" V 及 " " V O 不 及 " " V O 得 及 "	" VO不及 " " 不及 V "

注:" V+及 "は動詞連語 ", V及 "は結果補語構造を示す。

各機能の時代別継承性について見た場合,この表は次のことを意味する。

1,「空間型」機能に基づいて見ると,上古漢語の"V+及""VO不及"と連続性を持つのは,

中古漢語の"V及""VO不及""VO得及"である。同一句型が同一機能を継承するのは当然であるから,重複した句型を除いた上で,そこに変遷過程が存在していると想定すれば,次のように言うことができる。

「空間型」" V + 及 " (動詞連語)から「空間型」" V 及 " (結果補語構造)が産出された。また,動詞連語としての「空間型」" VO不及 " から可能補語構造に接近した「空間型」" VO不及 " が発生し,さらにその肯定形の「空間型」" VO得及 " が作り出された。

2 ,「時間型」機能に基づいて見ると,上古漢語の"不及V"と連続性を持つのは,中古漢語の「時間型」"VO不及"と"不及V"である。同一句型が同一機能を継承するのは当然であるから,重複した句型を除いた上で,そこに変遷過程が存在していると想定すれば,次のように言うことができる。

「時間型」の"不及V"から「時間型」の"VO不及"が産出された。

3 , 形態に基づいて見た場合 , 中古漢語の「時間型」" VO不及 " には , その原型に相当する「時間型」の句型が上古漢語に存在しない。強いて形態上の原型を求めれば , 上古漢語の「空間型」 " VO不及 " である。そこに変遷過程が存在していると想定すれば , 次のように言うことができる。

「空間型」"VO不及"から「時間型」"VO不及"が産出された。

このことは,とりもなおさず「時間型」"VO不及"が,形態を「空間型」"VO不及"から借用し,機能を「時間型」"不及V"から取り込んだことを示唆する。つまり,上古漢語期から中古漢語期にかけて,「時間型」"VO不及"が成立する過程で,「空間型」"VO不及"と「時間型」"不及V"との間で機能の混乱が生じたことを意味する。

上の3点のうち,第1点について検討すると,上古漢語の動詞連語が中古漢語期に結果補語構造に進化し,否定形動詞連語が関与しながら可能補語構造が成立したことが既に知られているので<sup>2</sup>,この表が示唆するところは既知の知見に一致する。このように,第1点においてこの表の示唆するところが既知の知見に一致するからには,第2点と第3点によって得られる推測は,「時間型」"VO不及"の由来を正しく反映していると想定するに足る。

「時間型」"VO不及"は現代漢語の"来不及"の直接的な起源に他ならないので、"来得及/来不及"の成立過程を解明するには、"VO不及"と"不及V"との関係を探ればよい。

# 3.1 " VO不及" の語構造

"VO不及"と"不及V"は、機能が同一であるだけでなく、形態も一部で共通点を持つ。そのため、"VO不及"と"不及V"が形態と機能を互いに交流させたと想定できるからには、その共通点を媒介として両者の混合する過程が発生したと推測できる。

そこで思い起こされるのが,上古漢語における"VO不及"の語構造の緩さである。

<sup>2</sup> 結果補語と可能補語との関連については楊建国1959,潘允中1980、岳俊発1984などで検討されている。

11, 壺子曰"追之。"列子<u>追之不及</u>。(《荘子》応帝王)(壷子は〔その男を〕「追え」と命じた。 そこで列子は男を追ったが追いつかなかった)

この例はあたかも可能補語構造であるかのような形態を持っている。しかし , 上古漢語には次のような例も見られる。

- 12, 於是乎伏斧鑕, 請死於王。王曰"<u>追而不及</u>, 豈必伏罪哉!子復事矣。"(《呂氏春秋》離俗覧) (そこで[息子は父の罪を詫び]斧鑕に身を置いて王に死を請うた。すると王が言うには「〔父を〕追いかけても追いつかなかったのだから, どうして罪に服しなければならないことがあろうか。もとの職務に戻るがよい」)
- 13, 壺子曰"追之。"列子<u>追之而不及</u>。(《列子》黄帝)(壷子は〔その男を〕「追え」と命じた。 そこで列子は男を追ったが追いつかなかった)

ここでは"追之不及"と同じ意味を示すのに"追而不及"や"追之而不及"という表現が用いられている。これは当時の"追之不及"の語構造が密接な内部構造を有していなかったことを暗示する。さらに当時の"及"の他動詞性が高かったことも知られるので³,例えば上古漢語の"V死"を"V而死"の縮約形であると見なすのと同様に⁴,"追之不及"を"追之而不及"の縮約形と扱うのが合理的である。したがって,上古漢語の"追之不及"の内部構造は"追之+不及"であり,これを二つの連語として扱うのであれば"追之,不及"と句読を付けることが可能であり,"追之不及"を一つの連語であると認めるのであれば,"追之"と"不及"の両成分が同価で並列された等立的連用構造を持つものと見なすことができる。

上古漢語における動詞連語の内部構造の緩さについては先行研究によってしばしば指摘されるところであり,例えば楊建国1959は"吾士氣少衰,而<u>鼓不起</u>者何也"(《漢書》李広伝)(我が軍の士気が少し衰え,進撃太鼓を敲いて鼓舞できないのはなぜだ)の"鼓不起"について,"鼓"と"不起"が等価で連用されたものでありながら,補語構造へ進もうとする萌芽的形態であると解している。また蒋紹愚1995は"項籍少時,<u>學書不成</u>"(《史記》項羽本紀)(項羽は若い頃,字を習ったがうまくいかなかった)を例に取り,"學書"と"不成"が補語構造を構成する前段階にあると認めている。。

このように,こうした用法は上古漢語に少なからず存在することから,補語構造 "V(O)不C" 成立以前には補語構造でない "V(O)不V"が広く存在していたと推測できる。したがって上古

<sup>3</sup> 拙論2008で"及"の用法について触れた。

<sup>4</sup> 余健萍1957が"餓死"の発展過程を論じるにあたって"餓而死"を持ち出して以来,補語構造と疑わしき 語の内部構造を検討するにあたって,"而"が中に割って入る現象を根拠にする論考は多い。呉福祥1999や 趙長才2002など。

<sup>5</sup> 楊建国1959:44。なお楊建国が引く《漢書》例文の前半は諸本との間で異同があるので,北宋景祐本及び 乾隆武英殿本に拠り訂正して引用した。

<sup>6</sup> 蒋紹愚1995:193。

漢語で使用される"追之不及"は,形態的には補語構造に繋がるものでありながら,その内部構造について見れば,"追之"と"不及"との間の結合度は極めて低いと言える。 やがて上古漢語の"追之不及"は中古漢語に引き継がれる。

14,程昱・郭嘉聞公遣備,言於公曰"劉備不可縦。"公悔,<u>追之不及</u>。(《三国志》武帝紀) (程昱・郭嘉は曹操が劉備を派遣すると聞いて,曹操に「劉備を自由にしてはなりません」と 言った。曹操は悔やんだが,追いつかなかった)

中古漢語期は多くの動詞連語が補語構造を成立させ始めた時期であるが,この"追之不及"の内部構造について見れば,それはなお上古漢語の特徴を留めていると考えられる。というのは,例文14と同一の資料に以下の如き例が存在するからである。

15, 韓出門馳馬而去,延尋悔,<u>追之已不及</u>矣。(《三国志》魏延伝)(費禕は門を出て馬に乗って去ると,魏延はすぐに後悔したが,追いかけても已に追いつかなかった)

ここに"追之已不及"が存在することから、《三国志》において"追之不及"の内部構造は"追之+不及"であり、"VO"と"不及"とがなお密接な語構造を構成していない疑いがある。したがって、例文14の例を、完成された補語構造と見なすことに躊躇しなくてはならない。 類似の例は更に時代が下がった資料からも確認できる。例えば、以下のとおりである。

- 16,及去,有数百人追之,見域徐行,而衆<u>走猶不及</u>。( 冥祥記 )([域という男が]行く時になると数百人がその男を追いかけたが,男はゆっくり進むようであるにもかかわらず,みんなが追いかけても追いつかなかった)
- 17,有人日能行数百里者,欲隨而験之,乃與倶,此人<u>馳而不及</u>。( 冥祥記 )(一日に数百里も行くことのできる者がいて,〔それが本当かどうか〕ついていって確認しようとしたところ,一緒に行くと,走っても追いつかなかった)

これらの例では,いずれも動詞と"不及"との間に副詞的または接続詞的成分Xが挿入され"V+X+不及"という構造になっている。一般に,可能補語構造形成期には否定形"V(O)不 C"において"V(O)"と"不C"との間に副詞的または接続詞的成分の割って入ることがないわけではない。しかし"V(O) 不及"の場合,時代が下っても,中間に副詞的成分や接続詞的成分の挿入される例が目立つ。この事実は,"V(O) 不及"の内部において"不及"が動詞"V(O)"に馴染みにくく,補語としての結合を十分に具えていないことを示唆している。

つまり,中古漢語期の"V(O)不及"は,形態的には補語構造を形成したかの如き姿を呈しているものの,内実は"V(O)"と"不及"が即かず離れずの状態のままであったと言える。

## 3.2 「時間型」" VO不及"の成立過程

可能補語構造"V得及/V不及"がどのような契機で発生したかについて,その過程を文献から直接に求めることは難しい。しかし,関連句型の変遷を跡づけ,目立った変化が生じた際の言語環境に目配りすることで,新機能が成立する際に作用したメカニズムを推測することが可能であろう。そこで,"及"を伴う環境について振り返って確認すると,上古漢語には形態的には可能補語構造と同型を持った"VO不及"が存在していた。例えば,"列子<u>追之不及</u>"(例文11,《荘子》応帝王)がその例である。しかしほぼ同時代の資料に"追而不及"(例12,《呂氏春秋》離俗覧)や"追之而不及"(例文13,《列子》黄帝)という例が存在するからには,当時の"VO不及"の内部構造の結合度が低かったと考えられる。また,この頃の"及"の他動詞性が高かったことも知られるので,"追之不及"の内部構造は"追之"と"不及"が密接な結合を有せず,そのためこれを結果補語構造と認めることができない。

ところで上古漢語には"V + Q"という動詞連語が存在し、" $\Delta Q$ 庭"(例文 1 、《儀礼》燕礼)や" $\underline{W}$ 及二三老"(例文 2 、《儀礼》聘礼)の如く使用された。しかし、その内部構造は結合度が低く、動詞の等立的連用であったと考えられる。"V + Q"が"V 及"として結果補語構造を構成するのは、中古漢語期以降である。

中古漢語期になると,動詞連語の内部構造が変化し,補語構造を産出する力が機能するようになった。その結果,多くの動詞連語が結果補語構造を作り上げ,さらに可能補語構造を生み出した。そのため,こうした潮流の中で,"及"もまた可能補語構造を成立させるべく変化を始めつつあったと考えられる。この時,他の可能補語句形が産出される過程と同じく,否定形を内包する等立的連用構造に基づく連語を起源としたため,否定形可能補語の成立が肯定形に先んじた。

このように発生した中古漢語の"VO不及"は形態的には可能補語に接近していながら,その内実はなお"VO+不及"のままであり,"VO"と"不及"との間に,語構造上の大きな断絶を残していた。その結果,"不及"は"VO"から切り離され易く,不安定な状態にあったと見ることができる。"走猶不及"(例文16, 冥祥記)や"馳而不及"(例文17, 冥祥記)は,この状況を反映したものであると理解できる。

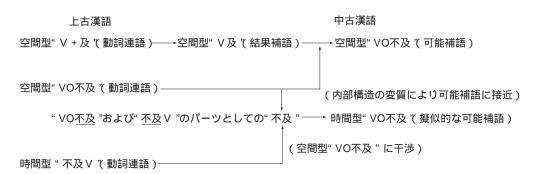
"VO不及"の内部構造が実は"VO+不及"であり,"VO"と"不及"との間に結合度の緩さがあるとなれば,"VO+不及"の後半の"不及"は遊離し,他の要素の干渉を受けやすい環境が発生する。この時,偶然にも,"VO+不及"とパーツの一部を共有する別の句型が既に存在していた。すなわち,上古漢語期以来使用され続け,中古漢語期になって固定した句型を備えるに至った"不及 V"である。この句型は"不及"を内包するという点において"VO+不及"と共通性を備えており,また両者は共に可能を示すこともできた。その結果,中古漢語期における可能補語構造盛行の圧力のもとで,"VO+不及"の内部構造のパーツの中で,結合度の低い"不及"は"VO"から切り離され,それが"不及 V"の"不及"と混線を生じる条件が整うことになる。

こうして「空間型」機能しか有しない"VO+不及"の"不及"が、「時間型」機能を持った"不及"によって置換されると、"VO+不及"に新しい機能が生じることになる。すなわち、「時間型」"VO不及"の誕生である。

したがって,中古漢語の"VO不及"の機能についてその起源を尋ねれば,「空間型」結果補語構造"V及"に由来するものと,「時間型」連語"不及V"に基づくものとの二種類が存在することになる。前者は「空間型」"VO不及"であり,後者は「時間型」"VO不及"である。両者は形態的には同一なので,外見上は"VO不及"が二つの機能を備えているかの如き姿を呈する。

以上を図示すると次のようになる。

図 1 形態から見た「空間型」"VO不及"と「時間型」"VO不及"の成立過程



以上の推測に合理性があることは,明代から清代にかけての"VO不及"の観察によって支持される。すなわち,可能補語構造否定形"VO不C"は近世漢語中期頃までに"V不CO"に変化したことが知られているが、"VO不及"にはその交代時期に不均質性の存在する事実が確認できる。

- 18,以程子説細攷之,當初不是<u>説不及此</u>,只門人記録緊要處脱一兩字,便和全意失了。(《朱子語類》52)(程子の説によってこれを細かく検討すると,最初これに言い及ばなかったのではなく,ただ門人が大事なところを記録しようとして一・二字抜かしてしまい,そこですっかり意味がわからなくなったのだ)
- 19,孫大聖那知真假,也<u>慮不及此</u>,遂将扇子遞與他。(《西遊記》61)(孫悟空は,〔その猪八戒が〕本物か偽物か知らず,そんなことには思いも及ばず,扇を猪八戒に渡してしまった)

このように、「空間型」では早くから"V不及O"への交代が進んでいる。ところが「時間型」 は明末や清代に至ってもしばしば"VO不及"の形態を残したままである。

20,柳氏夢中聴得此言,猶如冷雨淋身,<u>穿衣不及</u>,駄了被児,就哭児哭肉的跑到女児房裡来。 (《醒世恒言》9)(柳氏は〔事件が起きたという〕この言葉を聞いてまるで冷たい雨に濡れら

<sup>7</sup> 補語(C)の種類によって些か異なるが,李思明1992:52が示す表に拠れば,"VO不得"の場合は宋代から明代の間に"V不得O"に交代し,楊建国1959:45に拠れば,"VO不C"全般については明代から消滅に向かい,現代語型"V不CO"に入れ替わったとされる。

<sup>8</sup> よく知られているように,《三言》に含まれる作品の成立年代は一様ではない。佐藤1988:38は,以下で引用する例文20の出処である《醒世恒言》9巻について,馮夢龍(すなわち明末)の創作と推定する。

れたみたいに驚き,服を着るのも間にあわず,布団を体にかけたまま,大事な人がたいへんなことになったと泣き叫びながら娘の部屋に駆け込んできた)

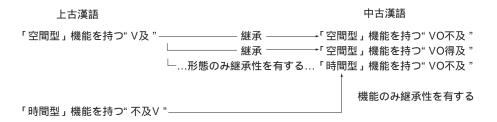
- 21,怪船家手裏還捏着櫓,一鐵尺打去,船家<u>抛櫓不及</u>。(《初刻拍案驚奇》8)([海賊は]船頭がまだ櫓を手に持っているのを見咎めて,鉄の武器を打ち込むと,船頭は櫓を捨てるのも間にあわなかった)
- 22, 一日<u>防他不及</u>,連材帯発推倒地下,把材底打開,臭得那一村人家怨天恨地,要捉他去送官。 (《醒世姻縁伝》25)([棺桶に入っている父親の遺体をどうしても見ようとする男がいて] ある日,彼を制止するのが間にあわなかったため,彼は棺桶をその置き台ごと地面にひっくり返し,棺桶の底に穴を空けてしまったので,村人達は臭くてたまらず,彼を捕まえて役所に送ろうとした)

「空間型」が早くから近世形に移行しているにもかかわらず,ひとり「時間型」のみが明末や清代においてなお古形を保存しがちであるという事実は,内部構造の点で,「空間型」と「時間型」との間に異質性が存在していることを示す。これはとりもなおさず,「時間型」"VO不及"においては明末に至っても,"不及"がVとの結合力を十分に備えていないことを暗示するものであり,"不及"が外部由来のものであることを示唆する。

以上から,「時間型」" VO不及 " の成立に " 不及 V " が関わったと推測するのは,合理性を失わない。

そこで,結果補語構造"V及"と可能補語構造"V得及/V不及"との間に見られる機能の継承関係について,図1で示した表をさらにまとめ直すと,以下のように図示できる。

図 2 機能から見た「空間型」"VO不及"と「時間型」"VO不及"の成立過程



#### 4 " V 得及 / V 不及 " に関するもう一つの競合

以上に示したように,「時間型」" VO不及"は,同じく時間機能を有する"不及V"と混線を生じつつ使用された結果,両句型は共存し,近世漢語期までには競合関係を生じることになる。例えば"不及V"の句型を持つ"不及措手"と"VO不及"の句型を持つ"措手不及"が共に使用される時期を経て,やがて前者が駆逐され,後者が保存されることになった。しかし"措手不及"は現代漢語になお残っているものの,現代人の語感から言えば文言臭を残した書面語に過ぎない。

<sup>9 &</sup>quot;VO不及"と"不及V"との競合関係については,拙論2008で詳述した。

「空間型」であれ「時間型」であれ、補語としての"及"は既にその役割を終え、生産性を失っているからである。現代漢語になお保存される"V及"および"V得及/V不及"としては、"渉及" "来得及/来不及""等得及/等不及"などわずかな例にとどまる。

では、"及"が早くから生産性を失い、現代漢語にまでその命脈を永らえることができなかった背景には、どのような興亡の過程があったのであろうか。以下にその概略を眺めてみたい。

"及"を含む補語構造を考える際,すぐに想起されるのは鄭玄の次の言葉である。

23, "及,至也"(例文1の《儀礼》燕礼に付く鄭玄注)

鄭玄に拠れば「及」は「いたる」である。実際,"入及庭"(例文1)はそのまま"入至庭"とすると些かでも古めかしさが減少するし,さらに"至"を口語の"到"に変えて"延及二三老"(例文2)を"延到二三老"と言えば現代漢語に近づく。

そこで"V及"が補語構造としての内部構造を十分に備えた時期の用例を観察すると,用法上"V及"と"V到"との距離が極めて近いことに気づく。

- 24, 日 " 昇後如何? " 師曰 " 慈雲普覆, <u>潤及</u>大千。"(《景徳伝灯録》19)(「〔龍が龍門を通って〕 天に昇った後はどうなるのですか」「慈雲が広く覆い, 大千世界を潤すのだ」)
- 25,僧衆聞之大駭,法本領被傷者,行来見夫人,<u>説及</u>賊事。(《董解元西廂記》2)(僧達は〔盗 賊の言葉を〕聞いて大いに驚き,法本は傷ついたものを連れて夫人に会い,盗賊が来たことを 話した)
- " V及 " は「空間型」機能しか持たないだけに, " V到 " と一義的に対応し, これらの"潤及" "説及"は現代漢語の"潤到""説到"に置換できる。同様に, " V得及 / V不及"のうち「空間型」 の例はしばしば現代漢語の" V得到 / V不到"に相当する。
  - 26,或問鬼神有無。曰"此豈卒乍可説。便説,公亦豈能<u>信得及?</u>"(《朱子語類》3)(ある人が鬼神の有無を問うた。師が答えて言うには「これは軽々しく言うことができるだろうか。たとえ言っても,信じることができるだろうか」)
  - 27,無善無不善,性原是如此,<u>悟得及</u>時,只此一句便盡了。(《伝習録》下)(善もなく不善もなく,人の性はもともとこのようであるから,このことに気づきさえすれば,この一言で尽きてしまう)

これらの"信得及""悟得及"は,意味と形態に基づき強いて現代漢語に近づければ"信得到" "悟得到"に相当する。このように,"V得及/V不及"と"V得到/V不到"は機能の点で極めて 接近した関係にある。

そこで, " V 得及 / V 不及 " と " V 得到 / V 不到 " の使用状況を作品別に調べてみると, 以下の

ような結果を得ることができる。

消滅

	「空間型」の"V得及/V不及"	「空間型」の"V得到/V不到"
二十回本《搜神記》(六朝)	4 例	O 例
《董解元西廂記》(金)	2 例	2 例
四十回本《平妖伝》(明)	6 例	12例

表3 「空間型」の" V得及 / V不及 "と「空間型」の" V得到 / V不到 "の使用例数

但しこの表を読むにあたって注意すべき点がある1°。それは"V得及/V不及"の賓語には名詞や代名詞を伴うことが可能だが、"V得到/V不到"の賓語としては場所詞しか用いられないという点である。"V得到/V不到"が名詞や代名詞を賓語として後置できるようになるのは、明末以降に限られる1°。したがって、この表に計数されている"V得到/V不到"には名詞を賓語にした例は含まれない。にもかかわらず明代作品において多数の「空間型」の"V得到/V不到"が用いられる事実は、当時の"V得到/V不到"の圧倒的な優勢を物語る。

このように 「空間型」" V得及 / V不及 " は , 類似の機能を持った " V得到 / V不到 " の普及に 時を合わせるかのように衰退を示すようになる。一方 , " V得到 / V不到 " によって駆逐されずに 済んだ「時間型」" V得及 / V不及 " は , やがてその全盛期において内部に採用する動詞の範囲を 拡大させ , ついに "来得及 / 来不及 " を生み出すに至る12。

以上について、縦方向を時間軸にして整理すると、次のように図示することができる。

 V + 及 (等立的連用による動詞連語)(「空間型」)
 不及V(「時間型」)

 V及 (結果補語)(「空間型」)
 V及 (結果補語)(「空間型」)

 VO得及 / VO不及(可能補語)(「空間型」)
 (「空間型」" VO不及" と" 不及 V"の合流を促す)

 VO不及(合流由来の「時間型」可能補語否定形)
 類似の機能を有する" V得到 / V不到"との競合

 VO得及(合流由来の「時間型」可能補語肯定形)
 VO得及(合流由来の「時間型」可能補語情定形)

 「空間型」" V得及 / V不及の衰退
 V得及 / V不及(移動動詞の「時間型」可能補語,例"去不及")

来得及 / 来不及 ("来"が動作一般を指す代動詞として使用されるようになった結果,生産性を失い固定化された可能補語)

図3 "来得及/来不及"の成立過程

<sup>10</sup> 四十回本《平妖伝》の一部は二十回本《平妖伝》と一致し,両者の成立時代は些か異なる。しかし,両者は共に明代の言語を反映しており,"V得及/V不及"と"V得到/V不到"の使用状況に限れば,両者の間に同傾向を認めることができる。そこで,量的に大部の四十回本を採用して計数した。

<sup>11</sup> 拙論2002。なお,明代の「V到」は空間的到達以外に時間的到達をも示すことができる。しかし「V及」と異なり,その否定形は「間にあうことができない」という意味を示さない。そのため,ここでは「V到」の否定形を考慮する必要はない。

<sup>12 &</sup>quot;来得及 / 来不及 "が産出される過程については , 拙論2007で詳しく述べた。図 3 を読むにあたって , 拙論2007をも参照されたい。

#### 5 終わりに

現代漢語の"来得及/来不及"が「間にあう/あわない」という意味を持つのは,旧白話の"V得及/V不及"が有する「時間型」機能に基づくので,小論では"来得及/来不及"の成立過程を明らかにするにあたって,この句型が「時間型」機能を備えるに至る過程を中心に検討した。そのため,それと現代漢語の"来得及/来不及"との関係については紙幅の関係で十分に触れることができなかった。そこで以下では視野を現代漢語期にまで拡大し<sup>13</sup>,整理を加える。

"来得及/来不及"の起源に関して形態に基づき語法史を遡れば,"V得及/V不及"を経て上古漢語の"V及"にまで遡ることができる。しかしこれらの"V及"や"V得及/V不及"は,本来「空間型」機能しか持たず,「時間型」機能を備えていないものであった。そのため,機能に関して言えば,初期の"V及"や"V得及/V不及"は"来得及/来不及"と継承関係を持たない。したがって,"V及"は"来得及/来不及"の直接的な原型ではない。

上古漢語の"V+及"の語構造は動詞の等立的連用であり、補語構造と認めることはできない。同様に、"V得及/V不及"について見ても、肯定形より先に成立した否定形の"V不及"は上古漢語の"VO+不及"を原型に持つだけに、当初は可能補語構造を有していなかった。この特性は中古漢語期に至っても保存され、"VO+不及"の内部構造は"VO"と"不及"との間の結合度が低いままであり、その結果、"不及"は"VO"から遊離しがちな状況にあった。

中古漢語期になって"VO+不及"が擬似的ながらも可能補語構造へ向けて変化を始めた頃,「時間型」機能を持つ"不及V"も多用され,その句型を固定化し始めていた。この句型は「~に間にあうことができない」という表現が求められる際に好んで使用され,可能を示す語を句型内部に含まないにもかかわらず,可能に近い意味を持つことのできるものであった。そのため,機能と形態の両面において"不及V"は"VO+不及"と共通性を高め,両者は混線を生じるようになった。その結果,本来「空間型」機能しか有しない"VO+不及"は"不及V"から「時間型」機能を取り込み,かくて"VO+不及"は「空間型」機能と「時間型」機能の両方を身につけた。

こうして中古漢語の"VO不及"は「空間型」機能と「時間型」機能の二つを備えると共に,可能補語構造盛行の潮流の中で,その内部の結合度をしだいに高め,肯定形も作り上げることで"V(O)得及/V(O)不及"を成立させた。ところが,近世漢語期になると,そのうちの「空間型」機能のみが衰退を示し始める。この時,"及"とほぼ同等の機能を持つ口語系の"到"が白話文体で盛んに用いられるようになり,"V得到/V不到"の使用例が増加する。そのため,「空間型」"V得及/V不及"の衰退の背景には,"V得到/V不到"の興隆があったと推測できる。

一方,「時間型」" V 得及 / V 不及 " は機能の点で衝突が生じないため, " V 得到 / V 不到 " との競争に巻き込まれることなく,そのまま用いられ続け,明代末期に至ると,使用頻度や用法の広さの点で頂点に達する。その結果,この句型で採用される動詞がこれまで以上に拡大され,移動動詞

<sup>13 &</sup>quot;来得及/来不及"の現代漢語期に至るまでの姿については、拙論2007および拙論2008で詳述した。行論上の必要から、本章後半ではその一部を再述する。

までもが「時間型」" V得及 / V不及"に取り入れられ、"去不及"や"来不及"が発生する。発生の当初、これらは「(時間的に)~へ行くのに間にあわない」や「(時間的に)~へ来るのに間にあわない」という意味で使用されていた。しかし間もなく、"来不及"の"来"が代動詞として機能するようになり、「~へ来るのに間にあわない」ではなく「~をするのに間にあわない」という意味として使用されるようになった。こうして"来不及"が一般の動作を広く指す機能を持つようになると、個別の動詞に対応して用いられてきた" V得及 / V不及"は、その役割を終える。そのため、清代以降、" V得及 / V不及"はそれまでの勢いを失い、民国時代を迎えるまでには、"来得及 / 来不及"および少数の例外的な表現(例えば"等得及 / 等不及")を除いて、" V得及 / V不及"の句型を備える表現が姿を消した。

現代漢語において、"来得及/来不及"が常用されるにもかかわらず、"来及"の使用が許されないのは、"来及"が"来得及/来不及"の機能上の所謂原型になりえないからである。現代漢語の環境において、"来得及/来不及"の語形に基づき、強いて"来及"を生み出す操作を行っても、可能補語構造"来得及/来不及"(「時間型」機能を有する)と結果補語構造"来及"(「空間型」機能を有するものとして想定されることになる)との間で機能上の不整合性が生じ、"来及"は理解不能の表現となる。

"来得及/来不及"が所謂原型として"来及"を持ち得ないのは,中古漢語期において"V不及"が"不及V"と機能上の混線を生じた結果,"V不及"本来の機能を失ったためである。

以上の変遷過程で認められた"VO不及"の内部構造の変質過程は,上古漢語期から中古漢語期にかけて,否定形を含む動詞連語が可能補語を形成する上で示す典型的なパターンの一部でもある。

#### 参考文献

伊原大策2002 結果補語"V到"における「移動」と「目的の達成」,『東西言語文化の類型論特別 プロジェクト研究成果報告書(平成13年度)』 (PART1)

伊原大策2007 可能補語「来不及」の起源に関わる二つの「V不及」,《集刊東洋学》98

伊原大策2008 "来不及"句型と"不及来"句型,《中国文化》66

岳俊発1984 "得"字句的産生和演变,《語言研究》1984-2

呉福祥1999 試論現代漢語動補結構的来源,《漢語的現状与歷史研究》,中国社会科学出版社

佐藤晴彦1988 《醒世恒言》における馮夢龍の創作( ), 《神戸外大論叢》39-6

蒋紹愚1995 内部構擬法在近代漢語語法研究中的運用,《中国語文》1995-3

趙長才2002 能性述補結構否定形式 " V(O)不得 " 與 " V不得(O)"的産生和発展 , 《漢語史研究集刊》5 , 巴蜀書社

潘允中1980 漢語動補結構的発展,《中国語文》1980-1

楊建国1959 補語式発展試探,《語法論集》3,中華書局

余健萍1957 使成式的起源和発展,《語法論集》2,中華書局 李思明1992 晚唐以来可能性動補結構中賓語位置的発展変化,《古漢語研究》1992-4

小論は,特に注記した部分を除くと,《儀礼》《春秋左氏伝》《荘子》《呂氏春秋》《景徳伝灯録》は四部叢刊,《史記》《漢書》《三国志》は百衲本,宣験記 冥祥記 は魯迅全集所収《古小説鈎沈》,二十回本《捜神記》《捜神後記》《酉陽雑俎》は学津討原,敦煌変文は《敦煌変文集新書》,《朱子語類》は明刊日中合璧本,《伝習録》は王文成公全書,《董解元西廂記》は嘉靖本,《初刻拍案驚奇》は尚友堂刊本,『西遊記』は世徳堂本,『醒世恒言』は葉敬池刊本,四十回本《平妖伝》は内閣文庫蔵泰昌元年刊本,『醒世姻縁伝』は同徳堂本をそれぞれ使用した。

#### 筑波大学 地域研究29:129-141,2008

# 言語習得・認知科学両研究成果の生態学的展開に 基づく日本語教育方法論

Methodology of Japanese Language Education Based on Ecological Development of Language Acquisition and Cognitive Science

# 岡崎敏雄

**OKAZAKI** Toshio

This paper discusses the following three points in relation to methodology of Japanese language education based on ecological development of language acquistion and cognitive science: 1. language education based on ecological development of the above two areas; 2. methodological characteristics of Japanese language education based on ecological development of the above two areas; 3. methodologies of reading and listening instruction of Japanese language education of the characteristics above.

# . はじめに

# 1. 自然、人間両生態学における総合生態学への展開

自然生態学に呼応して人間生態学諸学 精神生態学,言語生態学,情報生態学,生態学的哲学,生命系経済学,生命の政治学,生態学的認知科学等 が形成,展開,体系化されてきている(岡崎,2005c,2007b)。また,1990年代以降,「環境危機は開発途上国における貧困,生存基礎条件の危機,紛争など人間生活の危機と綜合的に解決されなければ実現しない」とするエコロジーのパラダイムシフト(「環境問題のみ対応」から「環境・人間両問題対応」へ)に触発され,自然,人間両生態学の諸学それぞれにおいて総合生態学に向かう展開が進行している。それは一方で,生態学諸学の展開そのものにおいて他の生態学の視点を導入するのと共に,他方で,生態学以外の個別諸科学の成果を生態学的に展開するという2つの様式によって行なわれている。また,両様式を総合化する形で,人間生態学 生態学的哲学,精神生態学,言語生態学,情報生態学 が,生態系生態学を基礎に,宇宙生命圏生態学,情報理論,宇宙科学諸学,散逸構造論の知見を生態学的に展開する宇宙生態系生態学としての展開が進められている。

#### 2. 言語を対象とした領域における生態学的展開

人間生態学のうち,言語を対象とした領域でも,言語生態学において,言語政策を,言語の生態の保全育成のための政治,経済,社会,教育等の諸政策の生態学的連環(エコロジカル・リンク)をベースとして行なうための学的基盤として,関連諸学の生態学的展開がなされてきている(Mühlhäusler, 2000; Hornberger, 2002; 岡崎, 2005d, 2006a, 2006b)。言語教育においても,以下いずれも言語生態学を基礎として,先住民における伝統的医療に用いられてきた植物,動物の保護育成と,それらに関わるコミュニティーでの語彙保存教育(Hornberger同上),生態学的心理学におけるアフォーダンスの知見に基づく言語教育(Kramsch, 2002),教室におけるパワーリレーションに関わる政治学,社会学的分析知見に基づく多言語教育(Creese & Martin, 2003),言語習得論と言語保持理論研究の知見に基づく外国人年少者日本語教育(岡崎, 2002a, 2004a, 2004b, 2004c, 2005a, 2005b, 2006c)が進められてきている。

本論は,以上のような展開を踏まえ,言語習得,認知科学両研究成果の生態学的展開に基づく日本語教育の方法論について,次の3点について論ずる:

- 1 言語習得・認知科学両研究成果の生態学的展開に基づく言語教育
- 2 言語習得・認知科学両研究成果の生態学的展開に基づく日本語教育の方法論的特徴
- 3 上記日本語教育の読解・聴解指導方法論

# . 言語習得・認知科学両研究成果の生態学的展開に基づく言語教育

#### 1 . 言語習得・認知科学両研究成果の生態学的展開に基づく言語教育の行なわれる教室

言語教育を諸学成果の生態学的展開に基づいて行なう教育では、母語およびその下で諸能力によって形成されている言語生態と、新たに第二言語の下で形成される言語生態の両者の形作る言語生態系の良好な育成を目指す。具体的には、言語教室を次のような性格を持った生態学的言語教室としてとらえる。

第一に,言語教室は言語面の人間開発の一環をなす場であり,言語話者の言語生態環境の生態学的支援システムの一環をなす場として位置づけられる。

第二に,言語教育のカリキュラム,シラバス,教授法,教室活動は,できるだけ,第一言語話者として携わってきた人間活動すべてで培われてきた言語能力,認知的,社会的,文化的能力の発揮できる形で行なわれるよう図られる。

第三に,これらによって,言語の認知,社会,情意,文化的諸機能が十二分に発揮されている言語生態が,第二言語を含めた言語生態でも形作られ,その話者の生活のあり方の良さ(「言語話者の福祉状況」)が新たに形成されることを図る。

#### 2.言語習得研究の成果の生態学的展開

言語習得理論は「理解可能なインプット」を習得促進の枢要な要因であるとする。生態学的言語

教室の下では、言語習得研究のこの成果を、第二言語能力の育成の過程で学習者の<u>既有の</u>言語能力 つまり、<u>母語能力を最大限活用する</u>ことを媒介として、実践に適用する。例えば、中国人日本語学 習者は、母語である中国語習得の過程で漢字の読み能力を保有している。従って、中国人日本語学 習者が第二言語としての日本語を学習する場合、学習対象である既有の漢字能力を活用して日本語 文章の意味を理解することができる。従って、非漢字圏日本語学習者に比べれば、はるかに大量に かつ迅速に日本語文章の内容を理解することができる。つまり、既有能力である漢字能力を活用す ることによって、<u>日本語</u>の理解可能な<u>インプットの大量・高速獲得</u>が可能である。

同様に言語習得理論の成果「理解可能なアウトプット」「カリキュラム内外のインプット総量」「インターアクションによる意味の交渉」「時間的効果」が<u>言語生態環境を形作るデザインのネットワーク</u>での経験を通して,既有諸能力の生態学的発展の中に,整合性を以て織り込まれていく。

特に, <u>読み・聴きの連結</u>の中で「<u>理解可能なインプット</u>」の確保の環境が形作られ, <u>十二分なインプット量の供給</u>を基礎に<u>話・書きとの連結</u>の中で「<u>理解可能なアウトプット</u>」の経験の環境が具わる。

また,漢字能力の使用をテコに教室内のカリキュラムや,<u>教室外</u>でどんどん「三国志」などを日本語で読み,他の学習者と話し合い,日本人の中国語・日本語交換学習のパートナーや学習支援者との<u>Eメールによる報告やコメント</u>のやりとりを通して<u>「圧倒的な有利さ」のレベルの「インプット総量」の増加</u>と「インターアクションによる意味の交渉」「時間的効果」が実現される。

#### 3. 認知科学研究の成果の生態学的展開

他方,認知科学研究は,文章読解・談話の聴解においてスキーマや先行組織体(advance organizer)が情報の迅速処理,整合的認知の高効率化を促すとする。スキーマ(Rumelhart、Andersonなど)とは,読解・聴解において活性化・発動される知識の体系的枠組みである。例えば,ある建物について書かれた同一の文章を,「不動産屋になったつもりで読んでください」と言われて読んだ第二言語学習者の再生記憶の内容と,「どろぼうになったつもりで読んでください」と言われて読んだ第二言語学習者のそれとは大きな違いが見られたという。前者は,生活経験から得られた知識によって形作られている「不動産屋のスキーマ」,後者は「どろぼうのスキーマ」をそれぞれ発動させて読んでいるとされる。スキーマの種類には,この例の様な文章の内容に関する内容スキーマと,文章,つまりテキストが「冒頭に結論,その後その説明」型のような展開が典型的か,「説明・結論」型かなど,文化・言語固有のテキストスキーマの両種類があり,読み手はスキーマの予期に沿って理解する。先行組織体とは,読解・聴解において,タイトル,内容に関するイラスト,要約などが与えられると,それらを利用したテキスト理解が可能となる。このように,テキスト中の多様な情報を組織化して整合的な認知を導くものを先行組織体と呼ぶ。これらの点でスキーマ・先行組織体は,読解・聴解で,情報の迅速処理・整合的認知の高能率化をもたらす。

生態学的言語教室の下では,認知科学研究で得られたこれらの知見を,第二言語能力の読解・聴解能力の育成の過程で,学習者の既有の母語による<u>読解・聴解経験・学校教育経験・生活経験の下で培われたスキーマなどの認知能力を最大限活用する</u>ことによって,実践に適用する。例えば,中

国人成人日本語学習者の場合には,中国文化固有のテキスト 中国の故事あるいは「三国志」「水滸伝」「西遊記」などの日本語版テキスト や,母語を媒介とした学校教育で獲得された中日両世界共通の,IT・自然科学・社会科学に関する内容スキーマの発動の対象となる文章の日本語版テキスト,中国人年少者の場合には,子供の生活経験上のスキーマの発動の対象となる,子供の日常生活を舞台にした物語の「エンジョイ型絵物語リーディング」を用いるなどがある。

中国人日本語学習者が日本文化固有のトピック,例えば日本の昔話を読む場合には,母語の読解経験で培われた内容・テキスト両種のスキーマは十分には発動されず,日本固有の風物のイラストは先行組織体として機能しにくい。これに対して,例えば<u>「矛盾」「臥薪嘗胆」などの中国の故事の日本語版の文章</u>を読む場合には,(漢字部分の理解は勿論速く理解可能なインプットの大量・高速獲得が可能で,その上)内容・テキストのスキーマは共に十二分に活用される。またタイトル,イラストもこのようなトピックを取り上げることで,共に先行組織体として十二分に機能し,情報の迅速処理,整合的な認知が高能率化される。

# 4. 上記展開に基づく言語能力形成論

既有諸能力を出発点に形成される新しい能力がネットワーク化されて発動されることによる 相乗的効果

前述のように , (漢字能力 , スキーマ , 先行組織体などの発動 , 利用のための ) テキスト選択 , イラスト・タイトル活用などを典型例として , <u>諸能力がネットワーク化されて発動されるためのデザイン</u>が設けられる時 , これら既有の諸能力は合わせて<u>相乗的に , 理解可能なインプットの獲得を</u>加速する。その結果 , 以下が期待される。

- (1)効率的に<u>育成された読解能力が新たな既有能力として</u>活用され,マッチングのデザインを通して聴解能力と連結,ネットワーク化される。その<u>ネットワーク化をさらに既有能力ベースとして</u>再話・作文能力とのネットワーク化が進む。
- (2)漢字・文化・経験のスキーマを利用して,未知語の意味推測が広範にできることで<u>辞書を引く頻度</u>が減り,<u>読みの中で豊富な文例に大量に接することで文法書の理解</u>が早まり,<u>その分の学習時間が削減され,大量・高速の読解を,限られたカリキュラム,期間に確保すること</u>が可能となる。特に<u>留学希望や専門書読解を要する学習者の学習期間を短縮</u>できる。また,教室外での個人別読解カリキュラム併設が容易となり,<u>少数の教師数</u>で多数学習者の読解カリキュラムの運営が可能となる。

#### . 上記展開に基づく日本語教育の方法論的特徴

上記展開に基づく日本語教育においては,以下のような形で既有の言語能力,既有の認知能力を, カリキュラム,教授法,テキスト選択上活用することを方法論的特徴とする。

#### 1. 既有言語能力の最大限活用

例えば漢字圏学習者の場合,漢字能力の活用の形としてカリキュラム上の活用と教授法上の活用 がある。

# (1)カリキュラム上の活用方法

第一に,漢字交じり日本語文を読解する諸活動を先行させる。既有能力としての漢字能力を活用する場合以外においては,通常,日本語文の話の活動を初級の当初に取り入れて始めるのが通常である。しかし,漢字を意味の上で理解することを既有能力として持っている中国人学習者の場合には,話の活動から始めてしまっては,日本語学習を,既有能力を使わない「ゼロからの出発」にしてしまうことになる。既有の漢字能力を利用すれば,漢字を利用しない場合よりも速いスピードで日本語の文構造を習得していくことができる。漢字交じり文の中の漢字部分を文の意味理解に利用して,後はひらがな部分である助詞や動詞の活用語尾が構文上どんな機能を持っているかを考えれば良いことになる(岡崎、2007a)。このようにすることで,日本語文から理解可能なインプットを漢字を利用しない場合よりも圧倒的に効率的に獲得することができ,また統語上の規則を習得するスピードも速くなる。

その上で読みに続いて,漢字を中国語読みに代えて日本語読みすることを導入することを切り口として,聴き方の活動を併行して進める。そのような読先行聴併行を一定期間進めた後,話の活動,さらには書きの活動をカリキュラムに組み込んでいく。

第二に,このような漢字能力上の圧倒的な有利さを背景に,多読・多聴をカリキュラムの早い段階で導入する。これによって統語上のルールの習得および理解可能なインプットの多量の獲得を早い段階で達成することができる点を活用する。

第三に,このようなカリキュラムの早い段階での有利な展開を基礎として,カリキュラムの中期においては非漢字圏の学習者には行なうことができない大量読み・大量聴きのカリキュラムデザインを施す。

第四に,カリキュラム中期においては,話の活動単独でする代わりにある文章テキストの内容を読んで理解可能になった後その内容について話の活動を行なうという展開を形成する。文書テキストを読んで理解してあることによって,話の活動で用いることのできる語彙や構文は新たに話だけを出発点として学ぶよりも数倍も速いスピードで学習者が操ることができる。さらに,この形で話が進められることをてことして,読みで取り上げた文書テキストを読んで理解した後で,ペア活動で他の学習者に向かってそのテキストの理解内容を話す活動,再話の活動を積極的に活用する。これは口頭能力を短い文の発話のレベルを超えてテキストレベルでまとまった内容を展開するだけのレベルに高めるのに通常時間とデザイン上の様々な技術的な工夫を要するのに対して,それらを用いることなく進めていける極めて有利な活動が展開できる。

第五に,このような中期の活動を蓄積してあることを基礎に,大量読み・大量聴きを高度なテキスト内容のものをもとに行ないさらにそれの再話を続けた後,書きの活動すなわち作文活動を導入する。通常,まとまった内容の作文を行なうことができる能力の養成は,通常の日本語教育プログラムでは大変困難なこととされ,プログラムの終了後実際に留学して専門的な書籍を読むことを蓄

積した上で書く能力を少しずつ磨いていくという態勢を取る。これをプログラム期間の中でかなり の程度達成することができる。

#### (2)教授法上の活用方法

第一に,漢字交じり文の文章を読むためのタスク活動を先行させる。それによって内容を理解したテキストを聴く活動を少し遅れて併行させ,そのような読み・聴きを行なった文書テキストの内容に関しての話の活動や再話の活動をタスク活動として行なう。

漢字を活用しないカリキュラムの下での教授法では、このような展開は行なうことができない。 第二に、語彙能力の飛躍的な形成のために、漢字語・漢字文のカードと、ひらがな語・ひらがな 文カードのマッチングの活動を多用して各時間に織り込んでいく。これは漢字語カードや漢字文カ ードが初出であっても漢字によって意味を理解することができることによって、非漢字圏の学習者 では行なうことのできない語彙能力の飛躍的な伸長を可能にする。

第三に,漢字入り文章を読むプリタスク活動を行ない,その内容を理解したことをベースとして,類似内容の聴きのタスクを教室活動に用いる。聴きタスクをあらかじめ内容のわかった理解したものについて別の表現などの混じった類似テキストで理解することは,聴き取りの文章中の未知語などの推測もでき,また内容のトップダウン的な把握ができるため,聴き取り自体が効率的に進めることができる。

第四に,漢字交じり文の用いられた「情報ギャップ」・同一内容の書き換え文の理解・同一内容を書き換えたベースの上に一定の追加情報が加えられたテキストの読みタスクを多用した教室活動を行なう。これも漢字が入っていることで非漢字圏の学習者では把握することができない情報ギャップを利用したテキストの読みに基づく活動などが大量に活用できることを利用する。

# 2. 既有認知能力の最大限の活用

## (1)母文化トピック・母文化テキスト採用による

内容スキーマ・テキストスキーマが利用できる「母文化トピック・母文化テキスト」を多用する。 例えば、「矛盾」「臥薪嘗胆」など中国故事の和訳テキストを利用する。中国人学習者がその内容を 知っていると思われる故事を読みの教材として用いる場合、内容について大体の知識の枠組みであ る内容スキーマが存在していて活用できると同時に、テキストの展開や落ちの形で与えられている テキストスキーマも活用することができる。

これに加えて挿絵や写真を添えた文書テキストの場合には,認知能力である先行組織体(アドバンス・オーガナイザー)を活用して内容理解を促進することができる。

# (2) IT, 自然科学, 社会科学などのトピック・テキストの採用

母国における教育で得た既有知識に基づくスキーマおよび先行組織体を最大限活用するため,学習者が既知の内容の日本語文章を選ぶことを活用する。中国語による短い要約文やイラストを付け, さらにプリタスクを与えることでより能動的にスキーマや先行組織体の発動を促すことができる。 特にIT,自然科学,社会科学のビデオなどを併用して読みと聴き取りを併行した活動を媒介とすることでこのテキストの採用の方略はさらに効率的に行なわれる。

#### . 生態学的教室における読解・聴解指導方法論

以上のような既有諸能力を活用したカリキュラム上,教授法上,テキスト選択上の枠組みをさらに具体化するものとして,次のような読解・聴解の基本形態がある。

# 1.予測能力の連結発動に連なる環境を作り出すプレクエスチョンの活動

例えば母文化テキストとして「三国志」を取り上げた場合、「(諸葛孔明のライバル)周瑜はこの話の中で孔明との謀略戦に勝ったか、負けたか」などのプレクエスチョン(=読む前に設定する質問)のデザインによって、<u>内容の展開の予測能力</u>を[漢字 統語的推測 意味論的推測 スキーマ 先行組織体]合計5つ続きの能力と連結して発動するデザインを設ける。

中国人学習者が例えば「三国志」についてスキーマを持ちはしていても,全巻の膨大な量の内容, エピソードすべてについて詳細を知っているわけではない。改めて日本語で読むに当たっては,大 きな流れの記憶をベースに書かれた日本語から情報を得ていく点では,読みに焦点を与えるような 課題としてこのようなプレクエスチョンは予測能力を発動する環境を形作るものとなる。すべて読 む前に内容を精緻に知っているため予測などそもそも必要としないというようなエピソードはむし る稀と考えられる。

これらと,他の多様なデザインのネットワークの中で,「偶発的連結の経験」は,偶発的・単独的なものから,相互につなぎ合わされ,生態学的発展を形作るものになっていく。

#### 2. 読解能力と聴解能力の連結の相(フェーズ)への展開

この展開を次の相<u>(フェーズ)</u>に進めるものとして,初級早期を主導する読解に続けて,日本語文「諸葛孔明は馬に乗る」の漢字部分を「日本語ではどういう音読がされるか」(例:「馬」は [uma])の経験を主眼とした「読解能力と聴解能力の連結経験の環境を形作るデザイン」がある。

この環境のベースは,上のテキストジャンルの選択,静止画の導入,プレクエスチョン設定と同時に,導入した静止画に対応する範囲の一連の漢字交じりの日本語文を,目で追って読む作業の<u>後を追って聴く</u>ことで形作られる。つまり一連の新しい日本語文を導入,読む毎にすぐ,録音テープ・教師の音読を繰り返し聴いていくことで<u>ベース作り</u>は始まる。このようにして<u>カリキュラム上</u>は読解と聴解は併行して始まる。

学習者の反応に合わせて,個々の文が聴いて大筋区別できるようになった時点で<u>ベース作りから</u>能動的活動に移る。上記「諸葛孔明……」の文なら,この文を書いた漢字交じり文のカードを他の内容の文カード数枚と共に机上に広げ,教師がこれらの文の一つ一つを音読し,学習者が対応する文カードを拾う(いわゆる「カルタ取り」)。この蓄積の中で音連続 [shokatsukoumeiwa ...] などが何を意味するかという「聴くモードでのインプット」の理解が可能な環境が形作られていく。こ

のように読解モードと聴くモード両方で「理解可能なインプット」(後述)の獲得が可能になる"。

# 3.習得の枢要部分の確保・諸能力のネットワークによる受容態勢の下で話の導入

漢字能力使用の「圧倒的な有利さ」によって、このように、<u>話の導入の前に習得の枢要部分が確</u> 保されていくことになる。また、中国人学習者にとっては、全くの新経験である日本語の話の活動 は、十二分に充実した諸能力のネットワークを有した受容態勢の下で導入されることになる。<u>話の</u> 能力は、静止画の下に与えられる上記のような文セットを「聴いて理解する」が定着してきたとこ るで、エピソードに対応する一連の絵を見ながら自分で発話して、「まとまったエピソードを話す」 再話を出発点として形作られる。

# 4.読解・聴解能力と話の能力の連結

読解・聴解能力をベースとした話の過程は,読んだテキスト,聴いたテキストそのままをベース に,

大量の語彙が獲得されている。日本語読みのできる漢字語と,斬る,美しいなど漢字+ひらがな語の形のものが読んで理解できるようになって蓄積されている。第一言語である中国語で持っていた膨大な量の語彙,単語群が,今,日本語の語彙として耳で聴いてわかるようになっている。つまり話の活動の半分を占める聴解のための大量の語彙として使えるようになっている。

多数の文型が多くの文脈の中で経験され,蓄積されている。

この結果、次のようなことのできる条件が用意されていることになる。

多くの語が,辞書を引くことなしに読んだり聴いたりして理解できる。

文型・文法の学習に当たって,既に読んだり聴いて知っている文法事項が多く,文法書に取り上げられている例文も,単語を多く知っている分,理解が早い。

未知の語に出会った場合,知っている語彙が多いだけ,未知語の周囲の語の意味がわかる ため,推測ができる確率が高くなり,辞書を引く頻度が下がる。

未知の構文のルールについて仮説を立て,またその検証をする場合,上のようにして蓄積 された大量の語彙・文章がデータとして機能する。

アウトプットを作り出す際,気づきや仮説を検証するのにも,これらの語彙・文型がデータとして機能する。

<sup>1) &</sup>lt;u>学習者自身による音読</u>は , 聴解が十分蓄積できた時点で始まる。<u>自己流の発音の定着</u>をできれば避けるためである。

# 5.読み・聴きと話の連結を重層的に経験する環境の形成

このような語彙・文型の大量のdataを基礎として,<u>読んだ内容が実際に理解されているか否かの確認</u>の諸活動を加えると,次のような過程を通して<u>「読み 聴き 話」の連結が何重にも経験</u>できる<u>環境が形作られる</u>。そこでは「理解可能なインプット<sup>2)</sup>」の確保を基礎とする「理解可能なアウトプット<sup>3)</sup>」の確保の環境が重層的に,密に形作られる。

# 理解可能なインプットの集中的蓄積と質的高度化

- a) 既習の文・文章カードを生起順に並べる。
- b) 既習の絵を生起順に並べ,その下に<u>文・文章</u>カードを<u>マッチング</u>。
- c)内容についての<u>正誤を判定する問題</u>を,既習の文・文章そのまま,一部語句変更で内容 上は誤りとなる文・文章について実施する。読み・聴きの順で。
- d ) <u>学習者のレベルに合わせて理解可能にした</u>既習と同じ内容の文・文章のリストの中に, 一部語句を修正した文・文章項目を含めたものを学習者が読んで正誤を判定する。同時 に,聴いて正誤判定。
- e)教師の音読する既習の文・文章を<u>聴いて</u>,<u>理解できなかった部分を</u>自由に<u>質問</u>。既習の 文・文章そのまま聴いて,次に一部語句変更したものを聴いて。
- f) 既習エピソード中の<u>頻出重要語句</u>の入った文・文章のリストの正誤判定を同様に読み・ 聴き両方で行なうことにより, <u>当該語句をできるだけ多くの文脈で,インプットとして</u> 理解する。

#### 理解可能なインプット獲得過程に、理解可能なアウトプット形成の機会を組み込む。

- a) 既習,未習の文・文章の内容についての空所補充。読み,聴きの順で。聴きは教師により音読されるものを聴きながら「ここは空所」のシグナルである音読の間に沈黙時間を入れ,その空所部分を書いて補充。文・文章の読み・書き部分は理解可能なインプット獲得過程,空所補充部分は理解可能なアウトプットの形成の機会となる。アウトプットは書きで。話によるアウトプットはこの次の段階に回す。1文中に1語,2文中に1語などのように拡大する。
- b) <u>空所補充の拡大</u>:補充サイズを1語から,文末に限って語句サイズ補充へ拡大。<u>アウト</u> プットサイズを拡大する機会となる。

# 修正されたインプットのナラティブと,教師によるQ&Aのモデルの提示

a)<u>修正されたインプットのナラティブ</u>:学習者が静止画付きで文章を<u>読んで理解した内容</u>を,<u>聴いて理解可能にするため</u>次のような手立てをする。1)絵の対応部分を指差す,

<sup>2)</sup> 読みまたは聴いて意味が理解できている状態にある言葉

<sup>3)</sup> 相手が意味を理解でき,文法的にも正確になるよう学習者によって修正された発話。

- 2) 重要部分を繰り返す,3) 言い換える,4) 重要部分のスピードを落とす,5) 重要部分について教師が自問自答する,ことを織り込みながら,絵を全員で見ながら「お話=ナラティブ」の形で経験する場の提供。
- b)学習者が<u>未だ読んでいない内容</u>を,<u>aの続きの文章について</u>ナラティブで同じように。 aと比べ,絵と音による理解という点で新しい経験に移行する。
- c ) 何枚かの<u>既習の絵の説明をナラティブで</u>, どの絵かは見せずに, 教師がする。学習者は 机上に広げられた数枚の絵から対応する絵を拾う。
- d) 同様に文・文章カードから拾う。<u>速読してインプットを高速・</u>効率的に理解化する。
- e ) a ~ d の量を増加して , <u>話のモデル</u>の<u>集中的経験の蓄積</u>。
- f)「<u>ナラティブ付随の自問自答のQ&A」</u>:上記 a のナラティブの内容に即して,教師が 質問を学習者に投げかける。ただし答えは(自分で尋ねた質問に)教師が自答する。
- g) <u>質問文各タイプを使って自問自答</u>する: 1) Yes/No質問, 2) 5W1H質問, 3) 5W1H に対する1語文の自答, 4) 語句のサイズによる自答, 5) 完全文による自答。

# 6. 読解・聴解能力と話の能力の連結の下での話の集中実施と本格的大量経験

このような [ 読み 聴き 話 ] の連結を何重にも経験する環境を経た後,次に同じ三つの能力の連結のもとで,ペアの学習者による話の活動の集中実施と本格的大量経験さらにそれを踏まえて,再話に向けた話の全面的・大量経験の環境が次のような過程で形作られる。

ペアの話活動の集中実施,再話に向けた地ならし

- a)上記 a)「内容についての空所補充」=「読み・聴いた文章中の空所を<u>書いて補充</u>」にならって、「<u>読み・聴いた</u>文章中の空所を<u>ペアの相手に話で補充</u>」する。 同じく上記 g)教師が「質問文各タイプを使って自問自答」するのに続けて学習者が リピートして練習することから入る。<u>ペアで</u>実際の文章を使って<u>大量実施する</u>。
- b)やはり上記 b)「<u>アウトプットサイズの拡大 = 空所補充の拡大</u>」にならって,「1語補充から,文末限定で語句サイズの補充へ拡大」をペ<u>アの相手に話で補充</u>。それによって「インターアクション(後述)を通じたアウトプットの確保」がなされる。そこで「インターアクションによる意味交渉の各タイプの蓄積」がなされる:1)「聞き返し」2)「念押し」3)「<u>わかった</u>のシグナル」4)「<u>わからない</u>のシグナル」5)「<u>~という意味</u>かの形の言い換え」。ペアで実際の文章に空所を付けて大量に実施する。
- c)上記 「教師によるQ&Aのモデルの提示」にならって,ペアの相手と話で実施。ペアの一方が,教師から与えられた質問リスト(既習の文章についての)を黙読。次に1質問ずつ読み上げる。ペアの他方はこれに対して,対応する絵に付けられた文章を読んで,相手の質問をプレクエスチョンとして考え,話で答える。与えられる質問リストには,

<sup>4)</sup>言語習得の促進要因の一つ。

質問文の各タイプが網羅されている。

- d) <u>情報ギャップ完成</u>: エピソードについての既習・未習混在の文章のコピーを二つ作成。 一方のコピーのある場所に空所,他方のコピーの別の場所に空所を設定。<u>ペアで相手か</u> ら情報を得て空所を補充する。相手のコピーは見ないで実施。
- e) dの<u>補充部分として</u>,まず絵の下の文章の一部の文,次に一部から全部の文へと<u>拡大</u>して空所を補充。これは絵を用いた<u>再話に向けた地ならし</u>となる。

# 再話に向けた話の全面的・大量経験

- a) <u>教師が絵を示してナラティブ。これにならって学習者がペアの相手に</u>実施。 次に,一人の学習者がクラスの前で教師に実施。教師は相槌のモデルを示す。
- b) 2枚続きの絵で, 教師がモデル, 学習者がペアで。相槌も実施。
- c) モデルなしで, 学習者のペアのみで実施。

# 7. 漢字能力の「語彙上の圧倒的な有利さ」の発動: 使用語彙上の有利さ

# 「第二言語学習開始以前に第二言語習得の大半部分を終了している」ことの発動できる環境」

先に,漢字能力の「語彙上の圧倒的な有利さ」について述べた。語彙には理解語彙(読んだり聴いたりして理解できる語彙)と使用語彙(作文や話に使える語彙)があるとされる。理解語彙のうちのある部分が使用語彙として使われる。先述の「有利さ」では理解語彙について考えたことになる。

読解・聴解と話の連結の下での話を多様な形で,集中実施・本格的大量経験することを通して, 一連のエピソードの中の大量のテキストの中の多くの漢字語が日本語読みで,日本語のやりとりの 中で,上述の多様な形式の下で頻繁に使われることになる。この過程で使われる多くの語彙が,学 習者の第一言語である中国語の下で使用語彙であった(当然ながら)漢字語である。

通常,理解語彙の多くが使用語彙としては用いられていないとされる。つまり,使用語彙を第二言語で獲得するには,多くの使用機会とそのための時間を要する。非漢字圏の日本語学習者についても同様である。これと比べると,中国人学習者は上のような環境を経験することで「使用語彙上の圧倒的な有利さ」を発動することが可能となる。

この点でも,「<u>第二言語(日本語)の学習開始以前に,既に第一言語(中国語)の下で,第二言語習得の大半部分を終了</u>している」と言え,その終了部分を<u>既有能力として活用し,発動できる環</u>境を形作ることが必要であることが示されている。

これらの延長線上に,さらにそのエピソードを絵毎に作文していくことで書く能力が連結されて発動される。<u>読解・聴解能力連結の相(フェーズ)</u>がその次の<u>話の能力と作文能力連結の相(フェーズ)</u>に展開することへと続いていくことになる。

#### . 結語

本論は、言語習得・認知科学両研究成果の生態学的展開に基づく日本語教育の方法論について、

- 以下の諸点について明らかにした。
  - 第一に,言語習得・認知科学両研究成果の生態学的展開に基づく言語教育
  - 第二に,言語習得・認知科学両研究成果の生態学的展開に基づく日本語教育の方法論的特徴 第三に,上記日本語教育の読解・聴解指導方法論

今後の課題として,以上のような方法論に基づき,自然,人間生態学で明らかにされてきた「環境・人間両問題への対応」(Cf. はじめに)の内容を,言語教育における内容教育content based instructionの対象として行なうための方法論の展開が必要とされる。

#### 参考文献

- 岡崎敏雄. 2002a.「学習言語能力をどう測るか TOAMの開発:言語能力の生態学的見方」『日本語教育ブックレット1:多言語環境にある子供の言語能力の評価』国立国語研究所,48-59ページ。
- 岡崎敏雄. 2002b.「母語による学習者サポート システムの構想案」『学校教育におけるJSLカリキュラムの開発について』文部科学省初等中等教育局国際教育課,81-85ページ。
- 岡崎敏雄. 2004a.「年少者の日本語教育における学習のデザイン 日本語の学習言語の習得と母語 保持の統合的展開 - 」小山悟編『言語と教育』くろしお出版, 259-280ページ。
- 岡崎敏雄. 2004b.「外国人年少者日本語読解指導方法論 内発的発展モデル」『筑波大学地域研究』 Vol. 23,119-132ページ。
- 岡崎敏雄. 2004c.「外国人年少者日本語読解研究方法論:原理論」『筑波大学文藝・言語研究 言語 篇』45,29-46ページ。
- 岡崎敏雄. 2005a. 「年少者日本語教育と母語保持 日本語・母語相互育成学習における学習のデザイン 」『言語教育の新展開』ひつじ書房, 383-399ページ。
- 岡崎敏雄. 2005b.「外国人年少者の教科学習のための日本語習得と母語保持・育成 小学校中高学年と中学生の学習支援 」『筑波大学文藝・言語研究 言語篇』47,1-13ページ。
- 岡崎敏雄. 2005c. 「言語生態学原論 言語生態学の理論的体系化 」『共生時代を生きる日本語教育』 凡人社,503-554ページ。
- 岡崎敏雄. 2005d. 「言語生態学に基づく言語政策研究」『筑波応用言語研究』12,1-4ページ。
- 岡崎敏雄. 2006a. 「言語生態学における心理・社会的両生態領域間の相互交渉的関係 『巨視的モデル』の生態学的位置づけ 」『筑波大学地域研究』26,15-26ページ。
- 岡崎敏雄. 2006b. 「言語における心理・社会的両生態領域間の相互交渉的関係 『巨視的モデル』 の生態学的評価 - 」『筑波大学地域研究』27,15-27ページ。
- 岡崎敏雄. 2006c.「外国人年少者の読解 生活言語を基盤とした学習言語習得の方法論的枠組み」 『筑波大学文藝・言語研究 言語篇』49,1-15ページ。
- 岡崎敏雄、2007a、「持続可能性を追求する日本語教育 その基礎としての言語教育における生態学

- 的アプローチ 」『筑波大学地域研究』28,67-76ページ。
- 岡崎敏雄. 2007b. 「情報生態学原論」『筑波応用言語学研究』14,1-14ページ。
- オスラー,オードリー. 2002. 『世界の開発教育 教師のためのグローバル・カリキュラム』中里亜夫監訳. 明石書店。
- Creese, A. and P. Martin. 2003. *Multilingual classroom ecologies: Interrelationships, interactions and ideologies.* Cleavdon: Multilingual Matters.
- Hornberger, N. H. 2002. "Multilingual language policies and the continua of biliteracy: An ecological approach," *Language Policy*, 1, pp. 27-51.
- Kramsch, C. 2002. Language acquisition and language socialization: Ecological perspectives. London: Continuum.
- Mühlhäusler, P. 2000. "Language planning and language ecology," *Current Issues in Language Planning*, 1(3), pp. 306-367.

# 編集委員

平 石 典 子(委員長)

遅野井 茂 雄

真 野 俊 和

立 川 孝 一

古田博司

津 城 寛 文

『筑波大学地域研究』29

発 行 平成20年3月31日

発行者 筑波大学地域研究研究科

代表 小野澤正喜

〒305-8571

茨城県つくば市天王台1-1-1

Tel. 029-853-4593

印刷所 前田印刷㈱ 筑波支店

つくば市東新井14-3

Tel. 029-851-6911

Publisher: Master's Program in Area Studies,

University of Tsukuba, Ibaraki, 305-8571, Japan

# **AREA STUDIES Tsukuba**

2008

筑波大学大学院 地域研究研究科 Graduate School of Area Studies University of Tsukuba